

三柏莊
貢所米

文明九年雜載

一四六

一 權預祐松來、正預領三柏庄負所米事、反別一斗一升八合、三十餘石并麥十餘石直務事、自越智許可之處、下司椿井及違亂云々、其子細ハ、此間成身院此負所請口米二十石、麥代三貫文、如此可沙汰之由、椿井所望云々、佛聖領下地ニ此負所ハ相懸云々、此外又昔三柏ニ社家神人止住之屋敷在之、其分ハ九日會ニ年貢致沙汰子細有之云々、故祐時ハ永享二年ニ任正預了、無爲ニ直務、同十年ニ故覺舜房如此請之了、嘉吉三年九月十六日以來直務了、其後又小泉請申三柏下司故也、其後又成身院至今年請申了云々、如此社領共成違亂條珍事事也、

十二月二日、小雨

菅井莊

一 菅井庄より人進之、早々御使可被下之云々、就給主申入之、

八日、

若槻莊

一 若槻庄當年損免三十石給之、去年ハ卅五石給之了、御米早々可沙汰之由仰了、昌懷申次之、

廿七日、

矢木莊

一 矢木庄御油一斗五升之内、筒井若尾住人等逐電之間、其分可令闕如之由、

神南院田

庄衆等申入之、半分進之云々、以外申狀也、庄衆之多少ニ不可依、爲矢木庄、其所住人可弁沙汰事也、此子細仰十市了、返事今日到來、申狀不可然事也、

〔尋尊大僧正記〕

七 四月朔日、

一 當月分御油五升、院號神南院御油、興憲擬講取進之、去月未納之上品御油也、平群郡

夜麻郷神南田御油也、

〔尋尊大僧正記〕

八 十一月十九日、

一 爲學侶六方集儀相定納所事

納所
近江ノ諸
莊

大供近江國江庄納所

大供打入同小倉庄納所

中院同所小倉庄納所

中院十市八條方納所

中院十市大佛供上庄納所

中院十市大佛供下庄納所

中院字多萩原庄納所

瓦屋納所

西屋春季納所

西屋秋季納所

西屋圓明納所

本談義春季納所

本談義秋季納所

本談義夏中納所

上屋納所

文明九年雜載

一四七

一各之自專納所事

一切經供料衣服納所

長屋庄大般若供米納所但給主方兼之

院入庄十講納所但給主方兼之

山道庄大般若納所但給主松林院定奉行也

北圓堂瑜伽論番條方納所

三國湊新供納所

龍花院新田納所

山內納所給主兼之

武庫庄大般若納所

以上大乘院門跡成敗之

一在々所々自專納所

新造屋納所松林院成敗

探唯識講納所與發志院

新卅講供料衣服納所
 大乘院長日勤行供米納所
 宇野庄一切經納所但給主兼之
 椎木庄天野供納所
 向淵庄十講納所多田沙汰也
 俱舍米中津鳥見納所
 若槻庄大般若納所
 大發志院修正納所
 河內國山田大般若納所給主兼之

食堂瑜伽論納所知足坊

吉田庄納所新唯識會以下一乘院方

〔廿一口方評定引付〕

○山城 三月廿五日

東寺領矢野莊

一就矢野庄事、横沼違亂重而申之間、齋藤新右衛門方以雜掌申遣處、則隅田方立使問答了、仍新右衛門內者小野田仁參百文可有會尺由治定了、

四月六日、
一就横沼申事、當時權勢文都管所行之間、以內緣寺家理運之旨依被仰、可止彼綺之由返答了、

五月朔日、
一横沼就矢野庄事、公文所之中間左衛門三郎召籠之間、令披露之處、此間被仰文都管之間、尙々可有御憑之由、治定了、

同六日、
一就矢野庄事、横沼違亂申子細、依文都管口入、悉落居了、仍禮物横沼二十貫文出之、其外文都管百疋、以前三百文振舞、厚監寺五百文、但返本怡房四百文、二度豐岡百疋、極一荷折一合、代五百文、百田次郎左衛門五百文、兩度振舞出之、也、代糧百五十文、門指酒直以下十四貫八十文也、但此內五貫文々都管助成申者也、

同十五日、

文明九年雜載

橫沼盛家
避狀案
領播磨ノ所

一橫沼去狀并豐岡副狀披露了、
一御成之洗淨有沽却、今度就橫沼事遣足可有返辨云々、

橫沼避狀案

就東寺領播州矢野庄、寺家江致引違處無沙汰間、催促之折節文都管并豐岡殿依御口入閣申上者、向後不可有違亂煩者也、恐々謹言、

文明九

五月日

橫沼藤左衛門尉
盛家判

當寺雜掌御坊

豐岡副狀案

豐岡副狀案

就御寺領播州矢野庄之儀、橫沼藤左衛門尉以前引違催促之處、文都管口入候、我々も相共可申由被申候間、種々申可閣申由領掌之條目出候、於向後違亂不可申旨、如此折紙を出候、相副進候、此分可得御意候、恐々謹言、

文明九五月九日

東寺雜掌

表書云

進之候

東寺雜掌

進之候

豐岡孫左衛門尉

平野莊

三月廿五日、

一平野庄去年々貢少分到來之間、給主湯役半分可有沙汰云々、
但當年計之儀也、後々不可成例由、評儀了、

十一月廿二日、

一就諸寺領遵行事、

十二月十九日、

一寺領遵行今日出了、仍諸寺從自明日廿日、可有之云々、

〔東寺百合文書〕

○工五十一之五十四
○山城

中庭作分內壹段百姓職之事、已前年貢等辨候之付て、領掌作職、於已後不可有相違者也、仍如件、

文明九

梅香院納所

九月廿五日

〔花押〕

太郎衛門

〔親元日記別錄〕

中

〔備前〕

一若王子雜掌

同日、

文明九年雜載

百姓職

若王寺領

若狹瓜生莊

文明九年雜載

一五二

若州瓜生庄定使去年八月死去之處、下司沼田以九月日付請取可致算用云々、於此請取三通者、同三用定使爲私令備用年貢書與云々、更本所不可有存知之由、

合一飯加州八五

飯加州洞ノ一播州善同庵雜掌(文明)九七十三

播磨善洞庵領

寺領同國三野南條繼耕田兩庄內一分地頭職河勾十三郎實康方ヨリ相副御判物、應永廿四閏五、任賣寄進狀之旨、當知行候處、河勾賣渡、應永十五、松田五郎左衛門秀康カ子孫左京亮、爲先祖本知行地之由申之押

妨云々、

布霜臺一靜住憲舜一九十一、

淨土寺領

淨土寺門跡領御借物事、以門跡領所々年貢可有返辨之由、借書有之上者、西院內下地宇治岡屋等事、本利相當之間、可致知行之由御下知事、

布霜臺一西京梅熟菴雜掌(文明)同日

西京梅熟庵領

庵領西七條竝泉乘寺兩所下地事、就質物太刀儀、中村式部丞押領、次六段田事借錢千疋一倍、外仁中庵住持輪西堂于今押妨云々、

禁中、

〔實隆公記〕

四 閏正月十三日、壬午、陰、自今日當番也、自昨□□□出、猶候御所、

當番

二月八日、丙午、天晴、入夜著束帶參內、爲言國朝臣代候番、二更雨濺、

廿八日、丙寅、天霽、自今日雖爲當番、令相博爲親朝臣了、

三月廿一日、乙丑、天晴、及晚自右宰相中將許有使者、明日爲親長卿代、小番可

祇候之由也、則承諾了、

四月廿五日、壬戌、晴、自今日爲俊量朝臣番代參內、終日無殊事、以下三條西實隆甘露寺親

長番ノコト、異事ナキモノハ略ス、

〔親長卿記〕

八 七月二日、雨下、及晚晴、葉室前大納言教忠、自今日小番始而

參仕、借用予直垂參仕、昨日結改小番云々、

〔兼顯卿記〕

庫岩崎文 六月六日、壬寅、晴、禁裏小番、自來月被結改、予爲一番

可令參勤之由、右大辨宰相量光奉書到來、續左、則請文書遣之、父大納言番頭

也、然而在國之間相替、右大辨相觸者也、以下廣橋兼顯番ノコト、異事ナキモノハ略ス、

九月一日、乙丑、晴、時々小雨下、季秋告朔、每事中心多樂也、人々多以賀來、町黃

小番結改

文明九年雜載

一五三

彼岸

門明日予當番若有故障儀者可參祇由被命仍相博頗芳志也○以下
〔御湯ごの、上乃日記〕一 八月八日、むらんよいる、けき万いる、御とたさ

更衣
五衣不具

ををいします、
十四日、ひんらん、なふまで御とき御さふぼり、
十月一日、なふよりけ御きぬ、上らふ御い万、いりともあるへきあ、五きぬ
など多くなる控へあし、

煤拂

十一月廿八日、なふの御さう月まいる、野まもし御めんよて、るしやう院つ
をまいらる、御宮者に御うむらけの物三色一う万いる、

強供御

十二月一日、福さ御さうつた万いる、あもし一とん部卿万いらする、大つう
院よりまつうんの御ふふ万いる、御さう月いつものことし、きう院の上ら
多御万いり、

御燒火

十八日、御まゝとき、御さう月いつものことし、
廿五日、なふの御こわく御、としく、れことし、

〔實隆公記〕四 正月廿八日、丁卯、天顔快晴、寒氣屢殘○中及深更有御燒火
今夜候若宮御方、曉天嵐氣甚、雪花散、

御花山
二尊院惠
忍參内

〔親長卿記〕八 四月廿一日、俄雷鳴、甚雨下、今日御花山也、

〔實隆公記〕四 閏正月十五日、甲申、陰、今日猶爲當番、二尊院被參入、今夕免
毫一管拜領之了、

花山院政
長祇候

八月九日、庚辰、晴○中入夜花山院大納言被參於簀子有盃酌、予同令祇候、自
御前退出之後、於大納言典侍勾當等之局有盃酌、

庭田雅行
暇乞祇

〔御湯ごの、上乃日記〕一 十一月十五日、世の無爲あるまより、ふしとへ
庭田、大つう院くさるゝとて、御いと万こ并よしこう、

近江普觀
寺住持祇
候
妙蓮寺祇
候

廿七日、ふくむん寺のちうち、御れい申、御さいめんぼり、
十二月十八日、めうむん寺御れい万いる、おり二うう一う万いる、御さい
めんの、ち、くこんふ、

尊應尊敦
親王祇
候

〔御湯ごの、上乃日記〕一 五月廿五日、玄尊應やうれんいんこの御玄もすう
まよ、二の宮の御方へ御いとまこひとて御万いり、御さう月万いらるゝ、

堯胤法親
王御出京
同御歸

〔實隆公記〕四 七月二日、丁卯、陰、今日梶井宮御出京、參伏見殿了、
九月廿五日、己丑、陰、梶井宮明日令歸寺給云々、
十二月廿日、癸丑、雪降、朝間參伏見殿、梶井宮今朝還御云々、奉謁、向近衛殿、

應善女王御不例

〔親長卿記〕八 正月十五日晴及晚參曇花院殿里宮安禪寺殿等有入御之故也御非時之後有三獻

幕府

廣橋兼顯
小河第二
赴

〔實隆公記〕四 五月二日戊辰陰入夜參安禪寺殿此間應善女王姬宮御方御不例云々爲尋申入也歸路向舊院上臈局

七玉集

頃之祇候

〔兼顯卿記〕庫所藏文 九月廿五日己丑陰午天參小河殿於御前被下御酒

田中生清
申柿ヲ義
尙ニ進

十月七日辛丑晴入夜參小河殿并御臺御方等條々披露七玉集返上之十一月十四日戊寅晴早且先參御臺御方於常御所南都注進以下雜訴之條々數个條披露之委注他記於御前被下一盃頃之歸家午天又參候大閣被申事以下條々又伺申於常御所直之申入者也自禁裏被申御抄物等事同披露○中於新造之御座敷被下御酒准后同御座終日祇候萬端披露之後入夜歸家此後參內依奏事也

廿二日丙戌晴○中直參宰相中將殿八幡田中法印進上之申柿等持參物也頃之歸家

義尙樂邦
ノ刀ヲ見
トス

〔親長卿記〕八 十一月廿一日晴自宰相中將殿有御使樂邦所持刀可被御覽云々在國之由申入了

〔朽木古文書〕寄進狀 寺院補任 甲十一號

補任

若州鳥羽庄金輪院知行分年貢之内契約切米國定貳佰捌拾石事爲御代官職嚴密仁可有取沙汰候就其御引替之月宛之事自二月至八月捌貫文每月晦日仁可有運上但貫別加肆拾文宛利平以來秋年貢之内如諸算用十月和市可被引召相殘年貢米連々運送十二月上旬可有皆濟内分一貳拾捌石被引可有勘定然者雖爲何ヶ年不可有相違候万一無沙汰之儀候者雖爲何時可有改易者也仍補任狀如件

文明九年乙酉四月廿二日 富倉藏人丞 藤久(花押)

朽木信濃守殿

〔朽木古文書〕乙納狀 十五號

納鳥羽庄御年貢餅米事

合壹石壹斗六升四合者但それより八升全ハ一石二斗也

年貢餅米
納狀

文明九年雜載

右追々所納如件、

文明九年三月十三日

林新□殿

まくら
藤久(花押)

納狀
年貢月宛

納鳥羽庄年貢月宛之事

合拾六貫文者、

三四兩月分

右爲兩月分所納如件、

文明九年卯月廿四日

岩神殿

富倉
藤久(花押)

納鳥羽庄年貢月宛事

合八貫文者、

五月分

右爲五月分所納如件、

文明九年卯月廿九日

岩神殿

富倉藏人
藤久(花押)

六月分

納鳥羽庄御年貢之事

合八貫文者、

右爲六月分所納如件、

文明九年五月晦日

岩神殿

富倉
藤久(花押)

納鳥羽庄御年貢之事

合六貫文者、

此外百疋二月分追々請取申、藤久(花押)

右所納如件、

文明九年七月八日

岩神殿

富倉藏人
藤久(花押)

納鳥羽庄年貢之事

合八貫文者、

但此内貳貫文者、申請中取分也、
二月分心得被申候、

文明九年雜載

文明九年雜載

右追々所納如件

文明九年八月一日

岩神殿

富倉藏人
藤久(花押)

年貢米

納鳥羽庄御年貢之事

合壹石四斗三升八合者

右追々所納如件

文明九年九月三日

大津二郎衛門殿

さくら
藤久(花押)

納鳥羽庄御年貢之事

合壹石四斗三升六合者

右追々所納如件

文明九年九月廿三日

岩神殿

富倉
藤久(花押)

納鳥羽庄御年貢米之事

合拾九石五斗六升者

右追々所納如件

文明九年十月八日

橋次郎左衛門尉殿

さくら
藤久(花押)

納鳥羽庄御年貢之事

合拾四石六斗九升者、但たろふま分、松まむ七さい九口

右追々所納如件

文明九年十一月十二日

ひこ三郎殿

富倉
廣久(花押)

〔朽木古文書〕

請取狀
乙十六號

請取申朽木之御年貢錢之事

合拾貫文者

文明九年雜載

朽木莊年
貢請取狀

右爲去々年之殘、所請取申如件、

文明九年三月十三日

右衛門尉
國久(花押)

清水殿

造事方料
足請取狀

請取申御料足之事

合拾貫文者、但御造事方、

右所追々請取申如件、

文明九年卯月廿二日

右衛門尉
國久(花押)

清水殿

往來

諸家、

〔實隆公記〕

四

正月四日、癸卯、陰、朝間微雪散、(山科言國)內藏頭、(政務)冷泉中將等來臨、入夜

內府、右大將等入御、則參內府、歸路向四辻亭、

八日、丁未、霽、景三西堂入來、聰明□右中辨等來臨、及晚參內府、數剋□

□記等一覽了、向裏辻舊院上臈局、大納言□大炊御門等、參安禪寺、真乘寺、曇花院殿了、歸路向柳原、飛鳥井等亭、踏月歸家、

景三三條
西實隆
訪フ

龍澤實隆
ヲ訪フ

日野政
實隆ヲ朝
浪ニ招ク

九日、戊申、晴、入夜參賀處々、南御所、廣橋、勸寺、庭田、對屋、園及亥下剋歸家、

十日、己酉、天晴、朝間龍澤西堂來臨、勸一盞、

廿六日、乙丑、天霽、晝間雅國朝臣爲日野侍從使者來、(政務)□可儲朝浪、可來之由也、正忌之間難治之由、內々命雅國朝臣云々、

廿七日、丙寅、天晴、餘寒甚、梳髮小浴、○中入夜向入江殿東庵、暫談世事、今日日

野侍從入來、亂髮之間不能對面、

二月七日、乙巳、天陰、及晚參曇花□宰相中將、樂邦院等同道、盃酌及二更、

廿四日、壬戌、陰、晝間宵柏僧來話、入夜參伏見殿、小時退出、雨降、

七月廿六日、辛卯、晴、雅光男自佐州上洛、惠一樽、入夜參北禪尼許小路殿、去五日移徙他所新造、

內藏頭、中將等令同道了、歸路向大昌院、

八月廿六日、辛酉、陰、朝間雨降、晝間向內府舊院上臈局等了、參伏見殿、終日祇

候、有盃酌、入夜退出、四辻宰相中將、內藏頭等來話、有盃酌、

十月七日、辛丑、晴、及晚左少辨來話、入夜參曇花院殿、有盃酌、歸路參真乘寺殿、

伏見殿等、時雨降、

十九日、癸丑、晴、今日四辻(季春)亞相被上洛了、

文明九年雜載

四辻季春
上洛

實隆曇花
院ニ參ル
宵柏實隆
ヲ訪フ
北小路尼
移徙

中御門宣胤坂本ニ下ル
朽木貞綱上洛

〔親長卿記〕八 正月十四日晴中御門中納言今日下坂本、

十月廿一日晴中御門中納言歸坂本、予令同導見廻淨蓮花院、朽木彌五郎來、昨夕上洛云々、

廿四日晴朽木彌五郎來朝飯、

〔兼顯卿記〕○岩崎文 庫所藏 六月一日丁酉天晴月朔吉兆、家門彌繁昌、尤中心多

樂也、珍重々々、人々多以賀來、以使者各謝之、

三日己亥天晴、勘解由小路前中納言高清營少納言長直朝臣等入來、良久雜

談、

中山宣親上洛

五日辛丑晴、入夜中山少將宣親入來、當年始上洛之間、賀來者也、室町殿參賀事被談合、雖遲々可參申入段、可然歟、由令入魂了、一條中納言實久卿、菅少納言等同入來、

十三日己酉天晴、入夜月明々、早旦町中納言廣光卿入來、爲日野勝光唯稱院燒香向常

德院、便路之間被來臨云々、仍勸朝飯、終日閑談、

町廣光ノ日野勝光ノ常徳院ニ燒香ス

十月九日癸卯晴、今宵程片時罷向新兵衛督局里、依所勞蟄居間罷向者也、柳一荷三種隨身、小時歸家、

不動院顯豪進藤長泰

廿七日辛酉晴、不動院顯豪僧都入來、大外記師富朝臣入來、進藤三郎左衛門尉長泰入來、

南酒

十二月十六日己酉晴、入夜町黃門、左大辨宰相等來臨、數剋雜談、勸南酒、及半更各被歸、

〔實隆公記〕四 閏正月廿八日丁酉晴、及晚雨降、自改元細川柳五荷美物等被送

贈答細川政元物ヲ實隆ニ贈ル

之、一荷進上禁裏、於御前入夜被下御盃了、二荷遣勢州了、

三月廿一日乙丑天晴、早旦行水、今日遣小樽於大納言典侍局了、此間籠居、明日歸參内云々、

尺八

八月廿四日己未晴、御藏辻入道宗秀尺八贈之、近日病氣散々之間、稱遺物之由者也、

九月廿三日丁亥雨降、辻入道贈一樽、則遣大昌院了、

〔兼顯卿記〕○岩崎文 庫所藏 六月三日己亥天晴、御藏正實鮎一折送之、自春日局

正實坊鮎ヲ兼顯ニ贈ル

鯉一同送給之、

細川持久物ヲ兼顯ニ贈ル

七月六日辛未晴、自午天雨降、自和泉守護細川阿波守許、楡一荷美物一種送給之、芳志之趣懇謝之、

松茸

中御門宣秀元服

甘露寺親長第立柱

親長移徙禁裏ヨリ物ヲ賜フ

武藤義隆岩代芹沼ス村ニ移住

二階堂政行尋尊ニ

九月六日、庚午、晴、自若王寺松茸一折送之、則遣藥院重長朝臣許、

〔親長卿記〕八 十二月廿一日、晴、宣秀加首服云々、父卿加冠云々、密々儀也、

〔親長卿記〕八 二月十九日、晴、風烈、予舊跡作小屋、造作見廻了、

廿日、晴、明日依立柱方違了、南方

廿一日、晴、今日小屋立柱上棟也、小作、依不出來、假立柱也、此間陣屋也

廿三日、晴、今夕立柱上棟、

廿七日、晴、入夜方違也、明日移徙之故也、

廿八日、晴、今日移徙新造小屋也、今月自禁裏有小天恩忝事也

〔武藤系圖〕代〇岩

盛景

義隆掃部

于時文明九年八月、幕ノ内ヨリ芹沼村館移、稻荷大明神館内安置ス、是河

沼郡稻川庄武藤氏元祖、

〔尋尊大僧正記〕七 四月十五日、

一二階堂政行條々尋申入之間、

衾宣旨ノコトヲ聞ク

蟲拂

三條西家領丹波今林莊

山城石黒莊

衾宣旨事、御返報云、罪科者被盡斷罪之沙汰後、於不拘制法之時、仰五畿七道、可擲進之由被成宣旨、以是號衾宣旨者也、

〔兼顯卿記〕〇岩崎文庫所藏 七月廿八日、癸巳、晴、略 終日仰青侍、文書蟲拂沙汰

之、民部卿殿御記二合、去年相殘間、此御所入置御文庫所々御記也、

廿九日、甲午、晴、終日文書蟲拂沙汰之、自妙觀院文庫三合、自勘解由少路二位

在盛卿藏三合、以上六合召寄之、勘解由少路殿兼光、兩代御記也、

卅日、乙未、晴、午刻許雨降、土御門三位有宣卿八朔札送之、終日文書蟲拂、中殿

代官堯仙草花自遊在內一筒送之、則立瓶、自今日民部卿殿御記披見之、珍重々々、幸甚々々、

〔實隆公記〕四 正月十二日、晴、辛亥、自丹州今林庄上使臨崇上洛、携一樽來、

有盃酌、

十月廿八日、壬戌、晴、自今林庄年貢到來、

十一月廿五日、己丑、陰、自晚雨降、當國所々知行分百姓等致領狀、石原庄地下

人一人稱禮來了、

十二月五日、戊戌、晴、今夕石原庄下司獻樽令祝著了、

甘露寺家
領京都六
角町

廣橋家領
今林下司
名ヲ永明
院ニ寄セ
シトス

久我家領
山城久我
莊

堀真良攝
津石占村
ノ安堵狀
ヲ幕府ニ
請フ

曾我教助
庄右京亮
ノ備中此

口郷年貢
ヲ領テ貢
押領テ貢

飯河忠資
丹波山内
莊地ニ就
ノ地ニ就
キ幕府ニ
訴フ

津重祐
近江今濱
莊ノ地今
堵テ幕府
ニ請フ

山中定祐
山城木幡
莊ノ地今
堵テ幕府
ニ請フ

女御田八
條大宮上
鳥羽莊

文明九年雜載

〔親長卿記〕

八

十二月二日晴、自夜雨下、知行六角町地子等少々取之、注文

一六八

在別、

〔兼顯卿記〕

○岩崎文
庫所藏

九月十六日、庚辰晴、自東福寺永明院大般若配供等

送之、以次院領事懇望之旨有之、可歸附由返答、今林下司名事也、

十一月十三日、丁丑晴、自東福寺永明院住持之西堂以下僧衆四五人賀來、世

上靜謐之儀珍重由被賀之、被隨身賀酒、仍勸一盃、院領事、以吉日如元可寄附

由令申者也、

〔兼顯卿記〕

○岩崎文
庫所藏

十月廿三日、丁巳晴、入夜久我前右府光臨、被隨身一

桶存過禮也、數剋閑談、名字地久我庄地下披官人等關所事等、條々被相談、不

可有等閑由返答、降下庭上謝之、

〔親元日記別錄〕

中

布霜臺

一堀新右衛門尉貞良 一十二八、

攝州石占村事、本主勢多判官章清、任去文正元年二月五日賣券之旨、可

被成安堵御奉書之由申、

一曾我上野介教助 同日、

清泉州

口郷年貢
ヲ領テ貢
押領テ貢

飯河忠資
丹波山内
莊地ニ就
ノ地ニ就
キ幕府ニ
訴フ

津重祐
近江今濱
莊ノ地今
堵テ幕府
ニ請フ

山中定祐
山城木幡
莊ノ地今
堵テ幕府
ニ請フ

女御田八
條大宮上
鳥羽莊

知行分備中國此口郷年貢事、爲守護執沙汰候處、號有借錢庄右京亮押

取云々、於教助者、一向不存知之上者、可被召出借書之由、

一飯河中務丞忠資 同日、

知行分丹波國山内庄鹽田村内元末名事、須智源三押領時節、彼名主五

郎左衛門男號有借物、無謂令譴責云々、

一松九左 同日、

江州野洲南郡今濱庄内平四郎名并田畠屋敷散在等、目録之事、任買得相

傳當知行之旨、可被成御下知之由、

一中村三郎左衛門尉定祐 同日、

城州木幡庄内田地一町一段餘事、富田藏人明正令沽却之間、永代買得

元、當知行也、子細同前、

寄附、

〔廿一口方評定引付〕

○山城 正月廿八日、

一同法印二親、妙宗從庵尼并自身、法印爲追善料所、三ヶ所寄進事、御一ヶ所者、女

分一ヶ所者、八條大宮卷所、一ヶ所ハ上令披露了、

鳥羽庄小島田一反半、上嶋田一反小、

文明九年雜載

一六九

備前千手
山風呂免

〔遍明院文書〕〇二 備前
奉奇進千手山風呂免之事

合壹段者分米六斗五升、

右下地者、邑久郷光延名出田之年貢等可寺納有者也、若違亂煩申者出來候者、爲公方御成敗可有候、仍奇進狀如件、

文明九年歲次西潤正月十六日 沙彌寶昌(花押)

〔實隆公記〕 四 閏正月廿日己丑晴、略〇中 今日自聰明有使者就丹州家領之事也、

實隆丹波
今林莊
龍安寺へ
寄進ス

廿七日丙申、天顔快晴、今日丹州今林庄之内十石之分、可令寄進龍安寺之由、以兩使啓聰明許了、

〔大津島神社文書〕〇三 近江
奉寄進奥島十坪下地事

近江奥島
念佛堂

合一段内半者、

右件下地者、明音坊後生爲菩提、奥嶋之念佛堂へ寄進申者也、然上者後々末代不可有他妨者也、仍心さす處之狀如件、

文明九年西丁二月廿三日

行一(花押)

〔長福寺文書〕〇三 山城

〔備前書〕
慈島藏主寄進狀

青錢

奉寄附青錢之事
合拾貫文者、

右寄附之子細者、自藏龍院紹鶴書記に貳拾貫文借用候、其利分仁、毎年院領之内斗子貳石充鶴書記に納所候、雖然院之闕乏、以本錢半分佗事候之間、雖被閣之候、半分拾結之分自本院可被出之處、依無了簡、爲私辨之、而永寄附于院云々、其意趣者、爲本房并佳德軒上葺也、本院秋納之内以斗子貳石之分、每年無懈怠可有修理之由、以衆評申定候也、仍爲後日寄進狀如件、

文明九年西丁二月晦日

慈島(花押)

藏龍院

〔愚溪寺文書〕〇美

〔備前書〕
茂林和尚長坂南之平寄進狀

寄進

文明九年雜載

藏龍院借
錢返辨ノ
殘ヲ寄進ス

美濃長坂
南之平

愚溪菴本山之後山之事

長坂南之平東者限大岩 西者限野 南限大道 北者限路

右前遠州大守關翁徹公大禪定門並潔堂宗貞大師爲無上大菩提愚溪庵に
永代奉寄進所之狀如件

文明九年四月十二日

茂林叟宗榮花押

茂林宗榮

〔鏝阿寺文書〕○十三野

尙々御誠請之段可爲簡要候、

態進折紙候仍大沼郷之内橋本給分之事此間及二三个年雖蒙仰候愚身一
存不及成敗候間乍恐于今不申談候條慮外之至計（也方）乍去今度同名式部丞
致歡樂候□彼橋本給分爲新寄進渡申所實也若於此定□以後菴角義違亂
候者以此折紙堅七郎方へ可被仰候定不可有違義候其方より此旨殘御院
家様へも可被御心得候恐々敬白、

文明九年
五月十六日

縣左京亮入道
道忻花押

三島御同宿御中

〔大津島神社文書〕○三近江

下野大沼
郷橋本給
分

早稻初穂

〔編裏書
紅室殿より〕

寄進申わせ初ヲ米、

合二升者、

蒲生下郡奥嶋御庄内延命寺前カキ内より、

右件米者、るん時もワセ初を時糸き方へ計可申者也仍爲後日證文狀如件、

文明九年酉五月日

東
左衛門〔花押〕

〔妙心寺文書〕○五山城

〔編裏書
案文〕

奉寄進田地事

合壹町八段之各坪付字在之納張別紙在
之本券六通裏符者也

右彼田地者津國下郡之内并上郡之内牟禮村仁散在在之賣得相傳之私領
也然而爲父常心庵主嘉吉三年十月十三日母慈宗大師永京九年六月廿日菩提并正喜正繁逆
修本券之證狀相副花園妙心寺に所奉寄也但天下太平時御門中仁一字造
立仕者其時彼壹字に可被付下者也仍爲後證狀如件、

文明九年七月廿三日

關戸正喜判在

文明九年雜載

一七三

攝津上郡
地下郡散在

妙心寺侍者御中

賣買

〔朽木古文書〕

乙乾 賣渡 證文

私領田地

永代賣渡申私領田地事

合壹段者 字クホ大田、 此れ者ほんてんよて候、

右件田地者、雖地子原中司先祖相傳之私領也、依有要用、代參貫三百文、仁限永代、上殿様へ賣渡申處實正明白也、後々末代おき候て、何様之儀出來候共、更々此下地におき候て、相違之儀ある處あらさ候者也、仍爲後日放券狀如件、

文明九年正月十三日

賣主 中司(花押)

私領田地

賣渡申私領田地之事

合壹所者 アサナシヤツフワラ、卅刈 此内、

公方八升、本斗升定

造榮脇(寄力)

定得六斗四升

途中升定

田地ノ價

四至 限東兵衛次良田、限南樂坊田、限西高岸、限北河岸、

右件田地者、堂下孫次郎先祖相傳私領也、雖然依有直用、現錢陸貫文、仁永代沽却實正明白也、本文書四通相副賣渡進候上者、永代無相違可有御知行者也、萬一於此下地、兎角申候輩在之者、訴公方様、可(見下同)所盜人御罪過候、仍爲後證龜鑑賣券狀如件、

文明九丁酉年二月四日

賣主 孫次郎(花押)

〔京都帝國大學所藏文書〕

賣渡百姓職田地之事

合壹段直錢拾貫文、在所者賀茂大宮郷、内佛去りあり、

右證文一通相副候て、永代賣渡申所實正也、此者本役參佰文、慈福寺上米一斗伍升より外者不可有候、但彼下地萬一不慮之煩出來候ハ、賀茂田の任法例、本利共賣主と迄ておさまへ可申候、設天下一同之德政、永地行候共、於此下地者不可還候、若他妨候ハ、任此文言被致沙汰候ハ、時、全一言之子細申ほしく候、仍賣渡狀如件、

文明九年三月十日

賣主 日倚(花押)

山城賀茂
百姓職田

本役
上米

德政

〔朽木古文書〕

乙乾 賣渡 證文

賣渡申永地事

合壹所 在所榿村之内四町、
本田也

右爲下地者、料足三貫三百文、永代賣渡申候者也、諸御公事をえらし申候て、毎年五斗御年貢を無沙汰進上可申候、尙々段錢反米そのやういさゝりの御公事をも、御百姓へさゝ申、けたいあく五斗御年貢を進上仕候へき者也、仍賣渡申狀如件、

文明九年三月十二日

古川まやら(ト)
又四郎花押

田地ノ價
年貢五斗

(端渡書
途中)

賣渡申私領田地事

合壹所者 アサナシヤウフアラ、卅列

此内公方貳斗 本斗升定

定得五斗二升 同升 三位忠記

四至 東限岸、南限但馬田、
北限智徳、西限同主

田地ノ價

右件田地者、明泉坊先祖相傳私領也、雖然依有直用、現錢四貫百六十文、仁永代沽却實正明白也、如此賣渡申上者、無相違可有御知行者也、萬一於此下地、兎角申輩在之者、訴公方様、可所盜人御罪過候、仍後日證龜鑑賣券狀如件、

文明九年卯月五日

賣主明泉坊
覺慶(花押)

〔廿一口方供僧引付〕五月十五日

一觀智院灌頂堂沽却之案内被申、令披露了、

〔東寺百合文書〕

○エ五十五之六十六
(山城)

永代うりまゝし申作識之事

合壹段 あさふ大まやう町さ號す、
在所は東かしら南れそし、三段目也、

右件作識の、ゑもん三郎先祖相傳の作識也、雖然直錢貳貫文に、永代うりまゝし申所實也、作識得分の、毎年彼納升よて參斗相違なく可納申候、もしふさゝ仕候の、よ人にね得せ控けられへく候、又万一子孫と號して、此下地作識いらんまゝつらひ申者候の、公方様として御さいくまにあつうる趣き物也、仍賣券狀如件、

文明九年酉丁五月廿八日

うりぬし
ゑもん三郎(花押)

東寺觀智
院灌頂堂

作職

其價

每年納分
三斗

〔大奥津島神社文書〕

○四近江

（端裏書）
惣庄賣眼安文

賣渡進百姓相傳私領田地放券文事

合小者 二通可有

在菰生下郡奧嶋御庄内字山田川仁在之

右件田地元者百姓相傳私領也、雖然依有直要用、賣渡進所在地明白實正也、但伍年目仁以本物參貫文可買返申者也、雖然其年内仁不買返申者、可爲永地者也、若於此下地、或號德政、或無謂於成妨輩者、可被處罪科者也、若此下地有諸事被申懸人躰者、爲百姓中可子細申明者也、仍爲向後龜鏡、放券狀如件、

文明九年西十月十四日

奧嶋番頭衆中仁カキト、むる也、

賣眼狀あん

〔米良氏諸國日那帳〕

○坤紀伊

日那ノ價

高山義就ノ打入
德政

近江今堀
私領島地
其價

十禪師
神田

大隅國賣渡申本錢返日那之事、合參拾貫文者、右件日那者、依有用要、橋爪雖爲相傳、自見覺坊大隅國肝付劍崎鬼三郎、總地下一族日那先達門弟引、日向薩摩何之自國參請候共、見覺坊知行候分、一圓賣渡申候處實正也、酉年より來辰歲迄、本錢返廿年氣賣渡申候、於此日那、自何方違亂煩出來候者、道遣可申候、此代右衛門佐殿紀州に打入候時代候、自然天下一同德世之儀候共、全不可有相違候、仍爲後日之龜鏡、本錢返賣券之狀如件、

文明九年西霜月七日

良濟

〔日吉神社文書〕

○四近江

賣渡申私領島地之事

合一段者 直錢六貫文請取畢、

在菰生郡得珍保之内今堀郷在之、

四至限 東惣林、南同林、
西同林、北大道、

右件島地之元者、若石先祖相傳之私領也、雖然直要用依有、今堀十禪師神田仁、永代賣渡申處實正明白也、然上者後々代々雖經、於此下地違亂煩不可有物也、仍本證文四通相副進物也、仍放倦之狀如件、

文明九年雜載

一七九

文明九年十一月十六日

若石(花押)

賣渡申私領畠地之事

合一段者 直錢六貫文請取畢、

在蒲生郡得珍保今堀郷之内在之、

四至限 東須地 南林 北大道 西兵衛二郎作

右件畠地之元者、二郎左衛門先祖相傳之私領也、雖然直要用依有、今堀神田

仁賣渡申處實正明白也、然上者雖後々代々經、於此下地違亂煩之儀不可有

物也、仍爲後日沙汰證文之文如件、

文明九年十一月十六日

二郎左衛門(花押)

〔朽木古文書〕

乾 賣渡證文 乙八號

(端裏書) 永代 宮前彦四郎

永代賣渡申畠之事

合貳畝者 在坪は坊村上山、東は坊之畠をさかい、西は彌四郎畠をさかい、南はひり田をさかい、北はきまをさかい、麻二升まきなり、

右彼畠者、雖爲彦四郎先祖相傳之地、依有要用、料足八百文、永代をかきり、賣

畠地ノ價

渡申處實正明鏡也、萬一兎角申輩候者、堅可有御罪科候、仍而永代賣券之狀如件、

文明九年西十一月廿八日

賣主宮前彦四郎(花押)

〔米良文書〕

四 紀伊 〇

永代賣渡申且那之事

合伍貫五百文者

右件且那者、依在用要、雖爲長喜房重代相傳、岡部六彌田名字之事、自何國里

參請候共、彼流一圓、永賣渡申所實也、支證共相副渡申候、自何方違亂煩出來

候共、道遣可申候、又於子孫、ても不可有違儀候、仍爲後日永代賣券之狀如

件、

文明九年十二月十四日

勝覺院 良尊(花押)

買主中院花藏院

〔朽木古文書〕

乾 賣渡證文 乙八號

永代賣渡申下地之事

合壹段者 在所は御領の森之下也、又壹石貳斗代也、公事半分引而のこり六斗地徳分也、

文明九年雜載

熊野先達 且那 其價

公事臨時
段錢ハ六
斗ニテ辨

右件田地者、依而有用要、岩神殿賣渡申處實正也、又此下地者、坊村形部五郎大夫名之内本田也、有諸公事、此田者雖壹石貳斗代、本公事臨時之段錢まで、以六斗之米、作人として仕候也、残り六斗ハ地徳分也、此外聊之煩あるましく候、仍爲後日證文狀如件、

文明九年酉十二月廿二日

六郎 親元(花押)

貸借

〔親元日記別録〕

中

一信濃注記憲宣 〔文明九年〕 閏正四、在盛卿被勸申之、

徳政ヲ恐
レテ讓狀
ヲ調フ

山門横川栴尾谷花養坊者、先師相傳之坊跡也、然敬秀借物ニ入置之處、錢主戒光坊最秀恐徳政之儀、令所望之間、調遣讓狀畢、既經年序之上者、可被返付之由、

〔朽木古文書〕

乙料足證文
乙五十號

(花押)

借用申料足之事

合五百文

借錢

右之御用脚者、本利共來八月中可被返申候、若無沙汰之儀在之者、任法堅ク可預御催促候、仍爲後日借書如件、

文明九年三月十七日

良俊(花押)

御奉行所

〔朽木古文書〕

乙借米證文
乙四十九號

一石八斗一升三合 八田彦九郎殿借狀 文明九年五月十二日

かゝ申御米之事

合一石八斗一升三合者

右件御米者、あるも仍かり申ところまゝやう也、し來秋方れいこまりせ、本子ともこ來十月中こささ可申候、まつもつにのあへ坂の田大いやまね、ごんかち廻ういまね田大入をね申候、もしふささ仕候えと、急い大いめされ候へく候、其時一言申ましく候、仍こにちのためまやうもんの狀如件、

文明九年五月十一日

かりぬし新九郎 八田(花押) 宛名

〔親元日記別録〕

中

文明九年雜載

質物

借米

德政ト號
シテ返辨
セズ

文明九年雜載
一花德院猿千代丸代(文明) 九六九

坂本蓮花園小家五貫文本物返之處、號德政料足不能返辨於彼家者、及
謹責云々、

清泉州
一林三河守盛資代(文明) 九六廿四
依在國如此、

返辨連引

文明二十一、備前國比々四宮源左衛門尉方ヨリ、預錢四十六貫五百文
事、連々令返辨候、相殘十七貫文餘事、可返付由雖申之、兎角申延、至于今
過分致算用云々、

松丸庄
一志野彌三郎氏祐(六月) 同廿九日、

土倉質入

去年十二月、西大路土倉、入質券、借用一貫五百文事、彼者無沙汰云々、

借錢

〔日々記〕

○天文十一年霜月二十一日裏文書

借用申御をうそくは事

合拾貫文者

利子貫別
六十文

右にをうそくり、貫別六十文あてのりふんをくまへ、包まかりくま
り候の、來月中之本利ともおれせ候て、返せん申候へ候、おめくふ
さよはきあるはしく候、仍借狀如件、

文明九年八月十二日

胤繩 在列

〔親元日記別錄〕中

清泉州
一内造宮使雜掌(文明) 九八十八、

質券地伊
勢原莊半
分並志
智富田等
押領

内宮三禰宜料足、文明元年同二年兩度、百廿貫文借用之質券地、伊勢國
原庄半分、並志智富田等三ヶ所所務、及利倍々處、約月過者可永領之由、號
載借書押領云々、

合飯加州 文明十三年、

飯加州
一細川與一氏盛代 同日、

丹波餘部
内成時名
質入

文明七年四月、新名料足五十貫文、預知行丹波國余部内成時名入置質
券處、既兩年所務相當之上者、可返渡之由、

清泉州
一大森五郎左衛門尉吉久(文明) 九九五、

就若州山東郷訴訟、山東下野入道借錢事、彼郷代官職乍令契約、不能返
辨之由申之、

合松主、九月卅日、

飯加州
一午枕庵雜掌(文明) 九十七、

文明九年雜載

若狹山東
郷代官職
質入

佐々木元
親料足テ
返辨セズ

丹後丸田
村代官職
預リ

徳山貞次
料足請取

合力錢

八幡善法寺代對馬、去寛正三年借錢百十二貫文事、以福田三名年貢可

返辨、逃賃神領松原庄、

同前 一佐々木大原左馬助元親 同日、

爪破掃部助國正方ヨリ廿貫文預リ、陣屋を預置候處於陣屋者舊冬燒
失畢、至料足者可返辨之由謹責云々、

一羽太修理進親家 十一三、

醫師祐乘方ヨリ、去文明元年七十貫文預リ置候、丹後國丸田村代官職
令契約候間、以彼所年貢段錢等百餘貫令收納候、猶催促云々、

〔徳山文書〕

○美濃

かし申料足ハ、こハくハ請取申候也、一錢も御未進ハ候ハす候也

文明九年十一月 丁酉十五日

(徳山貞次
花押)

〔朽木古文書〕

乙料足證文
五十號

(編裏書) 牛村井合力之錢作替文書

借申合力錢之事

合貳貫文者

右件料足者仍有用要借申候處實正也、來秋之時、本利共返辨可申候、質物ハ
竹之内前二反入置申候、無沙汰申候ハ、本利相當程可召候、依爲後日借狀
如件、

文明九年極月五日

五郎四郎(花押)

衛 門(花押)

左 近(花押)

村井惣

〔親元日記別錄〕

中

(十二月八日) 一松主 槻尾民部丞信次 同前

槻尾信次
越中禰位
郡御福

越中國禰位郡内御福之爲成若林又太郎、去文明五米錢乍令借用、于今

無沙汰云々、

一清泉州 宏詵都聞 同日、

眞如寺常住借物任數通借書之旨、可預御下知云々、

(飯加州) 一 槻井三郎右衛門尉久俊 同日

槻井久俊
丹波世木
村

丹波國世木村事、就借物常德院爲興延監寺下代官致所務之處、興延生

文明九年雜載

涯之後、自常徳院可有所務之、

松九左 一周鷹首座 同日、

去寛正二年、比丘尼永首座之卅貫文借用分、連々一倍餘返辨之處、猶催

促云々、

一 與イ 中興龜壽代 同日、

尾張西堀
江
若狹青莊

大草三郎太郎之預置料足貳百五十貫文事、以尾州西堀江年貢内、連々可返付之由乍契納、一向無沙汰之上者、任預狀之旨、以若州青庄年貢可

勘取之由、

松九左 一 眞寶軒雜掌 同日、

和田藏人借物祠堂錢十五貫六百文、雖令催促、寄事於一亂難澁云々、

布霜臺與イ 一 中興新左衛門尉家俊 同日、

河間豊後
守
京都近衛
西洞院

近衛西洞院南頼居住時、赤松伊豆殿被官河間豊後守方ヨリ預置料足三百貫文事、就一亂私宅燒失之刻、被奪之段、無其隱之處、譴責迷惑由申

之、

讓與、

〔日吉神社文書〕

○近江

〔備裏書〕
兵衛三郎分

讓與勝分帳之事

合拾畔者

在菰生上郡得珍保内字今堀里北之、

限四至 東ハ惣林定、南ハ惣森定、西ハ類地、北道定、

右件屋敷、元者雖爲道久後家分、兵衛三郎限永代讓與所在地明白實正也、此上者若雖經後々代々、更不可有他妨違亂煩者也、仍爲後日之沙汰、讓與之狀

如件、

文明九年 酉十一月四日

道久後家正珍〔花押〕

契約、

〔親元日記別錄〕

中

松九左 一 松平大炊助勝親 〔文明〕 九四十九、

松平勝親
攝津橋御
園久々智
村

攝州橋御園久々智村内大番事、任眞下方契約、自寛正三年、狀之旨、可被成下御下知云々、

文明九年雜載

近江得珍
地保今堀ノ

萬葉集ヲウツシテシカモ不似其躰是物コトニ本意ノ躰ナリ、彼集ハ專長歌ヲ始終トモニ用、然ノ卅一字ノ歌枝葉ノコトシ、依之今ノ古今集、短歌ノ始終ノ躰トス、長歌枝葉ノコトシ、就之於古今者、ナカ歌ヲ短歌ト號題ス、是甚深口傳、載筆端事未見及者也。

文明九年四月五日

東下野守
常綠判

種玉庵

〔大洲舊草記〕

○九伊豫

五郎村久米郷

氏神宇都宮大明神

所持之久左衛門

寫○緣起
本文略ス、

右緣記大壹卷有共、本末少し計寫して證を引而已、又宇都宮よ奉納の書

二卷あり、甚古ルめうしくさいしきよして、源氏又はいせをの語のとく繪

入、其内一二の字を寫しぬ、日光山并當社緣記と有、略○中

右二卷の末毎、左のとく有、自筆なる處し、

文明九年正月十一日

右馬頭正綱判

〔禁秘御抄〕

○朝事片
玉二所收

此御鈔借兼滿本令書寫之、如形馳禿毫之間、不可外見者也、

文龜二年五月日

參議右大辨宣秀

點ノ本ニ云、

禁中抄二卷 順徳院御抄云々、

正和五年五月十五日、申出禁裏御本、密々書寫之、可秘々々、

文明九年四月初染筆、五月中旬終寫功了、本不審、仍少々雖加推量寫之、猶以

不及料簡之所々、以善本可令校合而已、特進通秀、以也足軒中院入道付清濁

句切點等本一校了、所及愚眼、直文字改點畢、尙不審多々、追而可校之、

〔寶生院經藏圖書目錄〕

一大疏百條第三重 第二 惠賢

一冊

奥書曰、文明九年丁酉五月三十日、尾州小松寺蓮光院ニテ書畢、是偏爲上

求并下化衆生也而已、惠賢、

〔下野古文書集解〕

法華經一部

文明九年 丁酉八月廿日、

下野國都賀郡府中國分寺一結講衆等、

執筆府中勝光寺住侶宏齋卅六
願主小山庄村崎住光禪房弘遵

日光山滿願寺禪定峯寒澤宿御寶前奉進調

〔宮內省圖書寮所藏文書〕

錄倉將軍以來宣旨

錄倉將軍以來宣旨
ノ奧書

〔奧書云〕文明九年十月廿日、以清和泉守本、書寫之訖、

權大外記康顯

〔東寺百合文書〕

〇山城

釋論第二
論義

文明九年西丁二月春季分、釋論、第二、

此論意有心王心所別歟事

此論可心相識俱滅事

大悲闡提并成不成事

文明九年西丁十一月冬季分、大日經疏、第二、

於梵天有后妃歟事

於六大位有形色歟事

於佛有外道名字歟事

大日經疏
論義

三條西實
隆假名文
字遺書寫

竹林抄

〔實隆公記〕

四

閏正月九日、戊寅、雨降、終日假名文字遺書寫之外無事、

二月廿日、戊午、天晴、及晚自內府有書狀、宗祇法師所編集之竹林抄連歌抄物序一條禪閣冬部可書

寫之由也、領狀申了、

廿七日、乙丑、雨降、小浴、今日竹林抄頃剋加書寫、令一校、即持向內府許、小時清

談、

三月八日、丙子、晴、早旦退出、行水、今日阿彌陀經半卷書寫之、終日無事、

十日、戊寅、晴、阿彌陀經終寫功、

十九日、丁亥、晴、薰物方同書寫之、遣東庵了、

四月二日、己亥、晴、申出禁裏補任御本令書寫之、頃刻終功了、入夜參內、

五月四日、庚午、晴、詩歌合終寫功點事、

六月一日、丁酉、晴、自今日新續古今集立筆、

八月四日、己亥、晴、入夜雨降、新續古今上卷終寫功、

五日、庚子、雨降、今日新續古今校合之、坂本芋公事到來、

六日、辛丑、雨降、新續古今下卷立筆、

廿四日、己未、晴、今日新續古今集終寫功了、

新續古今
集

公卿補任

薰物方

阿彌陀經

金剛經

〔實隆公記〕

四

八月十一日丙午霽行水如例金剛經令書寫之終日無事

伊勢物語

九月廿四日戊子陰行水竹園御本伊勢物語今日終寫功了

廿五日己丑陰伊勢物語令校合持參了

廿六日庚寅陰北院御室集終寫功了

廿七日辛卯天顏快晴今日守覺法親王御集書寫之令進上仁和寺宮了

十一月十日甲戌陰日本記神代卷上內府立筆

〔兼顯卿記〕

○岩崎文庫所藏

六月五日辛丑晴終日公卿補任書寫校合正親町公卿補任先三代分返遣之後圓融後小松稱光院等也又自花園院至崇光院五代分借請者

也但取亂間明且可持送由有返答

六日壬寅晴自正親町宰相中將許公卿補任到來對使者謝遣之者也

七日癸卯晴入夜雨降終日公卿補任書寫之外無他同舊院一代之分遣町中納言許光嚴院并後醍醐重祚之分一帖遣二條前宰相資冬卿許各書寫之事

所望故也

九日乙巳雨降終日公卿補任書寫之外無他

十日丙午自天明程雨脚休止尙有陰氣公卿補任書寫之外無他崇光院御代

北院御室集
守覺法親王集
日本紀神代卷
廣橋兼顯公卿補任書寫

今日終書功則一校○中自町中納言廣光卿許公卿補任一帖到來舊院中帖也則懸勾一校了

十一日丁未朝程雨降自午一天屬晴公卿補任書寫之外忘他事

十二日戊申晴終日公卿補任書寫

十三日己酉天晴入夜月明々早旦町中納言廣光卿入來○中又公卿補任一帖舊院終書寫持來者也終日公卿補任以下之抄物多以校合

十七日癸丑晴終日公卿補任書寫景敦同書寫

十八日甲寅晴終日公卿補任書寫左衛門大夫景敦同書寫之○十九日

廿日丙辰晴師富朝臣入來公卿補任校合後醍醐院上帖今日終書功則懸勾令校勘者也夕飯以後外記歸

廿一日丁巳晴公卿補任舊院下帖自町中納言許送給之今明之間可來校由

有尊命○二十二日條異事ナシ

廿三日己未晴町黃門廣光卿今日猶逗留終日公卿補任書寫校合或又雜談

廿四日庚申晴町中納言猶逗留終日公卿補任書寫校合之外無他

七月廿五日庚寅晴午天町中納言廣光卿來臨先度書寫公卿補任校合

十月十日、甲辰、晴、町黃門終日雜談、公卿補任書寫、予同書寫、入夜黃門被歸、十一月二日、丙寅、晴、自町中納言許公卿補任一帖到來、順德院下帖也、吉田三位兼俱卿書寫也、以彼卿傳誂故也、將亦後鳥羽院上下二帖副料紙遣之、彼卿書寫事所望之故也、

八日、壬申、晴、左大辨宰相量光入來、公卿補任三冊後光嚴院終書寫被持來、予誂付故也、

〔兼顯卿記〕

○岩崎文庫所藏

六月十一日、丁未、朝程雨降、自午一天屬晴、自權中納言廣光卿許、皇代曆第三之卷到來、依予所望彼卿書寫者也、尤自愛々々、可秘藏々々々、

町廣光皇代曆ヲ書寫ス

愚見抄

敍玉祕抄外題

八月一日、丙申、朝程雨降、自午天晴、○中爲廣朝臣愚見抄一帖令書寫被隨身、祝著必藏由謝之、予先日誂付故也、

十月廿日、甲寅、晴、師富朝臣入來、終日雜談、勸夕飯、入夜歸、敍玉祕抄外題所望之由、內相府ニ可傳達由仰舍者也、則彼抄令隨身歸者也、將亦後押少路公忠內府筆跡詩歌一卷與書之事所望同遣之、

〔大乘院寺社雜事記〕

四十六 七月廿六日、

尋尊天神讀ヲ書ク拾遺集校合

一吉野天神讚、自滿山申入之、今日自彼山取來云々、月次本尊歟、

〔實隆公記〕

四 九月十一日、乙亥、晴、行水、拾遺集愚本令校合了、

十二日、丙子、晴、小浴、拾遺集愚本令校合了、

十三日、丁丑、陰、拾遺集校合、早旦終功、

〔實隆公記〕

四 七月十一日、丙子、晴、早旦於宗祇草庵、有源氏第二卷講尺、

十二日、丁丑、晴、今朝又有源氏講尺、羽林被惠一樽、入夜向大昌院源亞相等許、歸路參伏見殿、有一獻、

宗祇源氏物語ヲ講ス

廿六日、辛卯、晴、於宗祇庵、朝間權跡佐跡、後光嚴院宸翰等拜見之、

十月廿六日、庚申、晴、今日於種玉庵、（龍統）正宗三躰絕句講尺聽聞、

龍統三體詩ヲ講ス

十二月十六日、己酉、晴、晝間於宗祇法師庵、正宗三體詩講尺之、內府等同聽聞、驚耳者也、

〔兼顯卿記〕

○岩崎文庫所藏

十一月五日、己巳、晴、自室町殿有御使、先度自實相院被進、長明無名抄一冊被返下之、則可返進由言上、

〔實隆公記〕

四 正月廿四日、癸亥、晴、自飛鳥井有使者、（龍統）始、可爲來廿八日、可來之由也、先諾了、

飛鳥井雅康第月次和歌會

鴨長明無名抄

廿七日、丙寅、天晴、餘寒甚、梳髮小浴、及晚爲燒香參安禪寺宮、退出次向內府、飛鳥井等、大納言入道榮雅、自昨日上洛云々、對談移剋、明日會始故障之間、不可罷向、無念之由令啓了、略下

閏正月廿六日、乙未、天陰、晚頭右武衛被送一樽有興、三首題詞被送之、來月可取進之由也、

廿七日、丙申、天顏快晴、入夜參三時知恩院、今日竹園御短冊二首被進之、

二月十日、戊申、天陰、今日飛鳥井亭和歌會也、勸修寺、四辻、源亞相等、兵部卿、滋野井、藤相公、右大辨、四相公、羽林、予、中將、右中丞等來會、當座廿首有之、各朝餐相伴之、及晚雨降、

三月七日、乙亥、晴、今日武衛亭會也、仍罷向、勸修寺、四辻、滋野井、右大辨宰相、四辻宰相中將、下官、中將、藏人辨等參會、有披講、盃酌之後歸家、

〔實隆公記〕四 閏正月三日、壬申、天晴、早旦行水、申下剋向內府亭、廿首續歌有之、右大將、小倉中將、師富朝臣、下野入道、松梅院、蓮花院、上池院等在座、盃酌及數獻、深更歸宅、

三條西實隆第續歌

三條公敦第續歌

院來臨、

後鳥羽院聖忌法樂和歌

〔實隆公記〕

四

二月廿二日、庚申、及晚晴、今日後鳥羽院聖忌之間、十五首和歌法樂也、

二月廿五日、癸亥、朝間雨猶不休、自午時屬晴、今日十首和歌興行之、擬聖廟法樂、

十首和歌

三月十二日、庚辰、雨濺、自源亞相有使者、明後日和歌短冊可取進者也、一首可詠之由被示、被送題了、

〔歷代殘闕日記〕

七十八

五月十五日、

一、今日甘露寺殿、而庭色々草花御植候、おもひくよき候、其内こそせうふ候間、予ふきをよき候、

甘露寺親長庭ニ草花ヲ植フ

色々の花よりも猶此宿の庭のふつきそよきさうかりあ

〔尋尊大僧正記〕

七

四月八日、雨下、

一日次一折連歌在之、御發句也、

尋尊日次連歌

五月十二日、雨下、
一連歌有之云々、圓秀頭也、

近衛政家
月次連歌

六月廿五日
一昨日陽明御月次連歌在之、御方御頭云々、禪閣、隨心院殿入御、東北院、修南院、兩僧正祇候云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

四六十 八月二日、

一條兼良
連歌
宗祇參候

一於成就院御宿御所連歌有之、宗祇參申云々、
六日、雨下、

一於五大院東坊千句在之、辻坊立願云々、

和漢聯句
獨吟

〔實隆公記〕

四 閏正月廿五日、甲午、天陰、今日和漢百八句獨吟、擬聖廟法樂、

〔兼顯卿記〕

四 閏正月廿五日、甲午、天陰、今日和漢百八句獨吟、擬聖廟法樂、
六月十日、丙午、自天明程雨脚休止、尙有陰氣、少納言

丹波賴秀
第和漢月
次會

長直朝臣入來、小時歸、宮內卿丹波賴秀朝臣宿所和漢月次會罷迎云々、

〔實隆公記〕

四 閏正月廿四日、癸巳、天晴風靜、晝間行水、兵部卿、右兵衛督、右

早歌

大丞等入來、辻入道一盞興行之、早歌等有其興者也、

三月四日、壬申、晴、早旦退出、及晚四辻宰相中將、內藏頭等來話、勸一盞、黃昏於

蹴鞠

藤下鞠一足興行之、

〔親長卿記〕

八 九月十九日、晴、未剋許詣神光院、有鞠、

平家ヲ聽
ノ

〔實隆公記〕

四 十月十一日、乙巳、晴、入夜於天慶宅聞平家、深雨降、

〔史記抄〕

九 略 蕉了子謂、武紀之所書、不過建封禪求神僊之事焉耳、

瑞仙琵琶
ヲ聽ノ

文明丁酉蜡月十又七日、就雪案以抄畢、昨暮慮一勾當來宿、彈琵琶演倭史、

薪猿樂

〔大乘院日記目錄〕

三 二月六日、薪猿樂始之、

〔尋尊大僧正記〕

七 五月廿八日、初夜變時、

久世舞

一元興寺久世舞勸進、自昨日在之云々、於大安寺呪師勸進云々、

〔親長卿記〕

八 八月十六日、晴、令同導葉室前大納言、參長谷大聖寺殿、昨日

猿樂

彼在所祭禮、今日有猿樂、可見物之由、有御音信故也、於社頭見物、三番立合也及晚

之間、早々歸宅了、

〔大乘院寺社雜事記〕

四六十 九月十九日、

菊見

一御宿菊見、一乘院殿御入云々、

〔實隆公記〕

四 七月廿五日、庚寅、陰、晝間參入江殿、向按察卿許、象戲有興、

〔親長卿記〕

八 七月廿九日、晴、言國朝臣來、人々來、終日將碁、

〔實隆公記〕

四 二月朔日、己亥、天陰、抑自昨日官女如例痰熱風氣云々、

將碁

入江殿御寮被渡被看病者也、入夜甚雨大風、暖氣頗如和□□而已、
〔尋尊大僧正記〕七 五月廿三日、

一條兼良
蚊觸
日野政資
蟲所勞

一成就院ニ參申、御所様御蚊觸也、無殊儀、
〔兼顯卿記〕庫所藏文 七月十六日、辛巳、晴、中日野侍從蟲所勞之由、有其
沙汰、仍遣使者相尋處、聊少減之由返答、尤可然、

十七日、壬午、晴、小女子妹也所勞之間、招藥院成長朝臣談合、蟲暑氣也云々、次以

頃之雜談、及晚良藥送之、拾遺政資所勞以使者相尋處、今日尙減氣由返答、

〔實隆公記〕四 正月九日、戊申、晴、抑翌朝聞之、子下剋長橋局官女生年四十二才、小督逝去

長橋局小
督歿ス
密通

云々、舊冬十二月十三日喪母在里、去六日誕生女子、源亞相密通云々、彼女房

自予三歲歟、四歲歟之時、候亡父後稱名院亭、予六歲之秋比、依亡母入魂、參長

橋局子時右衛門內侍自爾以來已十八年也、勾當內侍周章異于他者乎、予又平日交

會之好甚深、當時歎嗟之思難忍而已、有爲世界可厭可悲々々、

廿八日、丁卯、天顏快晴、寒氣屢殘、今日提婆品一品書率都婆面、是則爲小督法名

已、玉蓮道追善也、多年官女之好、近來交友之睦、誠以難忘者也、仍抽寸丹之志而

正親町三
條實豐ノ
女死ス

二月十一日、己酉、晴、抑當陽院了陽大姉、春去々月逝去之由、昨日以便風告送

之、故大納言實豐公息女、下官等從父兄弟也、仍除服之事、可令申沙汰之、由、可

付藏人左少辨元長申之了、

〔親長卿記〕八 二月六日、晴、詣常樂庵、自去三日歡樂之故也、乍平臥對面、風

氣也、難儀之由命之、

十三日、晴、常樂庵去夕死去云々、不便々々、

八月十九日、晴、略○中今日訪桃井了、母喪、仍不參內候也、

〔大乘院日記目錄〕三 閏正月廿一日、英乘律師入滅了、

二月四日、永俊實舜房、入滅、

〔尋尊大僧正記〕七 四月八日、雨下、

一實嚴擬講入滅了云々、今度律師住歟、(任)

〔大乘院日記目錄〕三 四月十二日、季行事順懷律師入滅、於社頭殿云々、希

有未聞次第也、于時

〔尋尊大僧正記〕七 四月十二日、小雨

實嚴寂ス
順懷春日
神社々頭
二寂ス

興福寺英
乘寂ス
永俊寂ス

常樂庵死

定專房律師順懷入滅了、大略於社頭季頭坊有事云々、希有事也、如此先例未聞事也、青蓮院坊主也、當五師也、

十五日、

一去三日布施播磨守他界、去寬正七年戊戌十月十二日、發向以來逐電了、拂地被發向了、不及立歸者也、是講平田庄年貢事、每年及違亂、寺門一乘院云、種々及問答、每々於水屋社咄文及數々度、爲一度無實、然間無盡期蒙御罰畢、不及力次第也、又万歲以下近日如布施、仍可有發向旨、寺門京都色々及御沙汰、於寺門帳本（帳下同之）ハ次以布施檜原出頭事、可計略故、發向事雖取立之、自去年于今不成辨、色々万歲事歎申子細在之間、大方先以可被閣之由、多分所存也、布施者他界、又於寺門帳本順懷律師入滅、旁以希有由、皆以存歟、於于今者、万歲進退一大事也、

五月十一日、雨下、

一行成（辨識房圓）昨日入滅云々、故行實之弟子、今市新裝順子也、不便也、裝順ハ爲新木庄下司職、云給主分、云二階堂方、悉以橫領也、於門跡不忠無極者也、雖然當時之作法之間、不能了簡、而送自然年月、損亡無是非事共也、隨而

布施播磨守歿ス

行成寂ス
門跡ニ不忠ノ者

朝夕大明禪八幡宮ニ奉啓白子細計也、無力之間令空手計也、當年春比息子小兒他界行成之舍弟則同宿躰也、去年冬息女逝去了、殘子共三四人、有之歟、悉以違例畢、神慮至歟、南無大明神八幡大并、
十五日、朝霞

一十市北息女片岡妻一昨日逝去云々、

片岡妻死ス
矢田某死ス

〔大乘院日記目錄〕

三 七月一日、矢田逝去、廿五但昨日云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

四 七月二日、

一昨日矢田逝去、廿五云々、不便、西金堂御罰也、於于今ハ子孫無之、小泉之子可相續云々、

九日、

一矢田訪、申遣與弘五師方奉書之旨、古市之西堯善以下同道行向云々、

〔大乘院日記目錄〕

三 十二月四日、裝弘法印入滅、八十

〔尋尊大僧正記〕

八 十二月四日、

一裝弘法印權大僧都入滅、八十普賢院坊主、他門下也、當門跡奉公者也、不便々々、

裝弘寂ス

定清寂ス

〔大乘院日記目錄〕三 十二月十八日、權大僧都定清入滅七十五師也、

〔尋尊大僧正記〕八 十二月十八日、

一定清權大僧都入滅七十九不便事也、五師也、發心院坊主也、予同學也、

〔新編相模國風土記稿〕三十八 山之内庄鎌倉郡大船村 舊家小三郎 里正ナ

リ、甘糟ヲ氏トス、先祖ハ上杉氏ニ仕ヘ、後北條氏ニ屬セシト云ヘト、口碑ノ

ミニシテ、家系舊記等ヲ傳ヘズ、唯家ニ舊キ木牌ヲ置ケリ、一ハ土佐守清忠、

甘糟清忠
歿ス

面ニ道本禪門背ニ甘糟土佐守平朝臣清忠、文明九丁酉天二月十一日ト刻ス、略下

〔諸古器物抄〕

飯寂在傳志 道本禪門灵

（裏） 文明九丁酉天二月十一日

甘糟土佐守平朝臣清忠

〔岩代須賀川記〕代〇岩 曹洞宗 廣福山 長祿寺北町

一爲氏公御子山城守行光公文明九丁酉年七月廿日逝去

〔下總小金本土寺過去帳〕十二日、

日仁靈文明九丁酉十二月十八日打死

二階堂行
光

日仁戰死

〔諸寺過去帳〕邑上 本土寺 總風早莊平賀 設樂道暹 上總山口、文明九年十二

月十一日、

〔越知家譜傳〕〇二 大和

家林

文明九年十二月十八日卒、澧光院雪心安公大禪定門、

越知家林
歿ス

〔二十六代〕
家直

〔越知氏傳記〕

百四代後土御門 越知新左衛門 文明九丁酉十二月十八日

義政治世 享保廿年迄二百五十九年 法光院殿雪心安公大禪定門

〔美濃明細記〕六 人物 遠藤系

持盛遠藤小太郎、但馬守、號周勝伯

盛隆遠藤小太郎、左馬助、號周榮

持氏生害後、父子共流浪、寶徳元年、仕將軍義政、賜濃州之内領地、享徳、康

正年中有軍功、文明元年、於九州有軍功、後仕義尙、同九年飯濃州、同年卒、

盛胤遠藤小太郎、但馬守、號素山

文明九年雜載

遠藤盛隆
歿ス

榮弘寂ス
明ニ遊ビ
憲宗ニ謁ス

文明九年雜載

二一〇

〔密宗年表〕 文明九年四月四日、忍辱山榮弘寂、年六十六、嘗遣使於支那求藏經、明第八主憲宗帝感吾邦國俗篤信、被贈藏經並毘首羯磨所作千手大悲像及脇士功德天婆藪仙人像、忍辱山記

文明十年戊戌

正月甲子朔

一日、甲子朔四方拜ヲ停メ、節會平座ヲ北小路行在ニ行フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二〇山城

御湯殿上日記

正月一日、けさより

狛舞

御齒固

皇子御所ノ御祝

平座ノ御祝

光上卿町廣

奉行甘露寺元長

參仕ノ人々

御之并あある、めくきし、きぬ大ま、あさ御さう月万いる、こまゝいあこまじせらるゝ、夕うあやとふ、御こじく御の御いあ并万いる、いつものことく御しやくなとあり、御といせん大まもし、御さうあめやうて万いる、うのゝち宮の御方あ御いあ并、御うあよて二の宮あ御方もをあしく万いる、これもとしく、れことく御しやくあり、ひらさ、ふ行もあとあり、上卿日野の中納言、辨ふきやう、（甘藷寺）

〔親長卿記〕

九

正月一日、天晴、日融風靜、幸甚々々、先早旦行水、拜天地四方

諸神佛等、次祝著之儀如常、酉剋許參内、直衣召具元長、束帶御祝之儀如常、參仕之輩、

（同社）新大納言季春冠源大納言雅行予直衣滋野井前宰相中將教國夏直衣民部卿忠直衣大藏卿顯長冠正親町宰相中將公兼衣冠四辻宰相中將季冠新宰相中將實隆

文明十年正月一日

二一一

時服等不
足依リ
陣儀行ハ
レズ

義政平座
用脚ヲ獻
ズ外記史御
訪外記史兼
帶ハ近年
ノ例

中原康澄
不參
安倍盛俊
外記兼任
見參目錄
白紙

吉書持參
平座ヲ仰
出サル

陣ノ座宜
陽殿

陣官内暨
ノ代ヲ勤

竹ニ墨ヲ
塗リテ文
杖トナス

散狀

文明十年正月一日

朝臣、衣冠(山科)、言國朝臣(五條)、爲親朝臣、元長(康原)、菅原在數源富仲等也。

今朝被行平座、去年依回祿、陣座等不周備、公卿等時服不合期、仍不被行、當年已天下靜謐之上者、節會等雖爲理運、皇居狹少無其禮、仍先任近例、被行平座也、奉行藏人左少辨元長、上卿日野中納言(廣光)也、少納言爲親朝臣爲御點、依故障不參、爰平座用脚自武家下行之間、六位外記史御訪三百疋也、仍自官方望申云、近年自外記局兼帶史外記(中應)、參陣之間、六位史不參陣、不便之至也、可被召加之由申之、仰傳奏勸修寺大納言、所詮三百疋御訪、相分可下行兩人、若一方申所存者、可付一方云々、舊冬召仰兩人(康澄)之處、於盛俊者雖爲半分、可參勸云々、於康澄者、半分之儀難叶云々、仍當日猶申所存、及臨期不參、盛俊史也、外記不參之間、及闕如之間、兼帶外記之事、有先例之由申之、奏聞、仰云、有先例者、及闕如之上者、可下知之由有仰、可兼任權少外記之由仰了、見參事無用意云々、當座無覺悟、然者可用白紙歟之由入魂了、就不事闕、兩條物忿之儀歟、外記緩怠之故也、先上卿日野中納言著陣(昨日申拜賀、今日藏人方吉書事申之、出納不出現、申合上卿同用白紙了、不可說、當時之儀無力事也)、移著端座、藏人左少辨元長持參吉書於軾、上卿被結申返給辨、々結申退入、著床子座下史、次元長進出仰平座事、(兼申合上卿之處、於元端座可承仰詞云々)、元

二二二

日節會可爲平座、任例行、上卿被仰宜陽殿御裝束事、元長承仰退入仰史、上卿退入陣、與宜陽殿通用之故也、次事具之後、上卿著宜陽殿座、(臺盤今度新調)、辨元長著土庇座、上卿目辨、々起座立庇、陣官人持來盃竝土器(土瓶也)、內暨御訪無其足、仍陣官可勸代之由、勸亞相申之故也、辨指笏取盃著軾、勸盃、拔笏退入、依無次座公卿、少納言等不及次杓、次箸下、次如前上卿目辨、々拔箸參進、如前勸盃了、辨直退入、次上卿以官人被仰、可持參見參之由、仍插杖、(文杖去年炎上之後、不無其沙汰、不可說也、臨期六位史以竹沙汰、之塗墨、插文了)、上卿拔取披見返給、史令持之進弓場奏聞、元長出逢奏之、被返下、返給上卿、々々歸著陣召辨、被下見參目六、辨端聊披見、如元卷之退入、著床子座下史、々退入、各退出之後、雨下、

散狀書樣

元日平座

公卿

日野中納言

辨

元長

文明十年正月一日

二二三

進禁裏付勾當室町殿付勸修寺關白等付菅原訖

〔實隆公記〕

五 正月朔日甲子天顏快晴四海昇平之春幸甚々々○中晚頭

著衣冠幾指貫參內□祇候輩新大納言季春源大納言雅行按察使□□滋野

井前宰相中將教國民部卿忠富大藏卿顯長右宰相中將□□四辻宰相中將

季經下官內藏頭言國朝臣少納言爲親朝臣藏人左少□□藏人中務丞菅

在數藏人將監源富仲新藏人□□也天酌事終有宮御方御祝大略如先□女

中衆局令參賀亥下剋平座□□上卿日野中納言廣光舊冬廿□□辨元長□

□□位外記就申違亂今夜安倍盛俊初補小外記行事云々次第之儀一々

如恒勸盃二獻也無殊事去々年同方祿以後文杖未出來今夜用假之杖不可□

□□參祿法又以白紙也言語道斷事歟深更令退出滋野井頭中將等相招

之一盞令□□了雨聊濺

〔晴富宿禰記〕

正月一日甲子天晴風靜迎万春之初節誇一天之安世內裏修理

早速造畢今春有還幸朝儀再復可在此時誠以幸甚々々官庫名譽併家門之

榮耀也祝著々々心中一々求願成就圓滿非翰墨之所及自愛々々○中元日

節會被行平座上卿權中納言廣光卿辨元長史盛俊也抑亂中中原康純外記

朝儀ノ再
興

甘露寺親
長史外記
兼帶ノ例
ヲ尋メ

壬生晴富
ノ注進狀

史兼帶也盛俊爲本職左少史也不被立朝用之條有義理之旨盛俊訴訟之間
平座可參陣也而康純此間外記史御訪一圓取之今康純猶一圓可賜之由及
違亂之間盛俊又可兼帶外記之由被仰下參陣見參祿法康純不可進之由申
之間今靜謐一段日出之時分違亂不可然之間按察親長卿取出白紙與盛俊
見參祿法之由也外記兼帶口宣可申沙汰云々

十四日丁丑陰晴不定時々雨洒雪飛○中盛俊來元日平座外記兼帶勸所役御

訪一昨夕下行外記史兩分也仍爲賀酒來者也祝著々々盛俊可兼任外記事

先規職事元長左少弁父按察親長卿被尋之以御狀被申者可畏入之由盛俊令申仍

遣狀於按察黃門親長卿了

官吏兼帶外記例

左少史清原季兼

久安五年八月十七日被行小除目外記臨期不參仍以季兼被兼任外記

忽勸其役

大史兼任大外記例亦存之

年甫御慶日新喜祝更不可有休○期再復諸道之興隆併可在此時候猶

文明十年正月一日

二一五

文明十年正月一日

二一六

以幸甚々々、抑盛俊、元日平座參陣條々、被加御扶持候由來申候、畏入候、仍外史兼帶例事、内々注進仕候、六位外記史等、各居其官候之時者、外記兼帶官史之條、猶以無益候、就闕如之儀、史兼外記役之條、連綿事候歟、共兼帶之先規分明候、偏公平之專一候哉、旁期參賀言上時候、晴富恐惶謹言、

正月十四日

晴富

甘露寺殿

親長ノ返事

都護卿返事并兼任之口宣、在廿日記、又遣狀於官務外史師富朝臣許事有之、廿日、未晴、今朝盛俊來、先日之按察卿返事口宣案等持來、當局特當家繁昌不能左右、盛俊爲官務留守、官務在、祇候之間、此間不參候、母儀違例之由、昨夕告來候間、爲申御暇於官務、只今參候云々、張行小飲之間、受用候、老者不苦者、早々可罷上候由申含了、

寔改年吉兆、雖事舊候、重疊更不可有休期候、幸甚々々、抑元日平座參陣史事、外記康純申緩怠之間、臨期□□□□□□□□□□由被仰下了、勘例一紙給候、□□□□雖無何事候、舊好事候間、連々可申通候、心中諸事期面賀之時候也、謹言、

正月十六日

按察親長卿判

外記兼任ノ口宣

文明十年正月一日

宣旨

左少史安倍盛俊

宜兼任權少外記

藏人左少辨藤原元長 奉

〔長興宿禰記〕

上

正月一日、甲寅、晴、無四方拜、今日被行平座、上卿日野中納

廣光卿

去月廿九日拜賀

職事藏人左少辨氏長兼官事、左少史安倍盛俊兼少外記等參陣、

〔歷代殘闕日記〕

八十七言國卿記

正月朔日、四過時分、元日平座、而有之、上卿

日野中納言少納言、

不參、辨元長、左少辨、

〔尋尊大僧正記〕

九

正月朔日、甲子、

天下泰平、寺社繁昌、家門御祈願成就延命、門跡再興、々隆佛法、心中祈願圓滿增長、併在當春者也、前法務大僧正〔花押〕、

一天下儀、於京都中者、雖無御敵、每事如近日、節會等不及御沙汰攝家者、一條殿自舊冬御上洛、二條殿、九條殿、各御在京儀也、

文明十年正月一日

二一七

四方拜ナ

〔武家年代記〕^上 文明十年戊戌、正朔被行平座、

○廷臣諸將、幕府ニ參賀スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔實隆公記〕^五 正月朔日、甲子、天顏快晴、四海昇平之春、幸甚□□、鶴鳴行水、

義尚對面
參賀ノ人々

此云々、巳刻御對面、^(政長) 山^(舊冬) 補^(管領) 皇^(居門) 役^(等) 沙^(汰) 云々、○政^(長) 管^(領) 職^(見) 云々、

三條西實
隆等三時
智恩寺伏
見宮ニ參
賀ス

細河以下大□□參入、堂上輩、^(各) 大口^(勸修寺) 大納言、^(高倉) 前藤宰相、^(永繼) 辭退、^(被) 冬^(見) 云々、

○二日以下御祝ノコト、便宜左ニ合致ス、

義政對面

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十} 御湯殿上日記 正月二日、あしたの

御いじり御こじく御御いしく、昨日よおあし、ごんしゆ御れ申さるゝ、
うみあはれのおそんよと、御さう月御ひさしよてふ、

〔親長卿記〕^九 正月二日、晴、及晚元長參内、依御祝也、予依故障不參、

祝三日ノ御

〔實隆公記〕^五 正月二日、乙丑、晴、今日於都護卿亭有朝飯、歸路之次、向□□

許、今日勸修寺亞相稱禮被來云々、及晚著^(矢力) 冠參内、新大納言、按察等不參、自
餘大略如□□^(昨日) 右□□相被參、但不候天酌、參若宮□□御祝了、今日遣一樽
於長橋局、二更退出、參^(竹) 園、歸宅之時、丑下剋也、頭中將相招之、一盞祝著了、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十} 御湯殿上日記 正月三日、御いじり

お遊し、ごさまのそんしゆ御れ申さるゝ、ごとなりも御れい申、御さいめ
んありて、をゑよて御さう月ふ、御さうさめりふまで、^(政長) 方い、

〔實隆公記〕^五 正月三日、丙寅、霧、早旦行水、今日覽初音卷、晚頭參内、向源亞

相許、御□□祇候輩大略如昨日、及深更退出、滋野井頭□□等又來、有一盞、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十} 御湯殿上日記 正月五日、あさ御さ

白川忠富
被官ノ諡
ヲ聞召サ
ル

う月をあし、御つねね事御申の御人、御うらけの物よて、御てうしごも
方いらせらるゝ、^(政長) 方の二條殿御ちの人も方いらせらるゝ、御ひしく、
ご御いじりあり、^(白川忠富) ん部卿ひくばん人うさ申たもしろ、後よしきこしめし
て、御庭よてうさせらるゝ、

祝五日ノ御

祝六日ノ御

七日ノ御

文明十年正月二日

七日、御いじりあし、御所くゝををかしく万いる、

〔親長卿記〕

九 正月七日、晴、及晩雨下、參内、番也、御祝之儀如常、

〔實隆公記〕

五 正月七日、庚午、天顔快晴、人日和氣幸甚々々、雨降、及晩參内、

御祝祇候輩、新亞相、源亞相、都護、戸部卿、右相公羽（林）、下官、阿古々丸（中御）、言國朝臣、爲親朝臣、元長、源富仲等、入夜退出、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二城 御湯殿上日記 正月十四日、略、中御

年越ノ御

〔實隆公記〕

五 正月十四日、丁丑、晴、今日猶候番、入夜於新典侍局有盃酌、

〔親長卿記〕

九 正月十日、晴、早旦參賀（詰利齋也）宰相中將殿、次參室町殿、依御定、參賀

之輩、先參宰相中將殿、次參准后云々、不叶初之儀、歟、隨上命了、所々參賀了、宣（中御）秀始而出仕、申入武家、父黃門同道、勲次參賀

二日、御祝、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二城 御湯殿上日記 正月二日、食ふの御

うし、新まけ殿、

○コノ後、丑ノ日ヲ祝ハセラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二城 御湯殿上日記 正月廿六日、御うし

のうちにいよ殿、

二月八日、御うし、大まもしより万いる、

廿日、御うし、新大まもしより万いる、御々つり御くしこうさう、

三月三日、御うし、あういしより万いる、

十五日、御うし、御いまゝいり、

廿七日、御うし、上らぬより万いる、

四月九日、御うし、權まもし、雨ふる、

廿一日、御うし、ひんうしの御うさより万いる、

五月四日、々ふの御うし、いと殿、

十六日、御うし、御ちの人、

廿八日、御うし、大まもしより万いる、

六月十一日、御うし、新まもし、

廿三日、御うしのうちに、こうさう、御けつり御くし新るいし殿、

文明十年正月二日

二二二

二二〇

祇候ノ人々

阿茶局

花山院兼子

庭田朝子

七月五日、御うし、御いまゝいり、
 卅日、御うし、權をもし、
 八月十二日、御うし、ひむろし、御方、
 廿四日、御うし、御ちの人、
 九月七日、御うし、まけ殿、
 十九日、御うし、新大まけ殿、
 十月一日、御うし、あういし、
 十三日、御うし、御いふゝい、
 十一月七日、御うし、ひむろし、御方より、
 十九日、御うし、御ちの人より、
 十二月二日、々ぬの御うし、大まもしより、
 十四日、御うし、新大まもしより、
 四日、千秋萬歳アリ、是日、御身固ノ爲ニ、陰陽頭土御門有宗ヲ召サセラ
 ル、

大黒妻頭
祝儀

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城

御湯殿上日記

正月四日、○中大

御身固

くろさう千しゆ万さ申、

〔親長卿記〕九 正月三日、晴、同前、今夜以元長被仰下云、陰陽頭參御身固、天

下靜謐之上者無事煩者、可參歎之由可仰云々、

四日、晴、詣新宰相中將許有夕飯、南向并元長等同道、召陰陽頭仰御身固了、予

借遣了、

義政、扇ヲ獻ズ、

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城 御湯殿上日記 正月四日、あさ御さ

うは、あをかし、むろまち殿より御あふ、あふらる、□□万い、御つう、あ
 せん、えゆうしの大納言、あふさよりの御あふ、き一、あふ、○中御あふ、あ
 ふしみごのへも万い、

○禁裏及ビ皇子^{仁勝}ヨリ、諸臣ニ扇等ヲ賜フコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城 御湯殿上日記 正月五日、○中宮の

御方の御あふ、さふ、御あふ、あふ、御く、そり、さう、あり、
 九日、○中々ふも、もんし、御あふ、さふ、

〔親長卿記〕九 正月九日、晴、○中 毎年佳例御扇被下之、明日攝家已下參賀、

勸修寺教
秀ニ扇ヲ
賜フ
邦高親王
フニ扇ヲ賜

皇子ヨリ
扇ヲ賜フ

文明十年正月四日

二二四

江瓜ヲ兼
顯ニ賜フ

申次元長可勲之由可申付云々被下御扇祝著畏存、

〔兼顯卿記別記〕○岩崎文 庫所藏 七月九日、己巳、朝程晴、晚頭夕立、自禁裏江瓜五

籠被下之奉書續左、

みゝてかく候へく候を御うり五こつろとされ候よし申をこて候、かし

右大辨とのへ

鯉ヲ賜フ

〔兼顯卿記〕○岩崎文 庫所藏 九月三日、辛酉、天晴、自禁裏鯉一拜領之、祝著者也、

伏見宮邦高親王參内、歳首ヲ賀セラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城 御湯殿上日記 正月四日、○中 宍し

ミ殿御万いり、御宮け三色三ろ万いる、御さろ月三こん万いる、

○宮、門跡、尼宮、僧侶及ビ廷臣等參賀ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城 御湯殿上日記 正月八日、あさ御さ

三寶院政
深

ろ月をあし、○政 三ろ院御れ并御万いり、三ろさろあよて御さろに後万い
る、○親心尼 りくろ御所く御万いり、あんせん寺殿より三ろう二ろ、玄んせう
寺殿より三ろう一ろ、大しやう寺殿より五ろう二ろ、つうぎん寺とのより

應善女王

德大寺實
淳

大覺寺性
深

聖護院道
興

邦高親王

梶井宮麿

胤法親王

庭田雅行

白川忠富

被官人ニ
ハセラル

盛富ノ諡

雲龍院聖
秀
廬山寺
元應寺邦
諫

も三ろう一ろ万いる、○應善女王 ひめ宮の御方もある、御さろあ三こん、ろのやろよを
りの物ともよて、六こん万いる、御所く御しやくともあり、御せんよもく
この物さろ月さふ、とく大寺せんよて御れ并申さる、をり御さる万いら
さるる、とんし也所よてくこんをさふ、○中 大ろくし、○道興 玄やうこ院御万い
り、

十一日、あさ御はろ月万いる、ふしミ殿もあらしませ、

十三日、○中 略 かつ殿御万いり、御はろ月ろと万いる、御所く入万いらさ

られて、御あそひあり、○雅行 庭田みん部卿ひくじん人めして、御庭よてうたひを

らる、十せ万いりなどひて、御ひしくとふくるまであり、

〔實隆公記〕五 正月十三日、丙子、晴、自今日三ヶ日當番也、夜前不退出令祇

候者□□遣一樽於勾當局了、今夕安禪寺殿、真乘寺殿、通□□御參、盛富於

庭上發微聲、

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城 御湯殿上日記 正月十六日、○中 略

んれう院ろさんし、○邦 せんおう寺、百まんへん、そん大し、○善 二そん院、あんらつく
えういん、ろう□うあん、玄もさうを御れい申、御さいめんともあり、○道水入道親王 御むる

文明十年正月四日

二二五

百萬尊大寺善
空樂光院
安樂寺宮
仁永入道
親法寺享
清中生清
田安寺宗
深原一東
杉箱ナ獻
香箱ナ獻
廷臣參賀
花山院政
長二條政嗣
近衛政家
久我通博
三條公教
大炊御門
信量
小倉季照
正親町三
條實澄所
皇子御所
中御門宣
道參內同

文明十年正月四日

御所御れいよ御万いり、をり五うう御さる二う、御まやけよ万い、御さう
月万い、こうより人々万い、
十七日(享通)せんやう寺(生清)さあ御れ申、御さいめんあり、御さちを万いらま
る、
廿四日、中(宗深)をうあん寺御さい万いらる、御みやけよすたをら一そく、
御ううそこ万いらるる、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十城

御湯殿上日記

正月九日、あさ御さ

う月をなし、花山(政長)とんよて御れ申さる、
十日、げふれさんう、二てうの前くせんそく、御下まうさよて御さい、御申、こ
んるれ右ぬ、ここの前右ぬ、内ふも申さる、御さいめんあり、おぼいの御う
と、(小倉)をひろれあそん、(正親町三條)さほまをとも申、宮の御うさへもおおしく申さる

〔親長卿記〕

九

正月十日、晴、中(宣也)入夜中御門中納言參内、衣冠、申年始御禮、

其次召具宣秀、(中御門)下姿、元長令同道、以女中申入云々、黃門有御對面云々、

〔尋尊大僧正記〕

九

正月十四日、

護持僧參
賀一條兼良
九條政基
近衛政家
應田雅行
參内鯉樽
ナ獻
鷺尾隆治
初テ參内

一昨日陽明御方御妻武者小路西洞院下向云々、八日御持僧參賀也、聖護院

僧正一人外無之云々、十日參賀、禪閣關白陽明御方以下云々、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十城

御湯殿上日記

正月十二日、あさ御

さう月万い、北野れちやうしる御さい申、御さいめんあり、中(庭田)御れ
いよまこ、こもし御さるをど御まや万いらるる、
十三日、略(隆)中わしの汝れちこ、いしめて御さい万い、三色二う万いらま
る、三年(鷺尾)是歲ノ條ニ見ユト、

〔親長卿記〕

九

正月十三日、晴、雪時々下、中(宣也)今日鷺尾小兒來、始而出仕、予

自兼日内々申入了、舊冬自田舎上洛也、禁裏元長相具參了、有御對面云々、

〔蜷川親元日記〕

六

正月五日、戊辰、天晴、

一貴殿より御進上恒例、鴈二、鳥五、鱈五、鯉一、大蟹二以上、御折紙調之
○コノ後、諸家ヨリ、義政夫妻竝ニ義尙ニ物ヲ進ムルコト、便宜左ニ合

敘ス、

〔蜷川親元日記〕

六

正月八日、辛未、雨晴、

文明十年正月五日

文明十年正月五日

二二八

橋本坊覺賢

一八幡橋本坊覺賢より牛玉御富御香水符ノカナカキ歟ある、御返事御太刀糸卷被進之、
御被官光泉快宗御種一荷兩種進上、

七郎殿へ菱食一進之、

十一日、甲戌、曇、夜雨、

春日社御師淳

一春日社御師刑部大恒例粽五十把進上、御方御所へ廿把、依御參内、翌日御

披露之、申次七郎右衛門殿

十七日、庚辰、天晴、

一貴殿より御美物御進上、菱食一、貝蛸一折、數五昨日之御精進十々とき也、恒

例、

廿九日、壬辰、天晴、

松林院兼雅

一南都松林院兼雅僧正より御方御所さほへ御樽二荷、白壁二合進上、以大和兵部少輔殿

申入之、

卅日、癸巳、天晴、

一白山長吏舊冬日廿九御方御所さほへ進上二千疋まいる、今日現物到來、野

依方より直々三上方へ納之也、

竹田昭慶

二月廿一日、甲寅、天晴、

一竹田法印(昭慶)御方御所様へ安虫丸調進上、自貴殿御披露之、

廿三日、丙辰、天晴、夜雨、

得光右京亮

一加州得光右京亮、公方御方御所へ各太刀糸進上、貴殿へ太刀金、鹽引三、御

返事太刀糸被遣之、申次小林

三月十七日、己卯、曇、

一江州横山三郎左衛門尉鮎鯨、荒卷十進上之、

廿日、壬午、天晴、

法光房委運

一法光房委運上洛、鯉三、荒卷二、鮎鯨、御さる一う進上之、

一中村千代壽丸、鯉二ふ、御さる一う進上之、

四月十五日、丁未、晴、

幡根寺

一幡根寺より新茶卅袋ありる、恒例、御返事被遣之、

一桐野河内大文、高屋御屋形へ當年御禮申、百疋進上、御對面、七郎殿へ御太

刀、金

五月七日、戊辰、曇、

文明十年正月五日

二二九

文明十年正月五日

三三〇

一 貴殿より美物御進上、昨日鹿苑院殿御年忌也、仍御精進物也、菱食一、鱒二、鮒鯨一折、廿以上御折帛調御使野依、

六月十二日、壬寅、天晴、

富樫政親

一 富樫次郎殿政親、公方へ御帷梅染十端、御方御所へ五端進上、御返事兩通、貴殿御□□付者七日也、

十五日、乙巳、天晴、

伊勢貞隆

一 伊庭六郎左衛門尉貞隆、江瓜三籠進上、御申次伊勢左京亮殿池田持參之貴殿へ一籠、則御返事、

六角行高

一 六角殿行高より江瓜三籠進上、御披露之由、則御返事、奏者蜷彦右、

伊勢貞宗

一 貴殿御美物御進上、鵠一、鷺二、鮎一折、干鯛一折、背腸一桶以上、

一色義直

廿六日、丙辰、天晴、
一 (兼直)一色殿御方御所へ御參、御樽御進上、御一獻あり、

廿七日、丁巳、天晴、夕立、
一 六角殿行高より瓜十籠進上、御披露之由御返事あり、申次蜷中務、

卅日、庚申、天晴、

一 六角殿より五色卅籠進上、御披露之由御返事、

七月朔日、辛酉、天晴、立秋、節

一 伊庭瓜卅籠進上、御私へ卅籠御返事、

三日、癸亥、天晴、

一 南都松林院兼雅より五色御方御所へ二荷、御私一荷、御返事、可得御意候、恐惶謹言、人々御中

〔兼顯卿記別記〕

○岩崎文庫所藏

七月二日、壬戌、天晴、晚參小河殿處、御座御臺御

方之間、參西御所、自南都松林院東門跡二荷進上之間、以春日局申入者也、

三日、癸亥、晴、○中略、自南都大乘院五名各二荷、被進上室町殿并御臺御方之間、

致披露□

〔大乘院寺社雜事記〕

五六十

六月廿七日、夕立、

一 來月二日、瓜京上人夫事、加下知、

一 若槻庄二人、横田庄二人、出雲庄二人、大市一人、倉庄一人、高田一人、

一 河合一人、院入一人、小大田一人、服一人、小吉田一人、

文明十年正月五日

三三一

文明十年正月五日

〔大乘院寺社雜事記〕六十 七月二日

京上瓜

一京上瓜廿上之林教爲上使

十合 室町殿

十合 同御臺

五合 傳奏

五合 春并棧二院荷

五合 家門

五合 二條殿

五合 弘源寺、自惠林寺殿

合九荷分京上

人夫參上方

一人 作手

一人 野田

一人 若槻庄冊

一人 横田行冊

一人 高田

一人 河合

一人 院入

一人 服

一人 小吉田

一人 小大田、分

新關料以下濟々有之一貫五十文計給之

同瓜到來分時不同

到來ノ瓜

朝倉氏景

〔蜷川親元日記〕六 七月四日、甲子、天晴

一京都瓜返事共少々到來、公方御臺、御方兩所、傳奏可披露之

一朝倉彈正左衛門尉當年御禮、公方様へ御太刀持、貳千疋、上様へ千疋、御方

御所御太刀持、千疋、松對方へ納之名狀あり、貴殿へ太刀金、千疋、此外鞆五

具三具あか、二具紫

五日、乙丑、天晴、夕立

一伊庭五色、公方へ百籠御申次、島山上様へ冊籠、同上、御方御所へ冊籠、次御申

文明十年正月五日

文明十年正月五日

二三四

出玉阿各御披露之由、貴殿御返事、

六日、丙寅、天晴、

一六角殿より草花、公方、上様、御方御所各進上、

十一日、辛未、天晴、

一町野左近將監殿敏康より鯖子一おけ、背腸一桶被進之、

一六角殿より瓜五十籠進上、御私へ卅籠、御返事、奏者山田、

一佐々木宮内大輔殿政綱より江瓜、公方へ五十籠、上様、御方御所へ各卅籠、

貴殿へ廿籠、御返事一通、

十四日、甲戌、天晴、

一六角殿より御瓜上様、御方御所様へ各五十籠進上、御披露之旨御返事、

十六日、丙子、天晴、

一貴殿夏中朝御精進、今朝美物少々進上、

一三宅右京進僧信譽蓮部房若州方より居住、背腸進上、信譽御返事被遣之、

一鶏頭坊より江瓜廿籠万いる進之、御返事あり、

一貴殿より御進上、今日例年之儀也、菱食一、干鯛一折、鮎鮓一折、

町野敏康

佐々木政綱

信譽

織田敏定

蘆名盛政

大内政弘
使者若狭
小濱ヨリ
上洛

進上ノ物

一織田大和守敏定方より細鯉一折百本、進之、御返事被遣之、

一蘆名盛政、文太郎進上、入夜到來、公方様へ御太刀、長則、御馬二疋、赤鵝毛印、兩目、結、黒印、雀目、結

御方御所様御太刀、景光、御馬一疋、河原毛印、雀目、結

十七日、丁丑、天晴、

一蘆名進物、以七郎殿御披露之、

一六角殿より瓜百籠進上、御披露之由御返事、奏者、松平

廿二日、壬午、天晴、

一貴殿御美物御進上、御使、横山、雅樂助

鴨一番、鮎鮓一折、干鯛一折、上様へ鱸一御進上、

廿五日、乙酉、天晴、

一大内方より送進色々、若州小濱津より京著、午刻、唐物御荷數十五、但此内

大繪維摩、龍眠筆箱一ハ進上物也、於殿中藝阿彌祇候渡之、以彼人夫自武田殿

御廣椽まで持之、書狀共、七郎殿有御持參御披露、蝮三兵親元、貴殿依御虫

氣無御參、大内殿去年以來度々進上折紙錢、

一公方四百卅貫文、此内三萬疋、國安堵御判之時、三千疋、四、松田對馬守、折紙數

文明十年正月五日

二三五

文明十年正月五日

二二六

方奉方へ親方送狀を遣御倉定泉被納之使勝藏請取有之此内千疋田樂
行折紙今直に下行之親元請取石見安藝ノ遺幕府政弘セシムルコト長門
御前紙前四箇國ノ守護職並ニ見安藝ノ遺幕府政弘セシムルコト長門
年十月三日ノ條ニ見ユ

一上様御分三百四十貫文此内萬疋御判之時二千疋四品之時二千疋御内
時宜之聯輝へ申入送元御使松平御倉定泉被納之

一御方御所様分三百貫文萬疋去年のしめて御禮萬疋三上大藏丞貞光方
へ遣送狀中村倉へ納之使上

八月九日、戊戌、天晴

一貴殿より御進上、昨日御精進解也、

公 鷲二、鮫三、鮎一折、

上さば 鯛五、鮒鮓一折、鹽引一尺、

御方御所様 鷲二、鮎鮓一折、以上御折紙調之、御使野依、

十五日、甲辰、天晴

一東下野守常縁就世上無爲之儀、公方御太刀助谷御方御所御太刀助守進

上、貴殿へ五百疋書狀あり、

東常縁

廿六日、乙卯、天晴

一朝倉彈正左衛門尉御方御所様へ御馬二疋月毛印雀目進上、次貴殿へ一疋鹿毛印御返事被遣之、

九月朔日、己未、天晴

一朝倉彈正左衛門公方、上様へ菱食各一進上、一向初也、御披露之御申次備後守殿、
貴殿より御返事、

廿四日、壬午、天晴

一等持寺より柘榴一折進上、恒例自貴殿御取次、御申次伊勢備後殿、御私へ一折、

廿八日、丙戌、天晴

一八幡田中坊生清より御方御所様へ御卷數、松茸一折進上、御披露之由御返事、

一江州佐治高爲雉五進之、御返事、

十月廿五日、癸丑、

一花王院御折五合、御さる五荷進上、上様へ如上進上、布野州披露之、

文明十年正月五日

二二七

田中生清

佐治高爲

十一月九日、丁卯、天晴、
 一朝倉彈正左衛門初鶴進上、御披露之由御狀あり、
 十六日、甲戌、天晴、
 一朝倉彈正左衛門初鶴、公方へ五、上様へ二、御私へ二、御返事有、
 十七日、乙亥、天晴、
 一貴殿より鷹鷹御進上、
 廿八日、丙戌、天晴、
 一伊庭納豆進上、御所様、上様、御方御所様各百、貴殿へ百、
 十二月十二日、己亥、天晴、
 一佐々木加賀左馬助政宗公方へ御太刀糸千疋、御方御所へ御太刀同、御馬、
蘆毛、黒田長壽御太刀糸千疋、御方御所へ同兩種、若宮新左衛門秀雅公方
 へ御太刀糸二千疋、御方御所へ御太刀同千疋進上、七郎殿御披露之、
 十四日、辛丑、天晴、
 一一昨日黒田長壽御方御所へ進物千疋、正實方へ納之、使勝藏、
 廿二日、己酉、天晴、

佐々木政宗
黒田長壽

北畠政郷

一朝倉公方（船ヲシ）様、鱈十、上様へ白鳥一進上、御私へ鱈五、
 卅日、丁巳、天晴、

一伊勢國司政郷より海老十籠御進上、御私へ十籠、御返事あり、安藝刑部取
 次、

是ヨリ先、上杉顯定、同定正、足利成氏ト和セントシ、築田持助ニ就イテ
 之ヲ請フ、是日、成氏之二應ジテ、陣ヲ撤シ、武藏成田ニ退ク、

〔太田道灌狀〕

前○肥

一○中略足利成氏、上野瀧ヨリ移リテ、同國觀音寺原ニ陣（朱書）文明十年正月一日、長井左
スルコトニカ、ル、九年十二月二十三日ノ條ニ收ム、衛門尉、寺尾上野介以兩使（朱書）關宿城主
（朱書）、自築田方申旨候間、以旁之儀、翌日峯林へ被立
 御陣候、然而同四日、結城、宇都宮以下陣お引拂打歸候、五日朝、爲始留守所
 要害、御敵陣共令自火、公方様も被御陣拂、被返御馬候、其時様體前代未聞
 候歟、其日（道灌）を諸勢申候之餘、各返答及迷惑候歟、親候入道、白井双林寺へ罷
 越候、雖然屋形相談旨候間、自身大將様御陣へ參被申候し、共、無御承引
 候、尤被奉對公方様候而、被御申定候上者、爭御爲可有之候哉、至景春者各
 別義候間、於國中可致討留旨存候し、于今可被思召合候歟、（中略）

成氏陣拂
太田道眞
白井雙林
寺ニ赴ク

顯定等景
春ヲ誅セ
ントス

文明十年正月八日

(朱書) 文明十一

十一月廿八日

(朱書) 山内家人 高瀬民部少輔殿

道灌判

二四〇

〔松陰私語〕

一 其夜山内扇谷自兩家、屬築田河内守、都鄙御一和之儀、執持

成氏豫テ

和ヲ望ム

景春成氏ノ意ニ背クニ依リ古河ノ陣困難

可申達之由被申上、上意年來御競望之間、會壺被思召故、翌年正月二日、武州成田被廻御旗、於其御陣中、去年以來長陣故、遠國遠來之陣衆各令退嶮、少々退散、剩千葉別駕長尾伊玄背上意條、内々古河御歸座雖被思召、御無勢之間、御難儀之由、殿中之面々被申之、略上

〔鎌倉大草子〕

其後明る正月朔日、築田中務方より、長尾左衛門尉方へ、寺尾

上野介を使として、上杉と御和談可有由申來、略上 和談にて、相互に合戦を

るめられ、陣拂あり、略上

○成氏、上野觀音寺原ニ陣シ、顯定及ビ定正、漆原ニ陣シテ、之ニ備フル

コト、九年十二月二十三日ノ條ニ、定正、道灌ト共ニ、豊嶋泰經ヲ平塚城

ニ攻ムルコト、本月二十四日ノ條ニ見ユ、

八日、御祝、辛未

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二山城 御湯殿上日記 正月八日、略 中々ふ

の御ひつし、御ちの人よりまいる、

○コノ後未ノ日ヲ祝ハセラル、コト、便宜左ニ合敘ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二山城 御湯殿上日記 正月廿日、々ふの御

ひつし、御いまゝいり、(阿茶局)

二月二日、御ひつし、上らぬより万いる、

十四日、御ひつし、權まけ殿より万いる、

廿六日、御ひつし、(花山院兼子)ひむろしの御方より万いる、

三月九日、御ひつし、いよ殿、

廿一日、御ひつし、御ちの人、

四月三日、々ふの御ひつし、まけとのより万いる、

十五日、御ひつし、新大まもしより万いる、

廿六日、御ひつし、ありそしより万いる、

五月十日、御ひつし、御いまゝいり、

廿三日、御ひつし、上らぬ、(三)

六月五日、御ひつし、權大まもし、大夕ふち玄言神ある、御きつり御くし新内、

文明十年正月八日

二四一

花山院兼子

大夕立 雷鳴

文明十年正月八日

十七日、御ひつし、ひむろしの御方、

七月十一日、御ひつし、大まもしより万(豊原)いる、御きつり御くし新内、

廿三日、御ひつし、新大まもしより万(豊原)いる、より秋万(善空)いる、こそん院まこう、

八月六日、御ひつし、ちうりしより万(豊原)いる、御ちの人くろ物万(善空)いらる、御きつり御くし新あもし、

十八日、御ひつし、御いまゝいり、

九月十三日、おひつし、樽(權)まもしより万(豊原)いる、

廿五日、御ひつし、ひんろしれ御ろふより万(豊原)いる、

十月十九日、御ひつし、大まもしより万(豊原)いる、

十一月一日、御ひつし、新大まもし御万(豊原)いり、

十三日、御ひつし、ちうりしより万(豊原)いる、

廿五日、御ひつし、御いまゝいり、

十二月八日、々ふれ御ひつし、權まもしより万(豊原)いる、

太元護摩ヲ修メ、後七日法ヲ停ム、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二○山城十

御湯殿上日記

正月八日、さいきん

結願

護摩壇以下修理
御撫物五辻富仲出
奉行甘露寺元長

此こそ、御あて物いぼる、

十四日、さいきんのこほ、このあつさまてよく、御あてもの御くむんしゆ万(豊原)いる、

〔親長卿記〕

九 正月六日、晴、略、中太元護摩壇已下事、申付修理職了、

七日、晴、及晩雨下、略、中太元御撫物事、極薦(菅原)在九條、仍仰富仲了、元長奉行也、

八日、雨下、及晩晴、太元護摩自今夜始行、道場并休所構事、陣座(座)道場、床一昨日問答修理職、有不法事之由、自阿闍梨被示送之故也、腋壇事、机等自木工寮致

沙汰、爲修理職難治之由申之、堅可申付之由、今日又被示送、予返答云、只如近年可有御沙汰、相替近年之儀者、修理職定可申子細、若背近年之例者、堅可申

付之由返答、其後不及是非、凡木工寮等不被下行御訪之上者、太元木具等不致沙汰、其上太元法事、爲護摩之上者、不可有別儀歟、被再興被行者、其時事歟

御撫物事、源富仲可參之由示遣了、

〔歴代殘闕日記〕

八十七言國卿記 正月八日、自今夜太元陣座シツライ、被構道場也、源富仲太元之御撫物申出ニ參、

文明十年正月八日

木工寮ニ
御訪下
ナクバ
具沙汰
ズ

〔東寺長者補任〕五 文明十年戊戌、後七日法無之、

義尙、京極寺八幡宮ニ神馬ヲ寄進ス、

〔鳩拙抄〕〇後鑑二百二十五所載

京極寺八幡宮年始恒例、神馬一疋鶴毛、可牽進之由、所被仰也、仍執達如件、

文明十年正月八日

伊勢守判

上卷 京極寺八幡宮御師

伊勢守貞宗

〔神馬引付〕

一京極寺八幡

一疋、月毛、以宮崎奉之、

正月八日恒例、

九日、壬申侍臣等ニ宴ヲ賜フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕〇甲二山城

御湯殿上日記

正月九日、〇中々ん

〔し〕也所へ御てうしいふさるゝ、

義尙、地藏堂ニ參詣ス、

〔晴富宿禰記〕正月九日、壬申晴、〇中申初、御方御所將軍宰相中將殿義尙卿、地藏有御參詣之由告送了、會合席之間、則歸宅拜見了、御馬也、御烏帽子御袴計也、御供衆八

騎高倉藤宰相永繼父子、遁兩人、以上十二騎打連之、還御若宮邊東寺等御歷覽云々、

〔蜷川親元日記〕六 正月九日、壬申天晴、例日、

一御方御所様、野へ御出、貴殿、七郎殿御供、

〇義政、地藏堂ニ參詣セントスルコト、便宜左ニ合致ス、

〔晴富宿禰記〕正月十三日、丙子終夜雨、自曉止、雪散、〇中今日侍所公人三人來、

十六日、公方可有御參詣地藏堂、掃治致其沙汰、可作道之由觸廻云々、

十四日、丁丑陰晴不定、時々雨洒雪飛、自今朝壬生構壞之、五條坊門至櫛笥掃治路次櫛笥以東、妙蓮寺、妙覺寺之間、堀埋之、譜請、自法華堂沙汰之、

十五日、戊寅晴、今日猶五條坊門道作之、地藏堂庭等□□□油小路等同掃治埋堀云々、

十六日、乙卯晴、路次掃治、自寺前至東洞院之北、又油小路以北、悉掃治、堀河西

洞院互浮橋、而今日御參詣延引也、

十日、癸酉前參議正二位世尊寺行康薨ス、

〔親長卿記〕九 正月十一日、晴、〇中今日聞、世尊寺前宰相七十六昨日薨去云

文明十年正月十日

二四六

云、無一子不猶子、旁一流能書斷絶歟、

〔實隆公記〕

五 正月十一日、甲戌、後聞、行豐卿男、改行高曉行康卿逝去云々、可歎々々、

〔諸家傳〕

八上 世尊寺伊忠又行康、應永十九年誕生、寶徳四年四月十七

日從三位、一歲十康正元年月日侍從、同二年四月九日正三位、五歲十同年十月四

日參議、五歲十同三年三月廿九日出雲權守、同年月日辭、長祿二年月日改行高

同四年十二月日辭侍從、寛正六年正月五日從二位、四歲十文明六年四月十三

日正二位、三歲十同年月日改行康、同十年正月十日薨、六歲十

〔實隆公記〕

二十 永正七年正月十日、丁卯、晴、中入夜冷泉亞相來臨、勸一

蓋、行季朝臣、明日故宰相行康卿卅三廻也、經代少分遣之、被謝之者也、同勸蓋、

〔碧玉集〕

雜部 故世尊寺前宰相行康卅三廻、正月十日、追善の爲め、行季朝

臣をよめ侍るふ、

代々をへし名流ごよめてもゆりむり思ひうをたし水莖の跡

大乘院尋尊及ビ東院兼圓等、義政夫妻竝ニ義尙等ニ物ヲ贈ル、

〔尋尊大僧正記〕九 正月十日、

一京上御楯等事上之、宗順付之了、

楯五荷、唐布五合、公方同五荷、五合、御臺楯二荷、唐布二合、廣橋同一荷、圓鏡

一、二條指楯也、殿同一荷、一面、家門、悉以八升楯也、

一人夫事、自兼日加下知、

若槻二人之内一人參申、主人上之給 高田二人

倉庄二人之内一人參申、大市一人 服一人

小大田一人 院入一人 河合一人代二百文、

合現夫九人ノ内、六人ハ楯、三唐布、二持之、二人ハ楯、四持之、一人は指

楯、二圓鏡、三持之、幾勲事

一下行足付事、

四貫二百、酒二石一斗、一貫百七十、楯十三荷結賃、九十

一貫百卅一文、唐布十二合、六合ハ八十八文宛、六

七百文、宗順渡之、二百ハ概、五百

九十、若槻横田粮物、合七貫四百九十一文也、

一字治橋寺ニ成奉書了、進上楯上之之由也、

一一乘院方楯同今日上之云々、兩門并諸院家上洛事、寺門許可未治定也、仍

文明十年正月十日

二四七

大乘院
一條院
諸家ノ
上洛

淨土院僧
正上洛
ントス

文明十年正月十日

二四八

各不及參賀、宗藝五師寺官番也、越智引汲者也、難義之由存歟、仍六方色々及異儀云々、面ハ馬借事云々、

十一日、

一訓英申給之、光秀申、淨土院僧正申、京都御禮ニ可參洛云々、寺門時宜相憑之由被申之間、訓英返事云、爲一人意得不可得也、是非ニ可有御上洛ナラハ、河内口歟、何ソ住屋一字可有進發歟、被存定可有御上洛趣、其返事、松林院得業、去年上洛ハ如何、其ハ使者專當集儀之書遲延之間、則專當住屋進發了云々、仍上洛未定也、予存分上首東北院(院)一乘院上洛有之者、可上洛マテあり、

新關ヲ立
ツ

十四日、

一昨夕宗順自京都下向、進上榼共事未納之云々、

人夫下向

十九日、

畠山政長
一條兼長
ニ候ス

一十七日、京上人夫今日下向、十八日禪閣御書、今日披見、條々事書披見候者、定可覺悟候、御榼者被收之由、南都進候ハ、御披露候へト、傳奏申候云々、且畏入分也、就中十七日畠山管領參申、家來之輩等參會、大酒機嫌快然由、同被仰下、

公私大酒

町殿書狀十八日付也、門跡事不可有等閑儀由、傳奏申云々、條々事書、以町殿、自禪閣被遣傳奏故歟、所詮近日ハ、公私大酒以外云々、十六日進京都傳奏と禪閣と御兩所合二卷同篇申狀也、

條々

大亂中路
次危險ニ
上ツキ榼
上ヲ止ム
奈良紙進
河内攝津
ノ内ニツキ
代路守護
衛ル
八朔以外
進上モザ
レドモ事
リ進上ス

一大亂中御榼進物之事、御敵陣而、路次難治之子細申入之間、被得御意歟、於奈良紙者可進之、路治之事者、河内、攝州兩守護代方被仰付云々、仍至去年渡恩智方畢、其子細雜掌重藝法眼、松林院僧正可有存知候、更以無緩怠候、就中此奈良紙之事、於當門跡者、八朔之外雖不進上候、御事闕間、別而可進上之由被仰下間、亂中及數年、雖如形致奉公畢、其段可有御糺明候、至去年每年不退進上申畢、御音信不通之由、爲當傳奏承條驚入存

文明十年正月十日

二四九

文明十年正月十日

二五〇

六方警戒
二依り上
洛延引

候、路次無爲之間、當年別御楯等進上之候、未及御披露云々、迷惑至候、
一今度參洛之事、春日若君祭禮役者田樂法師就致害事、馬借方事、及嚴密
之沙汰子細候歟、仍卒爾仁不可有參落旨、爲六方申送之間、面々上洛事
延引仕候、更以當門跡非緩怠之事、略下

三月廿二日、雨下、

一松殿來、昨日下向色々物語、略中

一御臺奉公冷泉女房申、年始御楯不及披露事、以外事也、廣橋兼顯傳奏中途之所爲、
珍事々々、

廣橋兼顯
年始ノ贈
物ヲ披露
セズ

〔大乘院寺社雜事記〕五六十 五月七日、

一略中 去春予公方并御臺御方之楯進上申處、廣橋不可有披露由申之、不請
取之、此條不得其意旨、以一卷則申遣了、其返事又無之、中間之沙汰不得其
意、就佛地院事、東北院ヲ最員之心中也、且又慈恩院得業所行也、進上御楯
等返給事、且以外所業也、内々以春方院令申御臺之間、不可然由被仰て、廣
橋に御尋返事、政尊上意いゝと存て不披露由申入云々、春方院ハ冷泉
宰相妹比丘尼也、御臺御年老也、

〔東院年中行事記〕八 正月十日、癸酉、上進之御楯等上之、宰領小保丸、人夫

五人、田邊御楯八升、二荷蜜柑數七十、カッラゴ一籠、豆腐一合公方、卷數一合御方、御楯二荷蜜柑一
籠、豆腐一合御臺、申次事家門へ申入了、卷數一合、指楯一荷、圓鏡一面、柿一把、
家門へ進之、圓鏡一面、柿一把、藤堂大藏方へ遣之、圓鏡一面、柿一把、速水彦兵
衛方へ遣之、火箸一具、小刀一、東向へ進之、火箸一具、小刀一、大宮殿へ進之、火
箸一具、小刀一、内裏局へ進之、指楯一荷、柿一把、抽留木方へ遣之、圓鏡一面、今
井源左衛門方へ遣之、圓鏡一面、木津關所へ遣之、圓鏡一面、宇治關所へ遣之、
十五日、戊子、略中 小保丸自田邊上洛、十三日ニ上進之御楯等、爲本所被披露
申、則下向云々、杉原一束、五明一本、自本所返報、五明二本、東向、五明一本、左衛門大
夫、五明二本、衛兵、五明一本、西院、到來了、

藤堂大藏
速水彦兵
衛
東向
大宮殿

木津關所
宇治關所

十一日、甲義政父子參内、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十 御湯殿上日記 正月十一日、々ふの

御さんさい、八うちちと、三おんの御しやく宰相中將殿、御さちも万いらを
らるゝ、めくさし、この御所よりまろ御さち万いる、御つゝいひろし、

〔親長卿記〕九

文明十年正月十一日

正月十一日、晴、參内、直衣、召具元長、束帶、今日室町殿并宰相

二五一

義尙太刀
ヲ獻ズ
白太刀ヲ
賜フ
御使廣橋
兼顯

甘露寺元
長尾從ス

參會ノ人

扈從ノ人

義政義尚
亂後始テ
乘車參内

文明十年正月十一日

二五二

中將殿義尚御參内也、予爲參會、元長、相公羽林御供也。兼日自廣橋申下剋許。
御參、自小河御所御出立、宰相中將殿御同車、先於皇居南方、相公羽林御下車。八葉
番頭六人、御牛飼、人々參會、元長獻御沓、永康持御劔、步行前行、其次准后御車。被懸御簾
留門南方、禪閣被計立榻、相公羽林被資氏朝臣獻御沓、布衣侍本令昇簀子給、
宰相中將殿同御昇殿、令立伺簀子給、不審、若可有御蹲居歎、令參御前給、三獻
之後御退出、今日參會人々、勸修寺大納言、源大納言、予、民部卿、新中納言、量光、
右大辨宰相、兼顯也。

御供人々、言國朝臣、資氏朝臣、政顯、元長、永康等也。藏人辨

〔實隆公記〕五 正月十一日、甲戌、早旦行水、藤並進祓、赤松送太刀、中黃門入。中御門官胤

來、今日准后將軍等御參内云々、依不具不（兼力）御供内藏頭伯少將資氏朝臣、藏
人辨、左少辨、藤侍從等也、亂後初而御乘車、相公羽林御參内也、珍重々々、

〔歷代殘闕日記〕八十七 正月十一日、室町殿并御方御所御參内、參會衆、
勸修寺大納言、源大納言、按察使、民部卿、左大辨宰相、右大辨宰相、兼顯、日野侍

從政資、等也、准后御供衆、予、資氏朝臣、御沓、政顯、御劔、宰相中將殿御供、元長、
御沓、永康、御劔。

〔蜷川親元日記〕六 正月十一日、甲戌、曇夜雨

一御所ノ御方所へ御成、

一御參内、御車、御方御所様御同車、七郎殿（内方）しめて御供御參、

大内政弘ノ部下祐泉、姓關、黑水掃部助ニ因リテ、其采邑ヲ復センコトヲ

政弘ニ請フ、

〔黑水文書〕前〇豐

（端裏書）
喜愁訴狀

連々申自訴次第事

豊前貫莊
祐泉祖父
和泉二子
種秀種興
二町五分
段宛ナ分
與ス

種秀ノ子
定種筑前
鹽原ノ地
所ヲ本領
代

文明十年正月十一日

二五三

一豊前國規矩郡貫莊八十町之、（内方）辨分次郎九名本領地貳拾五町、（事カ）私ひお
うち種興（奥）之時被召放候て、妙善院に廿町御寄進候、殘五町祖父和可知行
仕、二人兄弟之、貳町五段宛被讓與候、兄左馬助種秀爲惣領、草庭名貳町五
段被讓候、弟大炊助種興（奥）私親よて候、孫子分として、畠仲名被讓候、山野等
計者、少分子細候間、不及分候、惣領も孫子も寄合立候て、相供に控り候
へど被申置候、同田畠山野等坪付、別紙在之、惣領左馬助種秀息駿河守定
種事、本領爲代所、筑前國那河郡鹽原貳拾町被下候、郡代役をも被下候、宰

吉賀大膳
亮鹽原
ノ地ヲ與

吉賀敵對
ニ依リ彼
舊領及ビ
黑水吉武
ノ地ヲ青
景小太郎
ニ與フ

池内持世
郎永彌五
トシ恩賞
水ノ地ヲ
與フ

長門渡川
ノ陣
戰生雲ノ

小分限無
力ト在京
セザルト
ニ依リ所
領ヲ與ヘ
赤間關在
番年ノ奉
公辛勞其
效ナシ陣
姫岳ノ陣
高ノ地ヲ
與ヘラル

文明十年正月十一日

二五四

符(府)けん玄やう寺の御城柱等蒙仰候、其時節、何(大)る野心をくじ立候哉證(大)
清寺殿様御代に御沙汰候、但不限一人候キ、彼跡事、吉賀大膳亮被下候、私
も其時則愁訴申上候へ共、駿河守存命之時より、吉賀大膳亮被下候間、今
者可相待之由、重國被仰候之間、于今如此候、仍去文明元年、御在京御弓矢
之時、彼吉賀安藝國岩山於御城、依御敵仕候、彼給所事、貫貳町五段、下毛郡
黒水内吉武八段、同下名田壹町五段等事、於京都青景小太郎方被下候、何
在所も我々名字之地本領事候間、不聞愁訴候、重々子細を申候、黒水吉武
參町八段、同下名町壹町五段事も、駿河守跡よて候間、吉賀大膳亮被下候
處、池永彌五郎と申仁候、彼仁祖父和阿兄弟のゑんに入候、よて黒水吉武
の一圓宇佐宮御神領候間、彼彌五郎と和阿申付、宇佐御神役被勲候處、證
清寺殿様御代、御弓矢出來、朽網御陣以後、別賀様(大内持世)も豊後御座候、其時節
御劔御太刀七郎殿さいき方へ、別賀様御預ケ候、彼彌五郎も佐伯方頼候
こよて、御弓矢せひの仕、其已後御劔をさい木方へ所望申候て、博多こ證
清寺殿様御座之時、持參仕候て、依黒水望申候、爲其恩賞、名字地黒水貳町
六段餘事、吉賀所を被召上、彼彌五郎と被下候、其子中務丞相拘申候處、文

明二年、阿武郡渡川御陣之時、(大内教幸力)大殿様石見より阿武郡御出張候て、生雲に
おひて御合戰處、味方被失勝利時、彼中務丞赤間關より闕落仕候、十二年
二十八日名字ノ地、候間、彼仁(重徳)跡貳町六反餘事、其外吉賀大膳亮跡等
事、杉三川(重徳)へ愁訴申こよて、陶殿被仰談、御一筆給置候處、御屋形様御下向
候、さ候間、當國(重徳)爲御渡海、杉伯州武勝關へ御下向候間、陶弘護三州御一
筆等、依披見申候、武勝も御懇こ蒙仰、御一筆給候、さ候へ、當國へ御渡海
候間、彼子細伯州へ依申候、御注進狀を可給之由、被仰候處、色々の御取
亂より候て、延引候處、杉勘解殿被聞召、御寄子三井左馬助(重徳)御申、御扶
持候間、中々無是非候、少分限と申、依無力在京不仕候故、何在所も不被
下候、雖然父子三人渡海仕候内者、杉三州様御一所、石見御陣兩年出陣
候、私同十郎三郎事、赤間關御城番、又者あゝこあゝこ、杉信州任下知
奉公いゝし候、色々十ヶ年辛勞仕候へ共、其甲斐なく候、不運此事候、
一豊後國ひめ岳御陣之時、杉重宗、伯州御供仕、三ヶ年致堪忍候、其時忠節上
毛郡内尻高十五町被下候、五ヶ年知行仕候へ共、餘無正躰在所よて候間、
以杉伯州重國上表仕候、其後爲尻高代所、京都郡内草野庄公文給半分貳

文明十年正月十一日

二五五

尻高代所
トシテ草
野末松ノ
地ヲ與ヘ
ラル
安藝肥前
フノ陣ニ從

文明十年正月十一日

二五六

町、上毛郡内末松四町六段被下候、殘不足分八町四段等事、愁訴仕候へ共、可然便宜之地無御座候間、不預御扶持候、存此旨、御次之時、可被申上候、御分國御動之事者不及申候、藝州之御陣、又肥前國御陣までも、之何を不申候致奉公候事も、本領名字地、且者又御恩不足分などの愁訴之儀候て、御分限之旁竝に懃申候、無器至極之至候間、別而難預御扶持候、本領分、新御恩之地を被申替候する事、可然存候、連々重國伯州などへも、此子細申入候、御報共多々候、可然以御次、此旨可有愁訴事、尤肝要候、申置度多々候へ共、中ノ閣筆候、仍爲後日一筆如件、

文明拾年正月十一日

大炊入道
祐泉(花押)

黒水掃部助殿

土御門内裏ヲ修理セントシ、京都七口ニ新關ヲ設ク、

〔尋尊大僧正記〕九 正月十一日、

一 略 中造内裏用トテ、七口新關被立之、荷共ニハ申懸法量云々、

三月廿二日、雨下、

一 松殿來、昨日下午向、色々物語、

月々千疋
ヲ獻ズ

一 七郷關料ハ、禁裏へ毎月千疋上之云々、

〔參考〕

〔雍州府志〕

形勝門

略 上 凡自四方入京師有七道、是謂七口、是自古所定之

也、於今京師繁華、日增月盛、故七口之外、入京師之道有數箇所、人馬之往來不絕跡、所謂七口者、東三條口、伏見口、鳥羽口、七條丹波口、長坂口、鞍馬口、大原口是也、

花王院澄惠、義政夫妻及ビ義尚ニ、恒例ノ卷數ヲ贈ル、

〔蟬川親元日記〕六

正月十一日、甲戌曇夜雨、

一 花王院より恒例御卷數公方へ三枚、歡喜天供、如意頓成就、金剛壽命菩薩供、御方御所へ同勝軍摩利支天、如意頓成就、山王御本地供、上様へ一枚、愛染明王供、貴殿へ一枚、歡喜天、七郎殿へ大威德并御樽一荷、在る、各御返事あり、

○コノ後、澄惠、卷數ヲ贈ルコト、便宜左ニ合致ス、

〔蟬川親元日記〕六

二月三日、丙申、天晴、

一 花王院より御卷數恒例、公方三枚、如意頓成就供、千座歡喜天、五大尊、御方

文明十年正月十一日

二五七

文明十年正月十一日

二五八

御所三枚、同前如意輪加、金剛壽命菩薩、上様一枚、千座同前貴殿愛染、七郎殿摩利支天、御兩所より御返事あり。

五月九日、庚午、天晴、夕雨雷、

一花王院澄惠より當月御祈禱御卷數目錄有之、公方様へ三枚、一字金輪供、如意頓成就供、普賢延命供、御方御所三枚、日吉山王御本地供、如意頓成就供、金剛夜叉明王供、上様一枚、愛染明王供、貴殿へ一枚、五大尊合行供、七郎殿へ一枚、金剛壽命菩薩供、御兩所より御返事あり、松坊へ遣之、

九月十一日、己巳、天晴、

一花王院より當月御卷數、公方三枚、如意頓成就、勝軍摩利支天、不動、御方御所三枚、如意頓成就、日吉御本地、五大虚空藏、上様一枚、藥師供、貴殿へ一枚、七郎殿へ一枚、

十二月廿六日、癸丑、

一花王院より御卷數、公方様、御方御所様、各三枚、上様へ一枚、貴殿、七郎殿へ各一枚、

○梅尾闕伽井坊等、義政、義尚ニ卷數ヲ贈ルコト、便宜左ニ合致ス、

闕伽井坊
公祐

〔蜷川親元日記〕

六

正月十九日、壬午、天晴、

一梅尾闕伽井坊公祐より御方御所様へ卷數、久喜二桶進上、貴殿へ同上、御返事、

廿九日、壬辰、天晴、

一攝州神兒寺より、御卷數、公方御私まいり、返事、

六月二日、壬辰、天晴、

一春日社御師刑部太師淳社頭千日參籠御祈禱卷數、貴殿へ被進之、御返事あり、公方への例式以傳奏進上云々、

七月十四日、甲戌、天晴、

一加州大安寺大口より卷數并蠟燭卅挺万いる、御返事、以杉江——聽松院殿御時より御祈願寺也、森嶋分内にて少分有御寄進下知云々、

九月廿三日、辛巳、天晴、

一鷄頭坊より御卷數、

廿四日、壬午、天晴、

一江州彦根寺院主法印快全より、當月御祈禱御卷數二合聖觀音進上恒例、

文明十年正月十一日

二五九

闕伽井坊
公祐

攝津神兒
寺

春日社御
師淳

加賀大安
寺

鷄頭坊

江州彦根
寺快全

御方御所へ御披露、御申次伊勢肥前殿、貴殿へ一合大般若經、御返事あり
十二日、亥、乙近臣酒饌ヲ獻ズ、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二十 御湯殿上日記 正月十二日、略 中内

々れおとこさち申は、御さう月あまゝ万いりて、御ひしくなり、

〔親長卿記〕九 正月十二日、晴、參内、直衣、有一獻、近臣申沙汰也、四辻大納言、

源大納言、予、滋野井宰相中將、民部卿、大藏卿、正親町宰相中將、新宰相中將、隆

朝、阿古丸、言國爲親等朝臣、菅原在數、源富仲等也、七獻之後、事畢退出、

〔實隆公記〕五 正月十二日、乙亥、晴、今日内々申沙汰也、仍參内、大略皆參、數

獻[□]深更、御扇拜領之了、今夜候御所、

○コノ後、近臣、宮女ノ酒饌ヲ禁裏及ビ皇子邦高親王ニ獻ズルコト、便

宜左ニ合敘ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二十 御湯殿上日記 二月二日、略 中内

くのおとこさち、女さうさち、御ふるま将まで、御まへまで、御うつ茶と

を万いらまると、くを将まで、まうちやく申さるゝ、

〔親長卿記〕九 二月二日、晴、參内、依召也、有供御、未剋許退出、

參仕ノ人

扇ヲ賜フ

禁裏ニ酒饌ヲ獻ズ

十度飲

皇子ニ酒饌ヲ獻ズ

伏見宮ノ御仲問庭、田ノ被官、白川忠富等、諡フ、元長不參

〔實隆公記〕五 二月二日、乙未、晴、早旦參内、女中申沙汰、有供御、近臣大[□]祇候、及黄昏退出、

〔兼顯卿記〕庫[○]岩崎文 二月二日、乙未、晴、當番也、仍朝飯以後參内、二番[□]

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二十 御湯殿上日記 九月六日、女さうさ

ち、おとこ新宰相中將、左少辨、御てうしとをまいりて、十どのとさせら

て、御らむせらるゝ、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二十 御湯殿上日記 正月十一日、略 中宮

此御うさへ、女さうさち、御てうしとを万いらせられて、御所さむもからし

まして、御ひしくと万いる、めてさし、

十七日、略 中宮の御方ふて、のおとこさち、御てうし事申さるゝ、ふしと殿よ

りも色く、まいる、なし万いらせられ、御ひしくとめてさくて、密しと

どの、御ちうきん、庭田のひくせん人、まん部卿など、物うさふ、

〔親長卿記〕九 正月十七日、晴、今日宮御方御銚子事也、召進元長了、予故障

之故也、

〔實隆公記〕^五 正月十七日、庚辰、晴、今日於若宮御方、有申沙汰之事、盛富又

有微聲、及深更退出、雨降、

〔京都御所東山御文庫記録〕^{○甲二} 御湯殿上日記 二月廿八日、御庭の

くれあい、はくらさうりよて、ふしみごのへ、女さうさちみ御てかく、[○]うし

ともまいらるる、十堂御てかありありて、御ひしくなり、けさの御さう月

万いる、

〔實隆公記〕^五 二月廿八日、辛酉、陰、自今日當番間、不能退出、祇候御前、初花

得其盛、女中衆被進御、兆子於伏見殿、有[○]度飲等、及深更、

十三日、^丙理性院僧正公嚴御加持二候ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕^{○甲二} 御湯殿上日記 正月十三日、[○]中

しやう院御うちよ万いらる、

○コノ後青蓮院尊應、御加持ニ候スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕^{○甲二} 御湯殿上日記 正月卅日、玄やうせ

ん院殿御うちよ御万いり、宮の御方、二の宮へも御申、そのうち二宮御う

むろ万いらせられて、三こん万いらせる、源大納言（略カ）ん玄ゆも玄こう

皇子勝仁
尊敦親王
モ御加持
セラ受ケサ
ラル

邦高親王
ニ酒饌ヲ
獻ズ
十度飲

などにて、御ひしくにてめてたし、二の宮のうたへうち舟のしほさうと
て、いしめて御れ舟申、御さる万いらす、

〔實隆公記〕^五 正月卅日、癸巳、晴、今日猶候番、青蓮院被參、於二宮[○]有御

一獻、

〔京都御所東山御文庫記録〕^{○甲二} 御湯殿上日記 六月四日、[○]中玄や

うせん院殿御うちよ御万いり、宮の御方、二の宮の御うさへもおかし、

九月卅日、玄やうせんるん御かちよ御まいり、あなさあなさみて、大事は御

きさうは御くせんしゆとを万いる、ちやうやう寺よりを、この日よりわき

ては御きさう申されて、御くせんしゆとおやく万いる、

義尚、物ヲ獻ズ、尋テ、義政夫妻モ亦、物ヲ獻ズ、

〔京都御所東山御文庫記録〕^{○甲二} 御湯殿上日記 正月十三日、宰相中

將殿より御さう月のさ舟、御おさへもの、おり、折（折）五うう、御さお五う万い

る、

廿五日、むろまちこのより、御まか二いろ万いる、

廿六日、むろまち殿より梅ゑさ万いる、やかてあすの御さてり罷よ、あんさ

卷數ヲ獻
頂法寺祈
禱ヲナシ
卷數ヲ獻

杯臺
折

魚
梅枝

文明十年正月十三日

んしとのへりある、

二月三日、むろまち殿より、梅の枝りある、

四日、略中御さ并より枝まいる、

六日、御さ并より御ま駈二色りある、

十二日、御さ并の御方よりおうと并りある、

廿日、御さいより御ま駈三色りある、

廿五日、むろまち殿より御ま駈二いろりある、

三月六日、むろまちどののより、いつもの御まなふくろりある、(非高親王)ふしと殿、くろ

き御所へ、大しやう寺殿、(大炊御門信子)ひんろしのとういんどのへりある、宮の御りさ、

二の宮の御りさ、(信教親王)めうやういんの宮の御りさ、(仁和寺宮道水入道親王)御むろ御所へもりある、

七日、むろまち殿よりあもしりある、

十六日、むろまち殿より、おうと并りある、

廿一日、むろまち殿より、さけいしめてりある、

廿五日、むろまち殿より、二いろりある、略中むろまちどののより、こもしり

る、

鮎

美物

瓜

水鳥

菱喰

初雁

廿七日、むろまちどののより花枝りある、

四月廿五日、御ま駈二色、むろまちどののよりりある、

五月廿五日、むろまち殿より、御ま駈二色りある、

六月十九日、むろまち殿より、御あゆりある、御まへまでおとこちてうし

てりある、御さう月などりりて、御ひしくと御しやうくせんわさ

らせおひします、

廿五日、むろまち殿より、ひふつ五色りある、

七月八日、御さいより、御うり百こりある、

廿五日、むろまち殿より、御ま駈二色りある、

八月九日、むろまち殿より、御ま駈三色りある、

十二日、宰相中將殿より、水鳥かんりせらる、御庭へも駈さる、

廿日、宰相中將より、ひ密り二いろりある、

廿五日、むろまちどののより御ま駈二色、又そゆひしくるへちよりある、

九月三日、御さいより初りあもしりある、

四日、昨日にかん御しやうくせんありて、御さう月りある、ひむかしれ御方

文明十年正月十三日

赤魚

より御かむらぎの物御てうしりある、

松茸

七日、むろまち殿より、あう物のしめてまいる、

鶺鴒

十日、御さ并に御方より、あう御ま取まいる、

大鯉

十二日、むろまち殿より、かんりある、

鶺鴒

十四日、むろまち殿より、松のしめてまいる、

鶺鴒

廿二日、御さ并に御方より、松まいる、むろまち殿より、大をりのをやりて

鶺鴒

いる、宰相中將殿よりかんまいる、

鶺鴒

廿四日、むろまち殿より、ごしく、れやもし五ふくろまいる、

鶺鴒

廿五日、むろまち殿より、御ま取二色万いる、

鶺鴒

十月廿一日、むろまち殿より、あう御ま取十まいる、

鶺鴒

廿五日、むろまち殿より、御ま取二色まいる、

鶺鴒

十一月九日、むろまち殿より、く、わのしめてまいる、

鶺鴒

廿六日、宰相中將殿より、大きなおもしろい、

鶺鴒

十二月九日、むろまち殿より、おもしろい、

菫

廿日、むろまち殿より、く、わまいる、

茶

廿一日、御さ并より、をり五う、御ま取五いる、十う万いる、

梅漬

廿八日、むろまち殿より、梅の枝御ま取五色万いる、

蕨

○門跡、尼宮、僧侶及ビ諸家等ヨリ物ヲ獻ズルコト、便宜左ニ合致ス、

團扇

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城 御湯殿上日記 二月廿二日、やく

蕨

せう寺より、二もしりある、

茶

三月八日、大しやう寺殿より、花の枝万いる、

梅漬

十三日、大とられしむより、花の枝万いる、

蕨

四月七日、うんせう院より、御ちや万いる、

團扇

廿二日、大とらのせうく、あさけのすもし、むめつけ万いる、

蕨

五月九日、しやう院より、御いちこ万いる、

茶

十日、光せう院殿より、梅むき万いる、

梅漬

十七日、せんやう寺より、いちこ万いる、

蕨

廿六日、ふつさん寺の中く、ふりれ宮お、うちをきん部よさる、を、御所

團扇

へ万いらる、

海草

林檎

みる

線香

安禪寺宮
觀心尼ニ
賜三楹二荷

松茸

あけび

巻數
柿

廿九日、御くむんしゆども、所々より万いる。三やう院よりいちこ万いる。
六月一日、玄やうをん院殿より、かいたさうのをり二やう万いる。二そん院よ
り、どんこ一折万いる。

二日、しやうをん院より、みる万いる。

十一日、大とく寺れせんちうせんう、御うちを万いらせらるゝ。

廿三日、さん花おんどのよりみる万いる。

七月十二日、めうやう院殿より、御さるの代万いる。御さう月万いる。

十三日、御むろより、おり五やう、二やう万いる。やうてあんせん寺とのへ、三や
う二や万いらせらるゝ。

廿日、^(七慈光院宮)おり殿より、御うり一や万いる。

九月三日、うんをう院より、まゆ一折まいる。かかひし御さる万いらせらるゝ
て、御中よ御さう月まいる。

五日、しやう院より、あまひまいる。

八日、あんしやう寺より、もこのおとくれをうさみて、松まいる。

十一日、あんやう院より、御くむんしゆ、かき二こまいる。

栗 薄

蜜柑

納豆

諸家ヨリ
進獻
山城鳥羽
ナヨリ若菜
ナ獻ズ

大炊御門
信量折榼
ナ獻ズ
立花

十四日、つうきん寺殿より、かたの御ふさまいる。

十七日、^略中大のられまうりく、かたくりのひけこまいらる。

十八日、くむん玄ゆう寺より、まゝた万いる。^略中つうきん寺殿より、御えり
れ御ふさまいる。

廿六日、あんせん寺殿より、御宮けよ、御ちむらぶの物、御さる万いる。御所御
所へをまいる。

十月八日、さん花院とのより、まゝたまいる。

十八日、やうめい院より、まゝつりむ一こ万いる。

廿五日、めうやう院よりいと万いる。

十一月十日、大をられまうりく、なくしうた万いらる。

〔實隆公記〕 五 正月四日、丁卯、晴、^略中^山城國鳥羽若菜獻之、珍重々々、

五日、戊辰、晴、^略中今日自富森獻若菜^山□□□鏡、

〔京都御所東山御文庫記録〕^甲二^十山城 御湯殿上日記 正月十二日、^略中お
^(大炊御門信量)海いの御うを、の中よりのをらるをたて、おり五やう三やまいる。

廿四日、^略中うもより御さてもな万いる。

串柿
長野政高
花袋ヲ獻
梅枝

鶯宿梅
白魚
鶯鯉

粽

文明十年正月十三日

二七〇

廿五日、ならの御し、くしうた、御くむんしゆ万いらする、
 二月五日、いぢの(長野政高)なりけ、御やくに入る、と飛十ふくろ万いらる、
 十五日、大くら(河内城頭長)卿より、梅のゑさ万いらる、
 廿一日、新大を茶殿より、御名のめてたさとて、三色一う万いらる、御ひしく
 どうさいなとよて万いらる、□□万いらり、御ひさしまてあり、めてさし、
 廿四日、二てう殿より、御きう所のとて、むう玄くの枝万いらる、
 廿五日、さけさ玄ろ御ま取一をけ万いらる、
 三月二日、庭田入道、ふしとの御まやけよ、こもし、うくひま、さけ万いらる、
 なうこんいんの木をゑとて、花の枝も万いらる、宮の御うたへも万いらる、
 十七日、ひろはしより、かん少々万いらる、あうはしより、ぬもし万いらる、
 廿六日、略中さけ一をり、なうもしより万いらる、
 四月十二日、きうゐんの上らぬより、あちやち御れう人の御みやけとて、ま
 た久し御さる万いらる、
 十九日、源大納言、さけまいらる、上らぬ返万いらる、
 五月四日、山くよより、いつものまた万いらりて、御くとりともせらる、(爲親)五て

撫子

枇杷

蓮

山桃

瓜

うまた万いらる、

八日、北野、御去より、なてしこりきよとて、ふをいたもしろきを万いら
 る、光をう院とのへ万いらる、きう上らぬより、めつらしきとて、松
 さけ万いらる、ちやうさけ万いらる、

十一日、ちやう竹万いらる、

十二日、源大納言より、御ま取一、御うむらけ、御ややくむんくこの御な□と
 て万いらる、御しやうくむんあり、

十三日、ちやうさけ万いらる、

十九日、雨ふる、源大納言より、ひじ御すりのふさよ入る万いらる、とぬまは
 せられ、○以下
闕文

廿七日、まつさうつやようへさる、むす万いらる、いさ舟家なり、

六月一日、御くら万いらる、とて、あうはしより、御さうを二色、三う万いらる、
(白川忠憲)

二日、まん部卿山も、万いらる、

三日、せろさみる万いらる、とくさうひて二を考万いらる、
(大炊御門信七)

八日、ひんかしのとうゐん殿より、御うり御ふさよ入る万いらる、

文明十年正月十三日

二七一

鮎

鱧頭
薄物

青梅

愛智川
鮎

奈良瓜

栗

薄

文明十年正月十三日

二七三

十一日、ひんかしのとう院殿より、御うり一御ふさる、きよくら人、九てうのとて、御あゆむ、ひんかしの御うさより、御てうしむ、御ひし、
 十四日、源大納言、みる御ふさよ、まんちう、うま物むいらせらる、
 十七日、ひんかしのとうゐんどのより、御うりむ、
 十八日、きされ、御し、あはむめまいらる、源大納言より、むむむ、
 廿日、ちかむ御あゆむ、
 廿一日、新宰相中將より、御うりのひけこむ、
 廿九日、みん部卿ならの御うりむ、
 七月十二日、大さもしより、ふんこ二む、中ひんかしの御かさも、御ふるま、御ひし、
 十九日、ひよしの御しより、御うり廿こま、ふんこ二、源大納言よりむ、
 廿一日、新宰相中將より、むきむ、ひんかしのとうゐんどのより、御あ

立花
瓜

縞紙

草花

鮎

魚

ゆのさもし、むむむ、まゆさうすより、御て花む、みん部卿む、
 廿六日、御むむむ、しほむ、
 八月二日、むむむのさうち草花む、
 五日、源大納言より、すもし、おしきむ、
 九日、庭田大納言入さうより、すきむ、
 廿三日、北さう殿より、御ま取一色む、
 廿四日、北さう殿より、なふを御まな三色、御さる三うま、
 九月八日、きくむ御なう、山しなよりむ、たぐ御庭む物いつをのやうむ、
 うへむいらせらる、御さう月む、やまくにむ御しゆとむ、御くむ、
 十日、あゆむけさまいらすとて、するよりむ、
 十四日、山しかより御くむ、中ひんかしのとうゐんどのより、御ふさる、
 十七日、みん部卿かむのひけこま、あもしもま、

文明十年正月十三日

二七三

餅

十八日、なうはしより、御登るまいらせらるゝ、
十九日、^(日野苗子)三位御あ万こより、おのゝ物申事によりて、をり御さる万いる、
廿一日、^略中御としまさりれうちん、大すもしよりまいる、千玄う万せ并め
てさしく、

廿八日、^(黄金玉)とくれ二位より、さう御ひち一をけまいる、

十月二日、ひんうしれさうゐんとのより、くを一つゝみ万いる、大すもしよ
り松一つゝみ万いる、

三日、かたのかちん一つゝみ、大すもしより万いる、

四日、かたのささ久、あか御ま取万いらせる、みん部卿かたのうこ万いる、

八日、ささのゝ御し、さく万いらせる、^略中八日さよりいつもの御かうさい
万いる、かんろしすゝた一、御かむら考まいらるゝ、

廿二日、ひむうしれさうゐん殿御まいり、御宮けに御うむらけの物五色、御
さる万いる、^略中まけさまいらするとて、ふりこまいる、

十一月四日、さつ雪ぬる、ひんかしれさうゐん殿御万いり、御さる一う、御う
むらけの物万いる、三ゐんあ万を御万いり、一か二色万いる、きいさくあん

酒饌

獅

香水

鮭

柿餅

十度飲

鴨

ぶゆくし

花臺

伊勢貞綱
進上

餅

十八日、なうはしより、御登るまいらせらるゝ、
十九日、^(日野苗子)三位御あ万こより、おのゝ物申事によりて、をり御さる万いる、
廿一日、^略中御としまさりれうちん、大すもしよりまいる、千玄う万せ并め
てさしく、

廿八日、^(黄金玉)とくれ二位より、さう御ひち一をけまいる、

十月二日、ひんうしれさうゐんとのより、くを一つゝみ万いる、大すもしよ
り松一つゝみ万いる、

三日、かたのかちん一つゝみ、大すもしより万いる、

四日、かたのささ久、あか御ま取万いらせる、みん部卿かたのうこ万いる、

八日、ささのゝ御し、さく万いらせる、^略中八日さよりいつもの御かうさい
万いる、かんろしすゝた一、御かむら考まいらるゝ、

廿二日、ひむうしれさうゐん殿御まいり、御宮けに御うむらけの物五色、御
さる万いる、^略中まけさまいらするとて、ふりこまいる、

十一月四日、さつ雪ぬる、ひんかしれさうゐん殿御万いり、御さる一う、御う
むらけの物万いる、三ゐんあ万を御万いり、一か二色万いる、きいさくあん

酒饌

獅

香水

鮭

柿餅

十度飲

鴨

ぶゆくし

花臺

伊勢貞綱
進上

義政、義尚ノ第二抵り、猿樂ヲ觀ル、

〔蜷川親元日記〕^六 正月十二日、乙亥、雨、

一就明日御成、御方御所様へ七郎殿御進上、^(伊勢貞綱)去年者^(中務貞宗)貴殿如此御進
上あり、御與奪儀也

文明十年正月十三日

二七五

を御さるまいらるゝ、十とまいりみて、うさ并などほりて、御ひしくなり、

六日、御しの御ふん、さんこの御ミやけどて、御さる一か二色万いる、

九日、みん部卿、八日され御宮けに、かを一つか并まいる、

十三日、^(山科言卿)くらのうミ御みやけどて、ぶゆくしれうこまいらする、

廿一日、^(宗綱)松木よりうゝみ物一折まいる、

〔實隆公記〕^五 正月廿七日、庚寅、陰、^略中梅花一枝進上禁裏了、

〔兼顯卿記別記〕^{庫所藏}文 七月四日、^{甲子}晴、未明自禁省退出、早朝奈良瓜一
荷進上禁裏、以書狀付勾當内侍局如恆、勅答奉書續左、^略中

文のやうひろうして候、なられ御うり一うまいり候、おもしろくめつら

しくたほしめし候て、御しやうくむん候はんするよし、よくく申とて

候、かしこ、

廿日、己酉、晴、^略中八幡社務増清花臺一進上禁裏、同一送給之、祝著之由謝之、

御盃臺二鶴一、かしあひの物、同、金
御折十五合此内五合者、御お
柳十荷

以上

同貴殿より御進上、例年御進上分七郎殿へ

鷹一、鯉三、鮒卅、

以上、兩通御折昏、貴殿あそはして御進上之、

十三日、丙子、雪降、

一御成、御方御能あり、觀世大夫能時、御一獻方、小林致其沙汰、仍巨細不存知

之、

東西御門役、所司代浦上近江令勲仕、裏四、竹垣自貴殿被勲之、

還御、上様御供衆走衆、五間廐、相伴伊豊州、御小者、三上廐侍、相伴蜷新

左、

○十五日、義尚宴ヲ行フコト、便宜左ニ合致ス、

〔蜷川親元日記〕六 正月十五日、戊寅、雪降、

伊勢貞宗
進上

門役浦上
則宗

一御方御所御一獻能あり、

東西門役竹垣、自貴殿御沙汰、西竹うき同前、

十五日、戊寅、三毬打アリ、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十 御湯殿上日記 正月十五日、御三木

ちやう、いつものやうに、おとこたちの玄ゆくちきに、とやさせらるゝ、とて

ゝくこんさふ、御三木ちやうの御さう月るとある、さう上らぬ御万いり、

〔親長卿記〕九 正月十五日、晴、及晩參内、御祝如常、有三毬打、

〔實隆公記〕五 正月十五日、戊寅、晴、今日猶候番、上元節珍重々々、御祝大略

皆參、若宮御方御祝同前、今夜有三毬打、

〔晴富宿禰記〕 正月十五日、戊寅、晴、上元佳節幸甚々々、三及杖如例、

十六日、己卯、禁中恒例百萬反念佛、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十 御湯殿上日記 正月十六日、いつも

の御縁んふゆあり、

〔實隆公記〕五 正月十六日、己卯、晴、今朝恒例百万反御念佛也、仍猶〔殿〕〔候〕午

後退出了、

文明十年正月十五日 十六日

上元ノ御
祝
皇子御所
御祝

○コノ後、百萬反念佛ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十 山城 御湯殿上日記

五月十六日、々ふの

御縁んふついつものおとし、

九月十六日、百万へんれ念佛いつものおとし、御さか月をまいる、

〔親長卿記〕

九 九月十六日、晴、元長依召參内、有御念佛云々、隆之 第二召進

元長了、

幕府大般若經轉讀

〔蜷川親元日記〕

六 正月十六日、己卯、天晴、

御方御所御祈禱大般若經看讀、

○コノ後、大般若經轉讀ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔蜷川親元日記〕

六 五月十六日、丁丑、雨、午後より晴、

一於御方御所、御祈禱大般若經轉讀、自蔭涼御經札
南殿被進之

九月十六日、甲戌、天晴、

一於御方御所大般若經看讀、

十七日、庚辰、義尙弓始、

〔蜷川親元日記〕

六 正月十七日、庚辰、天晴、

一御弓始、元清小笠原刑部少輔一人、直垂著、三度めのとやりつまより御方御所様

入夜、あそとさる、御あひて一色五郎殿、

門役貴殿より、竹垣口御番衆三番々々頭

七郎殿としめて銀劔御役、貴殿の依御蒙氣無御祇候、

十八日、辛巳、一條兼良、細川聰明丸ノ部下茨木某ノ宿所ニ移ル、

〔尋尊大僧正記〕

九 正月十八日、雨下、

一禪閣ハ、細川内者イハラ木在所ニ御遷云々、昨日大名共一種一瓶持參云

々、畠山柳三荷、鹽引五云々、

〔晴富宿禰記〕

正月廿三日、丙晴、略○中次參一條禪閣御在所、イハラキ宿所也、則御對

面、略○下

○兼良、居ヲ畠山政長ノ別第ニ移スコト、三月八日ノ條ニ見ユ、

十九日、壬午、義政父子竝ニ夫人日野氏參内、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十 山城 御湯殿上日記 正月十八日、御ウヨ

々ふまで万いる、あすの御さんさ母、御ささにつきて、きう上らぬより、こを

〔蜷川親元日記〕 六 正月十九日壬午、天晴

一御參内、七郎殿御供、貴殿に依御蒙氣無御參、

二十二日、^{西、乙}皇子、^{仁、勝}御讀書始、竝ニ御笙、御琴始、

〔京都御所東山御文庫記録〕 〇山城十 御湯殿上日記 正月廿二日、宮の御

うた御とくまよひしめ、御しやう、御ことひしめ、

二十四日、^亥辯才天法樂御樂アリ、

〔京都御所東山御文庫記録〕 〇山城十 御湯殿上日記 正月廿四日、へんさ

いてんの御うく、いつものことく御こく、^マ万いる、御うく、御さう月万

いる、おとこたちも御まへり、

〔親長卿記〕 九 正月廿四日、晴、當番、召進元長了、今日月次御樂云々、

〇コノ後、月次御樂ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕 〇山城十 御湯殿上日記 二月廿四日、へんさ

いてんの御かく、ふしとこのより御うけの物三いろ、御たる一う万い

る、御うく、御ひしく、と御しやうく、^マ万あり、

〔親長卿記〕 九 二月廿四日、晴、今日御樂也、元長參候之間、可候番之由仰了、

〔京都御所東山御文庫記録〕 〇山城十 御湯殿上日記 三月廿三日、より秋

万いる、あやのこうち、^{四辻季經}やふの宰相中將、^{山科言國}くらの頭も、^マ万こうよて、御まゆらい

あり、

廿五日、へんさいてんの御うく、^{四辻季春(宗綱)}ま将ちちあどありて、御所さふよも、御まや

うあそ、^{馬場元長}のす、^{馬場元長}やふ、松のき、^{馬場元長}やふ、比宰相中將、^{馬場元長}くらの頭、あやのこうちの中將、^{馬場元長}左

少辨申は、^{馬場元長}よて、御ひしく、と万いる、

〔親長卿記〕 九 三月廿五日、晴、參内、今日御樂也、元長參仕、笛、予可聽聞由、昨

日有仰、仍所參内也、

〔京都御所東山御文庫記録〕 〇山城十 御湯殿上日記 四月廿五日、^{〇中へ}

さいてんの御うく、女房ちち御てうし事、御いしく、^{〇中へ}どうたいおとにて、御

さか月万いる、ふしとこのあらし、

〔親長卿記〕 九 四月廿五日、晴、今日月次御樂也、

〔實隆公記〕 五 四月廿五日、丁巳、晴、午時參内、今日月次御樂也、^〇聽聞之、

御樂目六、

大食調

文明十年正月二十四日

文明十年正月二十四日

二八四

打毬樂只拍、太平樂破、同急輪鼓、禪脫、長慶子、

舞立

陵王十九、十一納曾利

所作人

御所作、兵部卿、言國朝臣、

筆纂

安倍季繼

笛

俊量朝臣、元長、

民部□□重

笙

宮御方、新大納言、四辻宰相中將、

地下所作人

緣秋朝臣、慶秋(山本)、景兼、景益等、□□打物大鼓、鞀、三鼓、等各相替所作也、御樂以後、爲

所作人

地下所作人

女中御申沙汰有一獻及夜陰□出了、今日若宮御方御月次短冊詠□、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二〇山城 御湯殿上日記 五月十四日、へんさ

御樂目録
人數

い天の御樂、さいしやうらく、そかうらく、千秋らく、御人數、新大納言、うの、
(前中納言)兵部卿、はく(資治)の二ゐ、やふ宰相中將、くらのかゑ、あやのこうちの中
將、右少辨、ち下にはより秋、のり秋、うけりぬ(安徳)ずるつく、とて、御さう月三こ
ん万いる、

〔歴代殘闕日記〕

八十七言國卿記 五月十三日、雖大水、明日御樂、上洛也、

十四日、御樂

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二〇山城 御湯殿上日記 六月九日、へんさい

天の御系く、さいとせらく、かてんのだ、おあしきさう、こいしゆのだ、やくて
いらく、ま将さちさい、る将らく、こむやこ、御人、新大納言、お取しく、宰相中
將、くらのうゑ、ち下より秋、のり秋、夏秋、かけます、するつく、なふの申はた、源
大納言、みん部卿、大きまの宰相中將、(正親町公家)新宰相中將、御さう月五、こん、御ひし
く、空万いる、御むろ御ちやうもん、に御万いり、きう院上らぬも御万いり、
(竹田)さうきいも御うくちやうもん、に万いり、めんさうにてうさはせらる、

文明十年正月二十四日

二八五

竹田昭慶
ハシテ
ナシテ
ハシム

〔歴代殘闕日記〕

言國卿記

九月廿三日、御樂

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十
○山城

御湯殿上日記

十月廿八日、あよひ

より宥しき殿御まいり、

廿九日、御樂あり、

十一月廿七日、宮比御方、御樂御しゆら尋御うさみてあり、御さう月三こん
御ひしくと万いる、

廿八日、へんさい天比御樂、まんしゆらく、とくちう、まんとい、
てんらく、千秋らく、御人ま、宮比御方、多しみ殿、四つし比大納言、その前中
納言、ひやうぬ卿、宰相中將、くらの督、左少辨、地下より秋、はしめて六人、する
く、とめてさし、

〔歴代殘闕日記〕

言國卿記

十一月廿九日、御樂

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十
○山城

御湯殿上日記

十二月廿四日、五よ

りされよ、へんさい天比御樂あり、宮比御うさいまさ御もうくみて、あそ
はさす、もて、御さか月万いる、

〔親長卿記〕

九 十二月二十四日、晴、略、○中、元長即退出、雖著束帶、今日月次御

皇子御豫習

皇子御所作例ナシ

道灌江戸城ヲ攻メ、
泰經平塚城ニ據リ、
道灌膝折ニ陣ス

樂也、今日當番事有御免、御樂之後退出、

上杉定正、太田道灌ト共ニ、上野倉賀野ヨリ武藏河越ニ歸リ、翌日、豊島
泰經ヲ平塚城ニ攻ム、泰經、退テ丸子、小机ニ城ニ據ル、長尾景春、兵ヲ率
中テ之ヲ援ク、

〔太田道灌狀〕

前肥

一自倉賀野御陣、當方相分候而、此國へ被打出候時も、若干御抑留し、
國無靜謐者、御本意難有之由存、親候入道相談、修理大夫ヲ引立、
日、河越に一日懸打著、翌日、道灌、豊島勘解由左衛門尉向江戸要害、平塚と
申所誘對城楯籠候之間、彼地爲可寄馬、膝折宿陣仕候處、其曉令没落候、足
立迄雖追懸候、遙逃延候之間、及晚江戸城入馬、翌朝丸子張陣候、向御敵差
寄候之處、小机要害、逃籠候間、其儘押詰、二月六日及進陣候、
道灌判

謹上、高瀨民部少輔殿

〔鎌倉大草紙〕

略、○上、其中に扇谷乃定政、道灌を伴ひ、上州倉賀野より、同正
月廿四日、河越へ歸陣す、同廿五日、豊島勘解由左衛門か平塚乃要害へ押

文明十年正月二十四日

文明十年正月二十四日

二九〇

寄責ければ、其曉没落して、敵猶丸子城小机に籠る。上杉定政は河越に籠り、長尾景春の吉里宮内左衛門以下相伴ひ、大石駿河守か二宮の城へ著陣して、小机の城の後詰せんぞす。

〔鎌倉大日記〕文明十戊戌正月五日、相州平塚城責落。

〔永享記〕太田道灌之事

略○上文明八年四月十三日、豊島ト合戦シケルニモ、敵二百餘騎ヲ、五十餘騎ニテ、平場ノ合戦ニ打勝、同十年正月五日ニ、平塚ノ敵七百餘騎ニテ責落シ、首キルコト三百餘。

〔寛政重修諸家譜〕二百五十三、清和源氏、資長○中、二十四日、道灌、定政を伴ひ、上野國倉野より河越に歸る。

○泰經、弟泰明ヲ平塚城ニ救フコト、九年四月十三日ノ條ニ、道灌、景春ヲ武藏用土原ニ撃チテ、上野ニ退クコト、同年五月十四日ノ條ニ、顯定、定正、足利成氏ト和シ、成氏武藏成田ニ退クコト、本年正月五日ノ條ニ、定正二宮城ヲ陥レテ、景春ヲ成田ニ走ラシムルコト、同年三月二十日ノ條ニ見ユ。

〔参考〕

〔新編武藏風土記稿〕九十七、下柚木村、多摩郡九、柚木領、大石系圖

房重、大夫丸、源左衛門尉、母長尾因幡守實景女、下

顯重、鶴壽源左衛門尉、信濃守、母上杉修理大夫持朝女、下

〔上野國志〕八、群馬郡、略○上白井村、吾妻川北、上白井村、○中倉加野村、○下

〔新編武藏風土記稿〕六十四、橋樹郡七、上丸子村、上丸子村ハ、郡ノ北

ニアリ、古へ丸子ノ庄トイヘリ、江戸日本橋ヨリ四里半、民戸百十一軒、東ハ多磨川ヲ隔テ、荏原郡下沼部村ニ堺ヒ、南モ同村ノ飛地ニ隣リ、西ハ小杉村ニソヒ、北ハ又多磨川ヲ隔テ、荏原郡上沼部村ナリ、東西五町餘、南北十三町ニ餘レリ、村ノ中央ニ一條ノ往還アリ、ソノカ、ルコト五町餘、下沼部村ヨリ入テ、小杉村ニ達セリ、コレヲ中原街道トイヘリ、コノ邊地形低ケレハ、オノツカラ水田多ク、陸田少シ、土性ハ上ニヲナシ、コノ村名ハ、舊クヨリ唱フルコトナラン、按ニ、東鑑ニ、治承四年十一月十日、戊午、以武藏國丸子庄、賜葛西三郎清重云々トアリ、此ノ丸子庄ハ、則此邊ヲイヒシナルベシ、後世其村名ノミ殘リシニヤ、上中下丸子村ハ、其庄名ノ起ル所ニシテ、外ニモ此頃ハ

文明十年正月二十四日

二九一

文明十年正月二十四日

二九二

丸子ノ庄ニ屬セシ村々モアリシナラン、今ハ失ヒテ傳ヘス、又古川ノ成氏、
兩上杉ト予楯ノ頃、文明十年正月廿五日、扇谷ノ家老太田道灌入道出馬シ
テ、豊嶋勘解由左右衛門カ平塚ノ要害ヘ押ヨセ攻ケレハ、其曉沒落シテ、敵
ナヲ丸子小机城ニ籠ル云々ト、鎌倉大艸紙ニミエタリ、此丸子ノ城ト云ハ、
當村ニアリシ城ナルヘシ、小机モコ、ヨリ程遠カラサレハ、地理モ亦然ル
ヘシ、又其頃城主ノ名ハ傳ヘサレト、成氏ニ屬セシモノトモ籠リシト見ユ、
今村内ヲ尋ルニ、其舊地ヲ傳ヘス、略

〔江戸名所圖會〕

八

丸子渡口

相模街道にして、其邑上中下に分れど、

上丸子、中丸子ハ、多摩川より西にありて、橋樹郡にあり、又下丸子ハ、荏原郡に屬して、川
の分限帳より上丸子の地、千葉殿所領にあり、又下丸子ハ、荏原郡に屬して、川
より東にあり、下丸子ハ、布施善三
さいふ人領するよし、同書に

〔新編武藏風土記稿〕

六十八

橋樹郡

小机城蹟

村ノ中央ヨリスコ

ナアリ、今ハ御林山トナリ、東ノ方呼ブ跡ト云、今モ打ヒラケタル地
ナリ、又搦手ノ跡ニハ、土人城坂ノ方ア跡ト云、今モ櫓ノ跡ナリトテ、
高キ臺アリ、此所ハ本、猶丸ノ形外明ニ見ユ、此城一内ヲ飯田城トモイヒシモ、
隣村下菅田村ニ飯田道世トヨリ居城ナリト云、此城蹟へ通クヨリノ城ナリトシ、
リ、此城北條村ニ飯田道世トヨリ居城ナリト云、此城蹟へ通クヨリノ城ナリトシ、
ノヤ、鎌倉大草紙ニ、丸子城小机城ニ籠ル解トイヘリ、略

飯田道

小机城

城山

〔江戸名所圖會〕

五

小机城跡

同し、小机行長津田街道

同道五丁計隔て、道より右の方城

坂と云を、二町計登くあり、土人の城山と號せり、今官林とせ、小田原記天
永四年甲申正月十三日、北條氏綱、上杉朝興を攻落し、歸陣の後、小机の城を
普請ありと記せり、依老臣笠原越前守、同能登守父子を城代として、此所浦
居住せしむとあり、封境今南北一町餘、東西四町計の小阜にし、回浦
の形を存せり、高六七丈中心の平地纔り百歩心あり、今畠とせ、

〔新編武藏風土記稿〕

小宮領

多摩郡十九

御屋敷

東北ノ方多摩川ニ傍

倉大草紙ニ、文明十年三月十日、上杉定正、河越ヨリ大石駿河守カニ宮
城へ押寄、大石降参ストアリ、コレニヨレハ、大石ヨリ、
里民ニモコノ傳ハ更ニナク、又城壘ト覺シキ所モ、
地駿河守カ住モシ跡ニヤ、サハトコ、ヨリ高月村ノ古城跡ヘモ、
トイヒシハ、高月ノ隔テタルモ、大草紙ニ、二ノ宮城

二十五日、賀茂上下社奏事始

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十

御湯殿上日記

正月廿五日、うんろ

〔親長卿記〕

九

正月廿五日、晴、早旦參内、賀茂下上奏事始也、兼日奏事目錄、
奉行職事遺之、顯、奏了、被下天盃祝著之、

文明十年正月二十五日

二九三

二ノ宮城

文明十年正月二十五日

義尙、犬追物始

〔蜷川親元日記〕六 正月廿五日、戊子、曇雨降、

一御方御所當年御犬追物始

御日記

一就御犬、此所へ、貴殿より御折強飯御進上、

○コノ後、義尙、犬追物ヲ行フコト、便宜左ニ合致ス、

〔蜷川親元日記〕六 三月七日、己巳、細雨、天晴、例日、

一御方御所御犬追物管領島山申御沙汰、初百疋御方御所さまあそはさる、

一色殿、同五郎殿、御射手組、此間に御ゆつけまいる、檢見小笠原備前守政清、後

百疋御所さまあそはされず、檢見伊勢守、

御一獻あり、小林調進之、

〔伊勢家書〕二〇後鑑二百犬追物御手組事 島山左衛門督

御方御所様廿三管領六疋朝臣、

一色五郎義春伊勢左京亮貞誠、

細川淡路守成春并和與次郎政爲、

島山政長
申沙汰

檢見
喚次

武田彦太郎信親

赤松孫次郎元祐

藤宰相永繼

小笠原備前守

伊勢守貞宗

伊勢七郎貞綱

一色左京大夫義直朝臣、

喚次

伊勢次郎貞頼

文明十年三月七日

〔蜷川親元日記〕六 六月四日、甲午、天晴、

一御方御所犬追物朝犬百疋、晚朝御所様あそはされず、檢見小笠原備前守、

喚次伊勢次郎御所様あそはさる、檢見小笠原刑部少輔、喚次伊勢左京亮同前、同五十疋、檢

見伊勢守、喚次小笠原刑部少輔、

〔伊勢家書〕二〇後鑑二百犬追物手組事

藤宰相十四武田大膳大夫入道八疋、

武田彦太郎八疋小笠原刑部少輔十疋、

赤松孫次郎十疋伊勢左京亮十七、

細川民部少輔十二伊勢七郎廿二、

文明十年正月二十五日

文明十年正月二十五日

檢見

喚次

小笠原備前守 伊勢次郎

文明十年六月四日

〔蜷川親元日記〕^六 六月七日、丁酉、天晴

一 御方御所御犬追物御手クケ

十一日、辛丑、曇晴

一 御方御所朝犬貴殿三上所にて朝御臺あり、同晚犬追物

〔兼顯卿記〕

○岩崎文庫所藏

七月廿五日、乙酉、晴○中略、義尙月次和歌ノコトニ收カ、ル、二月二十五日

[△] 御會後有犬追物、仍見物、入夜歸家

〔兼顯卿記別記〕

○岩崎文庫所藏

七月廿五日、乙酉、晴○中頃之後有犬追物、百疋

予武衛等見物、手組宰相中將殿、細河民部少輔、武田大膳大夫入道父子、伊勢七郎、赤松刑部大輔有問、同孫二郎、伊豆、小笠原備前守、同八郎元徳、伊勢左京亮父子、同二郎、坪和与二郎等也、檢見小笠原八郎也、秉燭程事終者也、其後頃之祇候、條々有御雜談、入夜歸家

〔蜷川親元日記〕

^六 十月廿八日、丙戌、天晴

春日祭ニ
依リ受戒
カ日繰上

一 御方御所御犬あり

二十七日、寅、前泉涌寺住持雲龍院聖秀ヲ召シテ、受戒シ給フ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二山十

御湯殿上日記

正月廿七日、御し拵

ろひにうんせうのんまいる

二月廿六日、○中略あすかすうまつりにて、御まゆる拵々ふあり、御しやうま

ん御ささあり、○春日祭ノコト、二月三日ノ條參看

三月廿七日、○中略うんれう院御しゆわい、いつものことし、

四月廿七日、御しゆわいうんれういんまこう、

五月廿七日、御しゆわひょうんせう院万いる、

六月廿七日、御し拵ろひょうんせう院まいる、

七月廿七日、御しゆわひょうんせう院万いらるゝ、

八月廿七日、うんせう院御しゆわひにまいらるゝ、

九月廿七日、御し拵ろ拵ようんせう院しこう、

十月廿七日、御し拵ろ拵いつものまとし、

十一月廿七日、うんせう院御し拵ろ拵にまいらるゝ、

文明十年正月二十七日

文明十年正月二十八日

二九八

十二月廿七日、略中うんをう院に御しゆりひあり、

〔晴富宿禰記〕十一月廿七日、乙酉晴、參詣清荒神、幸甚々々、雲龍院主聖秀長

後花園天皇
日

老泉涌寺來臨、依爲日來之法音院主也、被携芳茗廿袋、暫閑談、毎月今日舊院

御忌、禁裏有御受戒、令參内、直來臨云々、兩三年前賜泉涌寺公文、著香衣云

々、嚴重之姿也、條々談話、

二十八日、辛卯三條西實隆ヲシテ、源氏物語ヲ訂正シ、尋テ、新千載和歌集等

ヲ校合セシメラル、

〔實隆公記〕五正月廿八日、辛卯晴、略中入夜參内、則參御前、源氏物語御本

御不審所々、少々直付之、

晦日、癸巳、晴、今日猶候番、略中家寂祕抄二卷、可書進上之由被仰下了、

二月十四日、丁未、晴、今日猶候番、新千載校合等無殊事、

〔新千載和歌集〕

此兩帖雖爲古本、處々不審多、仍以一兩之證本、依仰注直付訖、

于時文明十年二月廿三日、按察使親長

○コノ後、廷臣等ヲシテ、諸書ヲ書寫校合セシメラル、コト、便宜左ニ

源中最祕
抄書寫

原寸 七十九

御忌禁裏有御受戒令參内、直來臨云々、兩三年前賜泉涌寺公文著香々、嚴重之姿也、條々談話、

二十八日、辛三條西實隆ヲシテ、源氏物語ヲ訂正シ、尋テ、新千載和歌ヲ校合セシメラル、

〔實隆公記〕五 正月廿八日、辛卯晴、中入夜參内、則參御前、源氏物語御不審所々、少々直付之、

晦日、癸巳晴、今日猶候番、中□中□中寂祕抄二卷、可書進上之由被仰下了、二月十四日、丁未晴、今日猶候番、新千載校合等無殊事、

〔新千載和歌集〕

此兩帖雖爲古本、處々不審多、仍以一兩之證本、依仰注直付訖、

于時文明十年二月廿三日、按察使親長

○コノ後、廷臣等ヲシテ、諸書ヲ書寫校合セシメラル、コト便宜

源中最祕抄書寫

新千載和歌集與書 後辭淺野長勲氏所藏

原寸 七十九分

計西指歌の古本一處、不審多

仍以一兩之證本、依仰注直付訖

于時文明十年二月廿三日

按察使親長

按察使親長

老前住、來降依爲日來之海音院主也。被抄於卷十袋書。御忌禁裏有御受戒令參内、直來臨云々、兩三年前賜泉涌寺公文著香衣云々、嚴重之姿也。條々談話、

二十八日、辛三條西實隆ヲシテ、源氏物語ヲ訂正シ、尋テ、新千載和歌集等ヲ校合セシメラル、

〔實隆公記〕五 正月廿八日、辛卯晴、中入夜參内、則參御前、源氏物語御本新寫

御不審所々、少々直付之、

晦日、癸巳晴、今日猶候番、中□源也□寂祕抄二卷、可書進上之由被仰下了、

二月十四日、丁未晴、今日猶候番、新千載校合等無殊事、

〔新千載和歌集〕

此兩帖雖爲古本、處々不審多、仍以一兩之證本、依仰注直付訖、

于時文明十年二月廿三日、按察使親長

○コノ後、廷臣等ヲシテ、諸書ヲ書寫校合セシメラル、コト、便宜左ニ

源中最祕抄書寫

新千載和歌集與書 侯爵淺野長勳氏所藏

原寸 七十九分

計五帖、紙の古本、處々不審多

仍以一兩之證本、依仰注直付訖

于時文明十年二月廿三日

按察使親長

按察使親長

御品類裏有御受戒令參内直來臨云々兩三年前賜泉涌寺公文著香
々感重之姿也條々談話

ヲ校合セシメラル

源中最
抄書寫

〔實隆公記〕五 正月廿八日辛卯晴略○中入夜參内則參御前源氏物語
御不審所々少々直付之
晦日癸巳晴今日猶候番略○中□中□中寂秘抄二卷可書進上之由被仰下了
二月十四日丁未晴今日猶候番新千載校合等無殊事

〔新千載和歌集〕

此兩帖雖爲古本處々不審多仍以一兩之證本依仰注直付訖

于時文明十年二月廿三日

按察使親長

○コノ後廷臣等ヲシテ諸書ヲ書寫校合セシメラル、コト便宜

新千載和歌集與書 侯爵淺野長勲氏所藏

原寸 縱 七十九分

計五帖紙の古本一處、不審多
仍以一兩之證本
依仰注直付訖
于時文明十年二月廿三日

按察使親長

皇聖忌ノ

御忌禁裏有御受戒令參内直來臨云々兩三年前賜泉涌寺公文著香衣云々嚴重之姿也條々談話

二十八日、辛三條西實隆ヲシテ、源氏物語ヲ訂正シ、源氏新千載和歌集等ヲ校合セシメラル、

〔實隆公記〕五 正月廿八日、辛卯晴、中入夜參内則參御前源氏物語御本御不審所々、少々直付之、

晦日、癸巳晴、今日猶候番、中□中寂祕抄二卷、可書進上之由被仰下了、

二月十四日、丁未晴、今日猶候番、新千載校合等無殊事、

〔新千載和歌集〕

此兩帖雖爲古本、處々不審多、仍以一兩之證本、依仰注直付訖、

于時文明十年二月廿三日 按察使親長

○コノ後、廷臣等ヲシテ、諸書ヲ書寫校合セシメラル、コト、便宜左ニ

源中最祕抄書寫

新千載和歌集與書 侯爵淺野長勳氏所藏

原寸 縱 七十九分

計兩帖雖爲古本、處々不審多、仍以一兩之證本、依仰注直付訖、

仍以一兩之證本、依仰注直付訖、

仍以一兩之證本、依仰注直付訖、

于時文明十年二月廿三日

按察使親長

順德院御
集八雲抄
校合

金葉和歌
集校合

續拾遺和
歌集
飛鳥井雅
康後撰和
歌集ヲ雅
御製ヲ雅
康二賜フ

甘露寺親
長續千載
和歌集書
寫源氏物
語夢浮橋

大和物語

合敘ス、

〔實隆公記〕

五

二月十八日、辛亥晴、小沐、及晚有召之間、參内、於御前、順德院

御集、八雲抄等校合、不審之處々直□、子下剋退出、

廿九日、壬戌、陰、今日猶候番、八雲抄校合、終日候御前、

三月三日、乙丑、晴、陰、○中爲八雲抄校合、不能退出、及深更候御前、

廿五日、丁亥、晴、金葉集禁裏御本、滋野井新寫校合之、終日無□、（事）

廿六日、戊子、晴、早朝向甘露寺、晝間又金葉校合如□□、（集略）

四月四日、丙申、晴、有召之間、參内、續拾遺集□、本相違所々直付了、

廿一日、癸丑、晴、○中後撰集朱書與書等出來、自武衛被送之間、則持參禁裏之

處、御製被下兵衛督了、仍持向彼卿亭、御返歌又令持參了退出、于時子下剋也、

廿三日、乙卯、晴、禁裏後撰集御本校合之事被仰下了、

〔親長卿記〕

九

三月七日、晴、參内、番也、續千載四季分且書進上、

八月七日、晴、參内、番也、源氏夢浮橋可書進上之由有仰、

八日、晴、候番、夢浮橋書了進上、同加朱點了、

十六日、陰、晴不定、○中今日被下大和物語、可書進云々、

文明十年正月二十八日

文明十年正月二十八日

三〇〇

文鳳抄

唐櫃並ニ
雙紙ノ銘

狹衣物語
銘

後光嚴院
御百首

義政折樽
ヲ獻ス

〔晴富宿禰記〕四月一日、癸巳、晴、略中一昨日自禁裏有召之間、今日參之、以民部卿忠富卿雖異躰不苦可參上云々、仍今日參之、以民部卿申上之、先日所書進上之文鳳抄七、八、九、十被下兩本之内、爲正本可書之御本、小御雅久誤他本之間、其子細言上了、仍又四、五、六、三帖可書進之由被仰下者也、官務歡樂之間未書進、非緩怠之趣言上之處、然者先御本料紙可返上云々、
十二月五日、壬辰、晴、雅久所書寫文鳳抄朱點予加之處、先可有進覽云々、仍今日進上云々、

〔實隆公記〕五 二月十五日、戊申、略中御唐櫃并御双紙銘等、濟々於御前書之、

四月十四日、丙午、陰、今日猶候番、狹衣銘依仰書之、
十九日、辛亥、晴、早旦極薦來、晝間自禁裏御双紙銘三後光嚴御百首唐結珠合璧集上下、和可書進上之由、有女所奉カ書、則染筆書進上了、今日召筆工令結、和可

御生母大炊御門信子及ビ日野苗子、參内シテ、宴ニ侍ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十御湯殿上日記 正月廿八日、いつも
の御さう月万いる、むろまち殿よりおり十ろう、御さる十ろう万いる、ひんろ

しのごうゐん殿御万いり、御さう月五こん万いる、位階之(日野苗子)三御あ万御万いり、(五辻宮侍)ごみ
なりめしてくこんさひて御らんをらるゝ、ことこのやうのゑい取、うさへ
などありて、御ひしくめてさし、

義政、猿樂ヲ小河第二興行ス、

〔實隆公記〕五 正月廿八日、辛卯、晴、略中今日於小川御所有猿樂云々、

〔兼顯卿記〕庫所藏文 正月廿七日、庚寅、晴、自晚雨降、略中伊勢守有使者、川

與三左衛門尉也明日被申御臺御方間、可有祇候由、自室町殿可申旨、被仰下由也、則
令對面、仰旨祝著畏存由、得其意可披露旨返答、仍美物兩種、
日局進上之、

廿八日、辛卯、雨降、自准后御方被申御臺御方、
剋許參候、重大昨日以

伊勢守、可祇候由、依仰也、有猿樂、觀世天曙程事終各歸家、獻、
獻こて十

三獻、准后之御酌也、終夜之儀沈醉之外無他、武者小路、藤宰相、予、三條、日野等
祇候、其外ハ御供衆祇候也、今日之儀千歲佳例、珍重々々、

廿九日、壬辰、晴、餘醉之外無他、午天參小河殿、中略、幕府修法ノ條ニ收ム、カ爲

昨日後宴有御酒、依仰參御前、細河右馬頭政國、伊勢七郎貞綱、予、三人祇候、觀

文明十年正月二十八日

三〇一

觀世大夫
十三獻義
政ノ酌
々參會ノ人

世大夫以下兩三人發音曲、仍被下御服、頗大飲也、秉燭之後入御、

〔蜷川親元日記〕六 正月廿八日、辛卯、天晴、雨、

一就今日御一獻、貴殿より御盃臺二、ふしあ、りあ、のや、な、く、心、御折十合、小折五合、柳五荷

御進上、

七郎殿より菱食一、鯛一折、蠣一折御進上、御折御調あり、貴殿

一御一獻、貴殿七郎殿御祇候、

能あり、田樂有阿彌めされて祇候、

廿九日、壬辰、天晴、

一御一獻あり、貴殿御餘醉よ御歡樂よて無御祇候、七郎殿御參、

一有阿彌よ千疋御折幣被下依、

〔晴富宿禰記〕正月廿八日、辛卯、晴、晡雨洒、又晴、入夜雨、略、中室町殿有猿樂、

二十九日、辰、壬義尚、北斗法ヲ修ス、

〔兼顯卿記〕○岩崎文、其後參小河殿、御祈事披露、自來廿九日始行旨申定、

則阿闍梨事觸□□□、

廿九日、壬辰、晴、餘醉之外無他、午天參小河殿、自今夜於宰相中將殿、被始行北

田樂
有阿彌

第一日

第二日

加持

結願

斗御修法、仍御撫物脂燭散狀僧名等持參、○中、仍參宰相中將殿、御撫物持參、

卅日、癸巳、晴、○中、御修法第二日也、自阿闍梨有芳志、□□謝之、

二月四日、丁酉、晴、午天參小河殿、御修法修中御加持事、爲□□也、未斜阿闍梨

被參、於御對面（新説カ）有御加持、予勲申次、每度之儀也、御臺御方御加持御略、近年如

此仰也、禪法御故也、爲之如何、

五日、戊戌、陰、自晚雨降、御修法結願也、早旦參小河殿、御修法御撫物御卷數等

持參、頃之祇候、午天參宰相中將殿、修中御加持有之、昨日衰日之間、今日有之、

御加持修（終）有一獻、阿闍梨御（粉）骨間、被勸申一盃故也、申初直參内、小時歸家、

〔蜷川親元日記〕六 正月廿九日、壬辰、天晴、

一今日初夜より、御方御所御修法御始行、青蓮院殿、

二月五日、戊戌、細雨晴、

一御修法結願、

三十日、巳、癸御笙始、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二、山城十、御湯殿上日記 正月卅日、○中より

秋めして、御樂あそはす、

文明十年正月三十日

三〇四

稽古始

〔實隆公記〕五 正月晦日癸巳晴今日猶候番青蓮院被參於二宮□有御一

獻公方御笙當年御稽古始今日也緣秋□□御湯殿上日記 二月九日略○中御所

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十 山城 御湯殿上日記

さむ宮の御方御まよさなどよて御樂あり

十一日々ふもより秋万いる

三月廿二日となるとなしより秋万いる内ノコト後略ス

二月甲小 朔

一日甲午 御祝

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十 山城 御湯殿上日記 二月一日々ふれ御

いと并いつものことしきう上らぬ御万いり

〔親長卿記〕九 二月一日晴元長參内爲御祝也予依故障不參

〔實隆公記〕五 二月一日甲午晴早旦退出行水晝間參伏見殿入□□等五 盃

酌有之及黄昏著衣冠參内御祝祇□後 輩新亞相源亞相戶部卿大府卿正親町

四辻兩相公羽林□阿古々丸爲親朝臣元長源富仲等也

〔兼顯卿記〕庫所 岩崎文 二月一日甲午晴略○中參内□□典侍殿□□祝詞於

局有來樂興公武多賀來

廷臣諸將義政ニ參賀ス

〔兼顯卿記〕庫所 岩崎文 二月一日甲午晴早旦先參賀小河殿准后則御出座

公武構見參儀如恒次參御臺御方有御盃諸大名外様 先之宰相中將殿還御

自去月廿八日御逗留小河御亭故也日ノ條參看 仍公武各參賀宰相中將

殿御對面之儀同前中春告朔中心多樂也尤珍重々々幸甚々々

文明十年二月一日

三〇五

親長故障
參ニ依リ不

祇候ノ人

夫人ニ參
賀ス
義尙ニ參
賀ス

文明十年二月一日

三〇六

成身院順宣上洛シ、畠山政長ニ迫リ、同義就ヲ討タンコトヲ請フ、

〔大乘院日記目錄〕^三 二月朔日、順宣法師上洛、畠山方事爲申合云々、相替

故光宣法印、不可說事也、

〔尋尊大僧正記〕^九 二月四日、

一隨心院殿より書狀到來、御構中強盜珍事云々、右衛門督出陣事ハ、不及其

沙汰云々、

五日、朝雨下、
戊戌

一去朔日、成身院順宣法師上洛云々、出陣等事可申合用歟、畠山政長勢仕事、

不可成事也云々、御陣ハ、大酒計也、御陣中夜々強盜以外云々、

三月廿二日、雨下、

一松殿來、昨日下午、色々物語、^{○中}

一畠山出陣事、相構不可有由、神寶申上云々、

晦日、夜雷、

一箸尾檜原等、自京都罷下、御勢仕等事申合了、左衛門督不可得旨返事故、各

退屈云々、成身院永在京、是又計會不可然間、早々可下向旨、自左衛門督方、

政長出兵
ハ不可能
東陣大酒
強盜横行

順宣政長
ノ出兵ヲ
強請シテ
永ク在京

奈良中上
下迷惑ハ
順宣下筒
井順爲下
ノ所爲榮
古市胤榮
ヲ要脚ヲ
取ル

念比ニ雖令入魂、猶以在京、如何様一勢申請、可罷下旨所望之、不可得事也、
其上者、在京可爲所□由返答云々、成身院計會非凡儀云々、每事相替□法^(效力)
印之進退、天下又非其時分姿、旁以成身院筒井之振舞大事云々、近年奈良^(順宣)
中上下迷惑仰天、併彼兩人所爲也、仍今度儀蒙御罰上者、何ソ率爾ニ可歸^(胤榮)
國哉、不恐神慮而廻計略條、無思案者也、尙古市是又諸篇無忠勤、而奈良中
毎月ニ要脚責取之、無心元云々、

大内政弘、益田貞兼ニ、石見長野莊ヲ安堵セシム、

〔益田家什書〕^{十八}

益田治部少輔殿 左京大夫政弘

庄内事委細承候、通得其心候、如何様守護方之儀、一段可致調法之條、御當知
行不可有相違候、目出候、恐々謹言、

二月一日

政弘判

益田治部少輔殿

〔采書〕
付紙ニ

文明十年二月一日到來於山口、使者陶尾州麻生方、

二日、乙未、義尙、廣橋兼顯ヲ招キテ讀書ス、

文明十年二月二日

三〇七

〔兼顯卿記〕

○岩崎文庫所藏

二月二日、乙未、晴、○中自宰相中將殿有召、仍申初參

候、有御讀書、頃之祇候、□□參禁省宿侍、

四月十九日、辛亥、晴、○中略、眞乘寺宮、景愛寺、頃之後參宰相中將殿、有御讀書、

五月四日、乙丑、雨降、○中小時又參宰相中將殿、有御讀書、

十三日、甲戌、雨降、自宰相中將殿有御使、仙阿被仰下云、此間久不祇候條、無心

元被思召者也、今日必々可有御下讀、可構參由也、予則對面御使、先以畏存候、

誠此間依雜、□久不參條、非自由候、(生)養性最中候へ共、必可構參由得其意可申

入由返答、仍午半剋參候、則有御讀書、其後有御酒、終日祇候、種々有御雜談、

十五日、丙子、雨降、宰相中將殿御讀書、隔日可參由、一昨日被仰定間、今日尤可

參處、聊不得隙子細有之間不參、明日可參也、○十六日ノ條ニ見エズ、

六月十二日、壬寅、晴、○中參宰相中將殿有御讀書、

三日、丙是ヨリ先、北野社法樂和歌ヲ廷臣及ビ義政ニ詠進セシメ、是日、之ヲ奉納シ給フ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山二

御湯殿上日記

正月廿三日、き、野

和歌題御配分

兼顯參仕スノ日ヲ約

飛鳥井雅康御製拜見

義政御製拜見

御製

皇子

伏見宮邦高親王

安禪寺宮

二月一日、○中御をうらくの御さんさくとも万い、

二日、北の、御をうらくの御えいさう、(飛鳥井雅康)兵衛督よみをらる、宮の御方もお

あしくつろもさる、むろまち殿御さ舟の御方より御さんさく万い、

三日、○中きさの、御をうらくの御さんしやくうさねらる、御をうらう

あり、めてさし、

六日、○中むろまちとのへ御をうらくみさを万いらせらる、

〔親長卿記〕

九 正月廿三日、晴、參内番也、今日北野社御法樂勅題支配人々

了、依仰也、

〔實隆公記〕

五 二月三日、丙申、晴、早旦北野御法樂御短冊令清書、則進上之、

飛鳥井令同道入風呂、

〔類聚和歌〕

北野社法樂百首續歌

春羽河 春きのふまでさえしあらしの音羽川今朝の水を吹やとくらん

玉嶋川 玉嶋や汀乃氷々何と余て河をの波乃音よそひゆく (歌七) 宮御方

高砂 高砂や尾上吹おほうら風みかほみもとてぬ松乃村立 (伏見宮) 邦高

春日野 白雪乃つれなく乃こる春日乃、下もえ出る若あつむらし 安禪寺宮

足利義政
道永入道
親王
一條兼良
曇花院宮
義政夫人
日野富子
二條持通
堯胤法親
王
二條政嗣
冷泉爲富
勸修寺教
秀
四辻季春
庭田雅行
花山院政
長
甘露寺親
長

三輪山 咲も花を如何も待さん春をうら猶風さゆる三輪の山うけ
葛城山 をしなへて花もさくらの春毎よえる人さえぬかつらき山
手向山 折えての神よ手向乃山さくら花の袖も錦なりける
伊勢海 いせ嶋や春乃をちの長閑よて波間にうらふあ万の釣舟
志賀浦 打いつる波乃花さへみゆるふらさくら吹まきうのうら風
三嶋江 春れ色をのこ嶋江よよる波のかへるなきさや打かまむらん
鹽竈浦 なうむれそ空に煙乃色消て干かそかまむ鹽か多のうら
宇津山 紅葉せし葛乃下道青やかに若葉つゆちるうつれやま越
葦屋里 芦のやの明る夜そしと立春にるさの去るを先かまむらん
吹上濱 浦風や吹上乃とほに立浪乃花にもるの色のみをなむ
湯等三嶋 これも又神乃手向かかまみさゆゆらのみさなれ波乃白ゆふ
忍山 尋糸と霞のわくれ忍や万風にまられぬ花やのあま
水無瀬川 春ふかく猶立あ先て水無瀬川霞のかりそ有てなる花
大淀浦 みるふさ乃色もろくをむ大よこの浦の松も浪にうけりて
田籠浦 玄乃波ぬ田子乃あ万人いとはあをみるめ乃とかる浦の藤のみ

義政
道永
覺惠
曇花院宮
一位局
持通
堯胤
政嗣
爲富
上臈
教秀
秀春
雅行
政長
親長

飛鳥井雅
康
勘解由小
路高
清
町廣光
柳原量光
冷泉政爲
滋野井教
國
白川忠富
西坊城顯
長
冷泉爲廣
四辻季經
三條西實
隆
八條爲保
山科言國

末松山 浦波は立ともみえぬ春乃日に霞をさゆる末乃まゆやま
大井川 からあひの色にそうつる大井川まけるあらしのかけれまら波
信太杜 千枝も猶茂りそふらんいゆをる信太れもりれ五月雨れあろ
猪名野 枕ゆふ程こそなれ小さく原のるのく月れましかよれ空
御裳濯川 わたてこのみもまそ川の清きをに立くる波の音すしき
伊香保沼 なかき糸のあやめも有に月やとるいかの沼のましかよはうし
天香久山 柳葉乃かをかくはしきやとくきほやとりやとれるあまのかく山
大江山 大江山さつをのほ久し影みえていくのく鹿も分やよる露ん
難波江 芦乃ともみらくすくなく難波江や日をふるまは五月雨の比
美豆御牧 まはを草まらるみとり乃をくしさにまの御牧は夏としもまし
松浦山 一むらの雲乃眞袖もひまふるや松浦乃山れ夕立の空
泊瀬山 此夕すくしくなりぬ初を山か糸の音さそふ秋乃そ川風
龍田山 またきよりまくるく雲乃立田山いかにそむへき秋の色そ
阪磨浦 立はよふす万乃うらはの夕霧にいさまら波の色もわかます
宮城野 咲萩乃花にうつ後ふ白露波をたれたれかまきよのくはら

雅康
高
清
勾當内侍
廣光
量光
政爲
教國
忠富
顯長
爲廣
季經
實隆
爲保
言國

文明十年二月三日

三二二

小倉季熙
正親町三
條實興

中山宣親

甘露寺元
長

水莖岡 玉章乃便ありとや水莖の岡へまかりのむれてきぬらん 義政
小倉山 小倉山こするをけかに色付てさそな西こそ秋風のぬく 季熙
宇治川 朝またき水か烟も立霧に猶よをのこせうちの川なみ 實興
常磐杜 眞木乃はわかわらぬ色もかわりたりとたはれ杜乃秋のたしきは 覺惠
三室山 行方はめにもさやかにとむろや万うら吹かへを葛のあき風 宣親
高圓野 花をさるわかまら年高圓の野への眞萩もふる枝にそ咲 教秀
伊駒山 秋風にまかれてそ行伊駒山色ほくそ糸の末れしら雲 元長
○以下五
九首略ス

文明十年二月三日

權ニ春日祭ヲ停メ、尋デ、之ヲ追行ス、

辨内侍等
不參

〔春日祭歴名部類〕文明十年二月廿七日、庚申、祭、式日延引、上卿權中納言經
茂、辨内侍等不參、

〔親長卿記〕九 二月廿七日、晴、今日春日祭云々、上卿勸修寺中納言、經茂、辨
内侍不參、

〔實隆公記〕五 二月廿七日、庚申、東風吹霽、餘寒又相侵、○中抑今日春日祭

也、上卿經茂卿也、□侍辨使等不及參向、

〔兼顯卿記〕庫○岩崎文 二月廿七日、庚申、晴、春日祭也、上卿勸修寺中納言、經
卿、一身參行、亂後如此、

〔晴富宿禰記〕二月廿六日、己未、自午終刻雨降風吹、春日祭去年冬外記史以下

去冬參向
者參向セ
バ訪テ通
用セシム
安倍盛俊
上ノ訪テ返
上セシム

公人等參向之處、祭無之、空歸京、其時御訪各皆可返上之由被仰之、明日祭禮
也、今參向之輩者、去年參向之人者、其御訪通用也、各雖歎申、堅御成敗也、六位
史盛俊者下向江州、母喪之内也、去年糧物分者被關之、於御訪者可返上之旨、
可下知之由、被仰官務之間、昨日召上盛俊申、已參洛、服暇日數中也、先其間之
儀可有御免歟、致了簡可返上之由、令言上、傳勸修寺大納言教秀卿也、

〔尋尊大僧正記〕九 二月廿六日、夜雷
一明日春日祭云々、權中納言上卿御書持來、御太刀平緒渡之、廿三日御書也、

廿八日、

一夜前春日祭、上卿勸修寺權中納言、

〔東院年中行事記〕八 二月廿七日、庚申、春日祭施行云々、

幕府ニ勅シテ、禁裏御料所備前鳥取莊大官ノ年貢ヲ納メザルニ依リ、之

文明十年二月三日

三二三

ヲ改易セシム、

〔兼顯卿記〕

○岩崎文庫所藏

二月三日、丙申、晴、未明自番歸宅、午、天女房奉書到來、

爲御使有御用事、可祇候由也、畏奉存由申入、八時分急參候、勸修寺大納言同

參、御料所鳥取庄御年貢無沙汰之間、御代官可有改易由、可申室町殿由奉仰、

兩人參小河殿、御臺御方申次女中、依所勞闕如之間、不及申入、仍歸參禁省、申

入事由、明日様可申達由、令言上退出、歸路參宰相中將殿、頃之祇候之後歸家

于時半（更方）歟、

三月四日、丙寅、晴、有召參御臺御方、先度自禁裏被申鳥取庄御代官職事、御返

事被仰下間、勸修寺□□兩人奉之、但重而兩人申入子細有之間、先不及參内、

於春日局有夕飯、

九日、辛未、晴、及晚參内、御料所鳥取庄事、武家被申通奏聞、勸修寺大納言同參

候、

四月廿九日、辛酉、雨降、自晚雨脚休止、終日餘醉之外無他、自禁裏有召、餘醉之

由、令言上處、可構參再三有召間、及晚參内、御料所以下事條々被仰下旨有之、

○鳥取庄年貢ヲ上ラザルニ依リ、勸修寺教秀、廣橋兼顯ニ命ジテ、之ヲ

廣橋兼顯
勸修寺教秀
御旨ヲ幕
シム

督促セシムルコト、九年七月十三日ノ條ニ見ユ、

伊勢貞宗、神馬ヲ近江日吉七社ニ寄進ス、

〔蜷川親元日記〕

六 二月三日、丙申、天晴、

一、貴殿日吉七社御立願、神馬七疋内、且二疋河原毛、被引進之、樹下方へ成辰

書狀被遣之、返事并別番請取有之、翌日自靜住房到來、

四日、丁酉、尊敦親王、安禪寺宮觀心尼參内セララル、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二山城 御湯殿上日記

二月四日、あんせん

謠曲

寺殿ならします、す宍殿、なかはし、とん部卿のもとへ御入、□□うたいをこ

あるをこるひ、二の宮の御うたきりせをはしまして、よはかよ御あやよく

よてゐる、まうちやく申さるゝ、御宮をよ御かむらきのもれ御たる御もち

あり、むらやう院御れい申、二の宮の御かたへも申さるゝ、宮けよ御あふ姿

万いらせらるゝ、

五日、夜部れまうちやくとて、二れ宮の御かたへ、御たち十てう万いらせら

るゝ、

○コノ後、宮門跡、尼宮、僧侶、廷臣等參内ノコト、便宜左ニ合致ス、

文明十年二月四日

三一五

太刀

文明十年二月四日

三一六

妙法院
嵐初參

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二城十

御湯殿上日記

二月十日

○中(備前)めう

眞乘寺

やう院の宮の御方はしめて御万いり、御宮けふ三かう二万いり、つうきん寺との、御うつし後御所も御万いり、ひめ宮の御うたもなる、なふやかさくもしともなる、大なるの御かごめして、御ひしく、此一こんあり、

梶井宮
胤法親王

三月五日、めうやう院の宮御方なる、

十八日、めうれん寺あとしはしめてまこう、三かう二万いり、御た尋めんありて、御さう月さふ、

廿五日、○中よるかち尋殿御万いり、御さう月万いり、

四月十日、めうやう院の御万いり、

十三日、雨ふる、よるはる、○中めうやう院の、さかもとへ御うへりあり、御いと多こいお御万いり、この御所より、御みやけおおり三かう、御たる

万いり、あちやち御れう御万いり、御さか月御あふきたふ、

廿六日、御(道水入道親王)むろ御所御れいよ御万いり、○中あんせん寺殿ならします、

五月二日、(善空)二そん院御まで物御くまんしゆもちて、御れるまままこう、御た尋

道永入道
親王
二尊院善
空御撫物

卷數ヲ獻
ズ

邦高親王

めんあり、雨々ふもふる、

十一日、あんせん寺殿なる、

十六日、○中あんせん寺殿ならします、

六月一日、(邦高親王)ふしみ殿御万いり、なかておよひ御返ある、

五日、ふしみ殿ふと御申ありてなる、

七日、くもれ、あんせん寺殿なる、

廿一日、やう望んぬん御ようの事ありてめしたるふ、いせいよてまこうな

た御をいよまいる、御さる三万、おり万いり、二宮の御うた御たいめんあり、

九月一日、あさ御さう月まいる、あんせん寺殿御ふた御所御物万いりの御

とをりてなる、御さう月まいる、

二日、あんしやう寺の中よりのやりとて、御れ尋よまいらる、御さるまん

しやうまへきまふしなるやとよてとて、をりうみもちて万いらる、御さ

尋めんありて、御さか月を尋く、のはんしゆ所よてさふ、

十七日、あんせん寺殿、ひめ宮の御かさつをまいらせらるてなる、

廿二日、あんせん寺殿御物まいりよて、御るすの程とて、ひめ宮の御かたな

寶輪院

安祥寺

文明十年二月四日

三一七

る、

廿九日、二宮の御かゝなしまいらをらきて、玄やうをんを御ををか
さにて、あうさうつをまて御万いり、御さか月万いりて、御ひしくごめ
てさし、御さる一う、をり二りう、御みやまよまいる、

十月廿日、あんせん寺殿ある、

六日、己浦上則宗、赤松政則ヲ其第二請ジテ、猿樂ヲ張ル、

〔晴富宿禰記〕二月六日、己晴、官務歸上宿了、六角油小路城塙所司代浦上、招

引赤松、侍所觀世絶藝能、鼓吹音曲聞也、

〔蜷川親元日記〕六 二月五日、戊戌、細雨晴、

一浦上近江守所司代所六角講へ、明日赤松殿御入云々、仍貴殿より菱食一、鳥三番、

海老一折、以上以御被遣之、御折昏相副之、

興福寺薪猿樂興行、

〔尋尊大僧正記〕九 二月六日、

一勅願二十講自十五日之由仰延了、自講衆薪中不可然由云々、然而一日可

懸八專歟、

六角油小
路城郭

伊勢貞宗
着ヲ則宗
ニ贈ル

金晴大夫
勤ム

梅枝

一薪猿樂始之、

七日、雨下、

一依雨下能無之、

十三日、彼岸

一昨日古市西初而薪裏頭見物了、

十四日、

一金晴於社頭法樂云々、至薪昨日了、

〔東院年中行事記〕八 二月六日、己亥、薪猿樂始行、

七日、庚邦高親王、梅枝ヲ獻ゼラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲山城御湯殿上日記 二月七日、ふしみ殿

より梅の枝まいる、

一〇コノ後、邦高親王、物ヲ獻ゼラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲山城御湯殿上日記 五月四日、ふしみ殿

御物まいりの御つゐて、ふしみへ御くさりよて、をふくもしなるこて、御
宮多よ草木とを、そのかりさけのこ、ふもしなとまいる、中ぬしみ殿より

文明十年二月八日

三二〇

藥玉

すゝき

丹波瓜

魚

あよひ御くもたは万いる、
七月四日、ふしみ殿よりすゝた万いる、
十日、ふしみ殿よりふんは五こ万いる、
十一月五日、ふしみとのより御まね二色まいる、

八日、辛幕府、隨心院嚴寶ニ、光明峯寺領山城小鹽莊及ビ賀茂寶幢院ヲ安堵セシム、

〔隨心院文書〕〇坤 山城

〔編纂書〕 文明十年二月八日義政安堵狀

光明峯寺領山城國小鹽莊并賀茂寶幢院之事、任先例爲進止、可令全領掌給之狀如件、

文明十年二月八日

〔義政〕 (花押)

隨心院大僧正御房

〔尋尊大僧正記〕九 二月廿六日、

一 〇 中家門小鹽莊遵行事、山名難申、其子細ハ、至近日山城守護職者山名也、然而畠山ニ可被改之由被仰上者、遵行事不可出之云々、畠山ニ不可渡云

山名政豐
遵行狀ヲ
出サズ

々、兩方儀御大事也、所詮御料所分ニテ可有歟云々、仍小鹽莊事、無一途之間、珍事借下錢主無之、御堂ニ御借下事可被申歟、御領狀不審之由廣橋申云々、尙々比興之天下也、

三月八日、

一 自宗祇方書狀到來、〇 中略 小鹽莊事ハ不及遵行、珍事、

〔尋尊大僧正記〕九 三月廿一日、

一 隨心院殿今度安堵諸國庄之事、於御教書奉書者、嚴密ニ雖被下之、守護共一切不承引、不限隨門領地由、慇勤ニ申之云々、丹後國守護ハ一色、播磨國守護ハ赤松、讚岐國守護細川、未聞者越後國事也、小鹽莊事ハ山名自元不承引者也、

〔大乘院寺社雜事記〕五六十 四月十九日、

一 浮說山城國守護職畠山治定、仍小鹽莊事、家門御知行無爲歟云々、山城在々所々關可破歟云々、

〇 幕府、小鹽莊ヲ一條兼良ニ安堵セシムルコト、九年十二月二十七日ノ條ニ見ユ、

文明十年二月八日

三二一

隨心院領
安堵狀ヲ
出セドモ
守護從ハ

畠山政長
山城守護
職トナル
トノ説

一條兼良、興福寺ヲシテ、其采邑攝津福原莊ノ賦租ヲ督促セシム、

〔尋尊大僧正記〕九 二月八日、

一就福原庄事領家自禪閣御書到來、六日御書也今日到來、寺門向事更以無御違變儀候、香川新左衛門尉方無御補任候、香川ハ惣領斷絶、非分ニ新居之由號香川云々、安富ニ地頭分事候間、定可致代官歟、

三月九日、土用、

一唐院書狀安富在京、爲寺門可然事也、家門福原庄事自寺門申合歟、香河事柚留木色々勝手ニ申成云々、珍事之由被申之、

〔大乘院寺社雜事記〕五六 四月廿五日、

一松殿少將爲御使下向、福原庄事、寺門ニ被仰出之子細有之、

五月四日、

一松殿、石左衛門上洛、福原事訓英方より申、學侶衆申合、於御年貢者、速ニ御家門ニ可進上之由、自寺門以柚留木可申付香川云々、此子細可被仰付云々、珍重、松殿以堯善令申訓英方畢、

七日、

柚留木重
藝香川某
ヲ福原莊
代官トス

一自禪閣御書被下之、福原庄事妙徳院巨細申狀御悦喜、年貢事香川方ニ可有御催促云々、

〔大乘院寺社雜事記〕六六 七月十三日、

一一昨日松殿少將下向了、昨日禪閣御書ニ有子細様ニ見了、驚入者也、

九日、壬寅義政夫妻竝ニ義尙、參内シテ宴ニ侍ス、仍リテ三十首續歌ヲ行ハセラル、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲 二月九日、むろまち

○山城 御湯殿上日記
との、御申ささ、八うち程より御下り、宰相中將殿御さすの御うさも御下り、そのやうふしと殿、あんせん寺殿、つうきん寺殿御下り、おさへ物十りう、御さる月のさす、やあ木十り、いあう三り、御さうさあさあり、とよ宰相中將殿のしめてあそひす、ひくうあり、御さすよくしもあり、御ひしく、とうさす、いしく、もありて、あけやとまての一こんよて、めてさしく、

十日、くろ御所く、いまさ入をいしまして、御こうてうあり、

〔親長卿記〕九 二月九日、晴、參内、今日室町殿并宰相中將殿御參内也、年始

文明十年二月九日

三三三

邦高親王
觀心尼
通玄寺

年始申沙

文明十年二月九日

三三四

祇候ノ人
々々
三十首續
歌
勅題

讀師義政
講師甘露
寺元長

永樂ノ例
ニ依リ銅
錢ヲ贈ラ
シム
求ム

申御沙汰云々、如例年、勸修寺大納言、新大納言、源大納言、花山院大納言、依候
期有、予、民部卿、實隆朝臣、元長、菅原在數、源富仲、菅原長胤等祇候、

御供事元長、俄被相催參仕、持宰相中將殿御劔云々、有三十首續歌、勅題、卷頭
遊依天、依仰令支配御短尺、進人々了、雖爲探題、少々女中等令進也、御人數依
氣也、仰予注立備叡覽、少々有被除之人、在別、有披講、今日雖爲無人、爲每度事、有披
可然之由申入了、仍、讀師室町殿、講師元長候之事了、大飲如恒、

〔實隆公記〕五 二月九日、壬寅、晴、造作如昨日早旦退出、今日室町殿御申沙汰參内也、午
下剋著衣冠參内、大樹已令、(參方)直廬之程也、今日參仕人々、勸修寺大納言、新大
納言、(參方)大納言、按察、民部卿、下官、元長、政資、六位、(等方)也、有勅題三十首御續歌、讀
師室町殿、講師元長也、一獻及天明、

〔蜷川親元日記〕六 二月九日、壬寅、天晴、一御參内、貴殿御供、

明主朱見深、幕府ニ復書シ、銅錢等ヲ贈ル、

〔續善隣國寶記〕

皇帝勅諭日本國王源義政、得奏、本國經亂、公庫索然、要照永樂年間事例、給賜
銅錢賑施等因事、下禮部查、無給賜之例、而使臣妙茂等、復懇辭具奏、茲不違王

意、特賜銅錢五萬文、付妙茂等領回、至可收用、故諭、

成化十四年二月初九日

右、一尺六寸五分、橫四尺六寸五分、黃色蠟帛也、端上下雲行、與同前、中央
有龍、前有珠、珠有光、燭裏有散金、銀、不折而卷之、上以黃薄紙裹之、其上又以
一薄絹裹之、

皇帝勅諭日本國王源義政、

朕恭承

天命、嗣守鴻圖、以主宰華夷、惟王賢達、敬
天事、大特遣正使妙茂等、賫捧表文并馬匹方物、

來貢、具見王之勤誠、良可嘉尚、茲因使回、特令賫勅諭王、并賜王及妃銀兩、綵
幣、王其體朕至懷、故諭、

國王

銀二百兩

錦

文明十年二月九日

三二五

用紙

義政夫妻
銀兩綵
幣ヲ贈ル

義政へ
贈物

銀 錦

文明十年二月九日

大紅四寶四季寶相花一段

丹礬紅四季寶相花一段

柳青毬紋寶相花二段

紵絲

織金麒麟五匹

大紅一匹 青二匹

黑綠二匹

素十五匹

深青八匹 黑綠七匹

綵絹

木紅十匹 藍十匹

紗

織金麒麟五匹

大紅一匹 深青一匹

黑綠三匹

素

素十五匹

羅

深青暗花八匹 明綠暗花七匹

羅

織金麒麟五匹

大紅一匹 青二匹

黑綠二匹

素十五匹

深青五匹 黑綠五匹

鶯歌綠五匹

王妃

銀一百兩

錦

深青纏枝寶相花二段

紵絲

織金麒麟二匹

文明十年二月九日

紵絲

錦

銀

夫人(ハ)贈物

素

文明十年二月九日

三二八

素

大紅二匹 深青一匹

素八匹

深青四匹 黑綠四匹

綵絹

綵絹

紗

木紅五匹 藍五匹

素

織金獅子深青二匹

素六匹

探青暗花四匹

明綠暗花二匹

羅

羅

織金獅子二匹

大紅一匹 黑綠一匹

素六匹

深青二匹 黑綠二匹

素

鶯歌綠二匹

成化十四年二月初九日

右黃色蠟紙，豎二尺一寸，橫七尺七寸，面中有金泥龍紋，年號上下有雲行，端書者上下有雲行，裡有金銀散，不折而卷之，疏別幅同，有唐切之疏，別幅廿二，高一箱長二尺二寸五分，餘有蓋，鎖具并緒無之。

〔蔭涼軒日錄〕

文明十八年五月廿九日，不參天快晴。○中大唐返表并別幅，裏

黃昏，又裏黃絹，入檜箱，小而薄，赤漆也。年號成化十四年二月初九日，正使妙茂長老，副使慶瑜首座，同高麗返表數通入赤箱，又草案色々，又德有鄰之御印，々々材櫻木，入小箱，無印肉，今日自栖老軒，以祥恩藏主見度之。益之記云：文明十年戊戌十月廿九日，渡唐正使竺芳和尚，副使慶瑜首座等回京，同十一月二日，兩使詣殿拜台顏，因獻此返書。□捧方物，同三日，隨舊例，可置此書於蔭涼軒之命有焉云々。按成化十四年戊戌，乃日本文明十年戊戌也。高麗疏龍集甲午九月五日云々，甲午乃成化十年甲午也。日本文明六年甲午也。

〔成宗大王實錄〕

九十四 戊戌(文明十年)大明成化七年朔庚申，乙酉，全羅道觀察使馳

啓，日本國使妙茂等三百人，乘船三艘，朝大明回來，遇風漂泊大靜縣界，濟州牧使鄭亨慰藉以送，上覽大靜縣監李誠孫當初捕獲方略，及鄭亨接遇得宜，傳曰：

文明十年二月九日

三二九

用紙
外箱

印文ハ德有鄰
印材ハ櫻々
妙茂等歸京
妙書チ蔭涼軒ニ置カ

妙茂等朝鮮大靜縣二漂泊ス
縣監李誠孫使船チ捕獲ス

文明十年二月十日

三三〇

筆談ニテ
使節タル
ヲ知ル
濟洲牧使
鄭亨及ビ
李誠孫賞
セラル

鄭亨措置得邊將之體誠孫掩捕雖若有失然初不知爲朝貢使臣有何咎乎予甚嘉之其草諭以啓承旨等啓曰曩者申子橋以上疏一紙尙有褒賞況亨分憂海外鎮禦一境其使臣初泊時大靜縣監李誠孫發兵掩捕無舌人可傳語亨以書相問知其爲朝天使臣然後待之以禮屢遺食物慰之且權稱守令若有他節度使在遐方者待遇之方無小欠缺臣等謂邊圍最緊將帥之任實難如此處置非人人所能乞特賜褒賞以獎其餘傳曰予於遞時欲加一資予之計晚矣亨加一資誠孫賜鄉表裏政院草諭書以進其辭曰今見所啓當初日本使船之來事出倉卒如失待遇之方必朝廷之羞而爲隣國之笑事關大體爾能示以恩威待遇得體予用嘉之特進一級大靜縣監李誠孫亦盡邊將之責茲給表裏至可傳付倭使所贈之物悉皆還送爾其受之

○幕府妙茂等ヲ明ニ遣サントスルコト七年八月二十八日ノ條ニ妙茂等和泉堺ヲ發スルコト八年四月十一日ノ條ニ見ユ

十日、癸卯、細川聰明丸、初卯八幡千句ヲ行フ、尋テ又、北野法樂千句ヲ行フ、

〔蜷川親元日記〕^六

二月五日、戊戌、細雨晴

一細河殿より初卯千句并廿五日千句御發句ヨ御申、御使秋庭、

七日、庚子、曇雨

一細河殿御申、來十月初卯八幡千句、

御發句

雪ふれやまゝ春さむき峯の花

例式御自筆よて出、即被送進之、蜷中務秋庭所へ被遣

廿三日、丙辰、天晴、夜雨

一明後日細河殿千句御發句迫暮出、翌日早朝秋庭所へ被遣之、御使松平、

はを梅乃さうり星の林か歌

十二日、乙卯、邦高親王御合奏始、

〔實隆公記〕^五

二月十一日、甲辰、晴、早旦行水、今日又召大工有造、^(作)入夜參

伏見殿、

十二日、乙巳、霽、早旦自竹園退出、造作^(如カ)昨日、今日竹園御合奏始云々、菊第^(巻)前

御發句内府以下□地下□人等、同參上云々、

毛利少輔太郎元服ニ依リテ、大内政弘偏諱ヲ與ヘ、弘元ト稱セシム、

〔毛利文書〕^十

加冠

文明十年二月十二日

三三一

參仕ノ人々

文明十年二月十三日

弘元

文明十年二月十二日

左京大夫 政弘

毛利少輔太郎殿

御二字之事承候、雖斟酌候、御懇望之條書進候、仍太刀一腰、清綱馬一疋、鹿毛、進之候、長久可申談、与珍重候、猶安富左衛門大夫可申候、恐々謹言、

二月十六日

政弘

毛利少輔太郎殿

○弘元ノ父豐元ノ卒スルコト、八年五月二十八日ノ條ニ見ユ、

十三日、御樂始、

〔京都御所東山御文庫記録〕○山城 御湯殿上日記 二月十三日、御樂と

祇候ノ人

皇子及ビ

しめ、ぬう老やうより、新大納言、その中納言、ひやう部卿、とくの二位、ひらまつの前宰相、四佐しの宰相中將、となくよの朝臣、としらすのあそん、もとあう、ちけよ、より秋をとしめて十人万いる、ひつしのこくよとしまる、宮の

邦高親王

禮樂再興ノ瑞兆
樂所奉行
四辻季春

樂目錄

所作

御うさふしととのとよ御初さんよてあるふ、無爲よめてきてし、れち御さう月万いる、やうあん寺殿のちんしゆそ、三いろ御さる一う万いらをらる、三こんのち、御まへ、めす、あいく、よても、御うく、うさ、まいあどありて、御ひしく、とめてさしく、

〔實隆公記〕五 二月十三日、丙午、霽、自今日當番也、午剋計、内、教國卿令相

伴了、未剋御樂始有之、亂後始而如此、禮樂再興之瑞、珍重々々、樂所奉行新大納言被申沙汰云々、散狀樂名等如、

平調

万歳樂、只、拍、三臺急、泔州、五、常樂急、鶏德、殘樂、伯二位、元長、季繼、太平樂急、

林歌、反、新大納言、後、有、朗、三、

御樂

笙

御所作 兵部卿 伯二位 言國朝臣 綠秋朝臣 直秋 夏秋

箏

二條前宰相 安倍季繼

文明十年二月十三日

文明十年二月十三日

三三四

笛 東帶引裾
俊量朝臣 元長 景康朝臣 景兼 景益 大神景熙

琵琶

(伏見宮邦高親王)
式部卿親王 園前中納言

箏

宮御方 四辻宰相中將 季春 新大納言自筆
書寫之仍如口

鞞鼓

慶 口

大鼓

豐原統秋

御樂了、有一獻及亂舞、及深更就寢、

〔歷代殘闕日記〕 八十七
言國卿記 二月九日、

立文 來十三日可有御樂、未剋可令參仕給之由、内々被仰下候也、謹言、

二月七日

季春

内藏頭殿

散狀

奉書

十三日、御樂三臺急主上有殘、近比殊勝々々、

〔兼顯卿記〕 ○岩崎文
庫所藏 二月四日、丁酉、晴、午天參小河殿、○中
略 自禁裏爲御樂

始鞞鼓可被借進、由被申、伺申處、申遣、糶井方由仰也、

大内政弘、長門有保別府公文名ノ地ヲ、興隆寺ニ寄附シテ、修造費ニ充テ、
尋テ、段錢諸課役ヲ免ズ、

〔興隆寺文書〕 四

長門國厚東郡有保別府内公文名參拾石地 朽網彌事、爲水上山上宮所々御
次耶跡 造營料所御寄進畢、然者早任今日 文明十
三 御寄附狀之旨、可被渡進彼地於當
山御代官之由、所被仰出也、仍執達如件、

文明十年二月十三日

散位

(相良正任)
遠江守(花押)

(備田弘綱)
備中守(花押)

内藤彈正忠殿 (弘矩)
築山殿御代

内藤弘矩

打渡狀

長門國厚東郡有保別府内公文名參拾石地 朽網彌事、爲水上山上宮所々御
次耶跡

文明十年二月十三日

三三五